

北支那經濟の新動向

332.22
MA 92



0021763000

2

0021763-000

332.22-Ma92ウ

北支那經濟の新動向

松崎雄二郎・著

講談社

昭和17

ADC

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月23付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもので

138



332,2
M492

北支那經濟新動向

松崎雄二郎著



大日本雄辯會講談社刊

923

284

序に代へて

本書は、支那事變より大東亞戦争の現段階に至るまで、過去五ヶ年間に互る北支那經濟の逞しき生長過程を、種々なる角度より検討せるものであるが、その中心課題が貿易政策と資源政策にあることはいふまでもない。

惟ふに、現在の如き複雑なる經濟情勢の下に於ては、通貨政策にしても、物價政策にしても、此等のものはすべて、貿易政策の動向によつて規制されざるを得ない。本書に於て貿易問題がその主流を構成してゐる所以も、一つに斯かる理由に基くものであるが、それと同時に、現地生産力の擴充問題や民族資本の動員問題等に對しても、若干頁を割いておいた。

資源問題については、北支開發の第二次五ヶ年計畫の全貌が十分明らかになされてゐないため、過去の開發狀況の再検討に主力を注ぎ、その中から新らしい結論を誘

導すべく努力した。然し乍ら、本書は、大東亞戦争の勃發する數日前に一應脱稿せる關係上、大東亞戦争後の動向は幾分つけ足しのそしりを免れない。本来ならば、全紙面に亙つて改訂を施し、一貫せる論旨を以て筆を進めてゆくべきであるが、時間的にさうした裕りを見出し得なかつたので、僅かに第九章を追加して、その責任の一端を果すこととした。

然し乍ら、賢明なる讀者諸君には、大體第八章までの記述によつて、將來の動向を十分洞察し得べく、殊更第九章を追加する必要はなかつたのである。筆者自身も第九章は大體その後の経過を報告するといふ程度に止め、餘り掘下げた批判は下さなかつた。たと筆者が本書を上梓するに當つて、一言強調しておきたいことは南方の赫々たる戦果を禮讚するの餘り、大陸問題に對する研鑽を怠つてはならぬといふことである。

過去五ヶ年間に亙る支那事變は一面戦争、一面建設といふ未曾有の難事業と闘ひ乍ら、新中國の建設にありとあらゆる血みどろの努力を拂ひつゞけて來た。そして

大陸に蒔いた種が漸く實のりの秋を迎へんとする時、國民の眼が南方に凝集し、北方問題に對する關心と情熱を喪つてしまふやうでは、支那事變を戦ひ抜いて來たといふ、此の貴い歴史的經驗が一朝にして水泡に歸せざるを得ぬからである。

今日、南方共榮圈問題が日々の新聞雑誌を賑はしてゐるのは、南方作戦の劃期的大戦果と睨合せ、何等異とするには當らぬが、大東亞共榮圈が、内部的攪亂なき經濟を建設し、世界經濟に於て絶對的優位性を保持せんがためには、入念に設計された、長期に亙る建設上の構圖をもち、之に基いて合計畫的に建設されねばならぬ。即ち産業及人口が地理的に適正に配置され、各産業部門が均衡的發達を遂げ得、そして物資の交流關係についても高度の計畫性が附與されねばならぬ。特に日滿支三國は大東亞共榮圈の基幹部分を構成し、共榮圈問題に對しては極めて大きな發言權を握つてゐるのである。

然るに、世上往々主客を轉倒し、南方共榮圈の優位性のみを主張せんとする向あるは、甚だ憂ふべき現象といはざるを得ない。幸ひ本書を通じて北支那經濟に對す

る國民の關心が些かたりとも昂揚され得るならば、筆者は特に望外の喜びとするところである。

昭和十七年五月

青島に於て

松崎雄二郎

目次

第一章 東亞共榮圏と北支那經濟

- 一、危機を孕む米國の極東政策……………三
- 二、東亞共榮圏の新課題……………五
- 三、共榮圏と北支經濟……………七

第二章 大陸通貨工作の展望

- 一、多難なりし北支の通貨統一工作……………一〇
- 二、爲替相場の變動と聯銀券への影響……………三
- 三、北支物價高の特異性……………四
- 四、天津匯申市場の動き……………八

五、聯銀リンク・レートの昂騰理由……………三三

第三章 凍結令下の爲替政策

一、資産凍結令の意義と效果……………二六

二、凍結令の上海市場に及ぼせる影響……………二六

三、圓系通貨の昂騰と聯銀券……………二六

四、爲替集配制の基準通貨變更と今後の問題點……………二七

第四章 北支六港貿易の構成的變化

一、爲替集配制度の功罪……………五三

二、國際收支より見たる北支六港貿易……………五三

三、北支貿易商品の構成的變化……………六五

四、對圓域貿易統制の進展……………七五

五、貿易體制の切替と其の影響……………八六

六、留保金問題の現實的課題……………九〇

七、北支貿易の再檢討……………九六

八、共榮圈貿易の新構想……………一〇六

九、綜合清算制度の意義と役割……………一〇九

第五章 貿易機構再編と民族資本の動員問題

一、貿易機構の再編成と中小商工業者の整理問題……………一四

二、實績主義の再檢討……………二三

三、現地生産力擴充の急務……………二七

四、民族産業の復興問題……………三六

五、日支經濟合作に對する中國側の見解……………三三

六、日支經濟合作促進の具體的要領……………三三

七、民族資本の基本的動向……………三九

第六章 北支重要産業の動向

- 一、中國産業の後進性……………一四二
- 二、農村に於ける家内工業の發展狀況……………一四四
- 三、外資進出の民族産業に及ぼせる影響……………一四六
- 四、青島に於ける邦人企業の進出狀況……………一五一
- 五、北支民族産業の動向……………一五六
 - 紡績——製粉——燐寸——セメント——煙草——護謨工業——製紙業
 - 染料工業——曹達工業——硝子工業——石鹼工業——搾油工業——
 - 製蛋業——食品工業——金屬機械工業
- 六、北支産業政策の現實的課題……………一八九

第七章 北支農業經濟の新課題

- 一、經濟封鎖の意義と效果……………一九四

第八章 資源開發の新動向

- 一、東亞共榮圈設定の意義……………二三四
- 二、共榮圈内に於ける北支蒙疆の資源的役割……………二三七
- 三、石炭資源の開發狀況……………二三三
- 四、鐵鋼資源の開發狀況……………二四二
- 五、資源開發と鐵道輸送問題……………二四六
- 六、山東重心論の再檢討……………二四八
- 七、資源産業の育成と其の發展の限界點……………二五七
- 八、北支開發の投融資狀況……………二六一

九、開發資金の現地調辦問題……………二七〇

第九章 大東亞戰下に於ける北支那經濟の動向

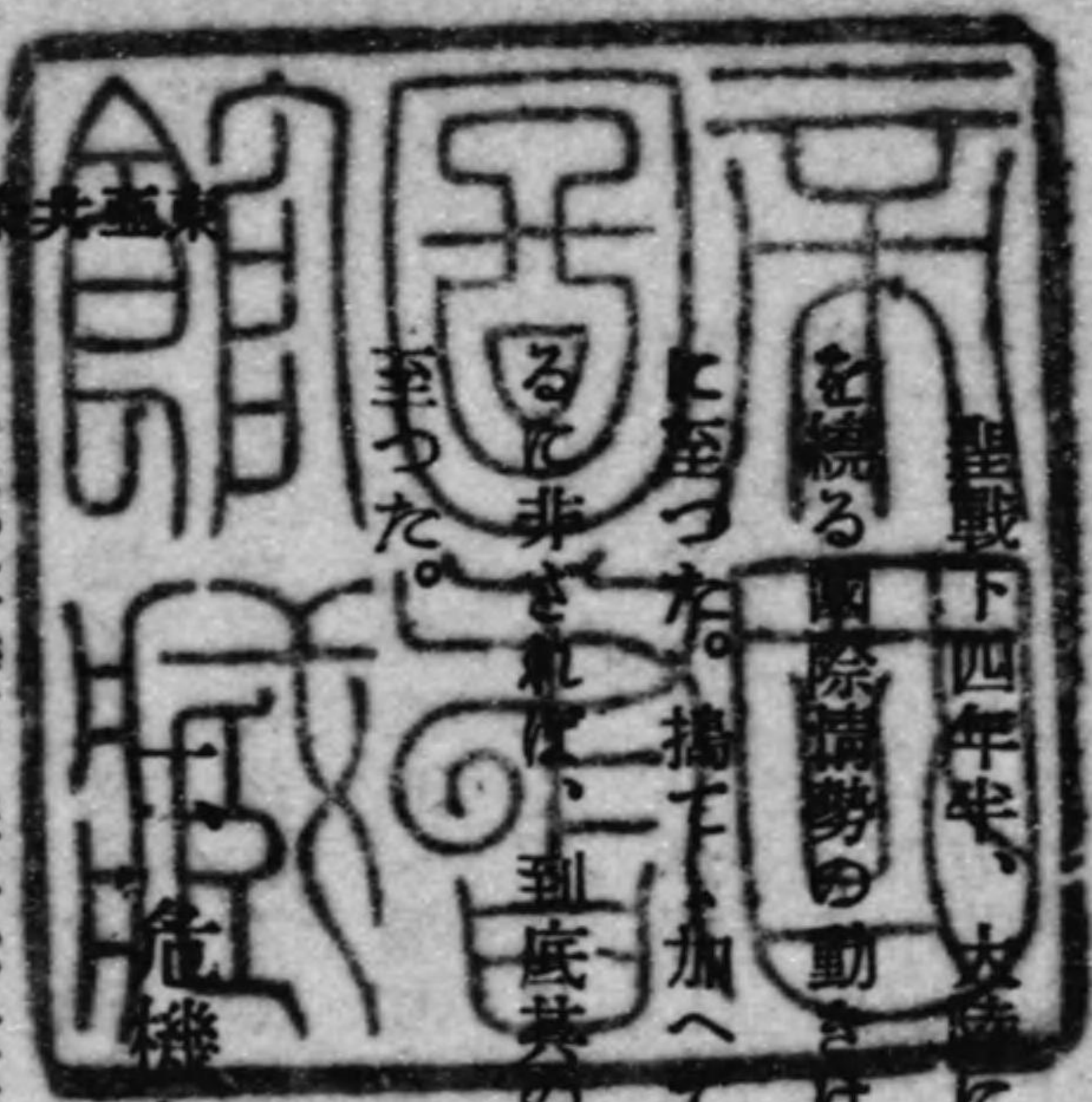
- 一、はし が き……………二七五
- 二、最近の匯申事情……………二七〇
- 三、中國聯銀の地位確立……………二八〇
- 四、没落過程を辿る舊法幣經濟圈……………二八三
- 五、對南支爲替決済方法の解決……………二八七
- 六、北支を中心とする共榮圈物資の交流問題……………二八八
- 七、北支那資源開發と南方共榮圈の補完的役割……………二九六

裝 幀 田 邊 至

北支那經濟の新動向

松 崎 雄 二 郎

第一章 東亞共榮圈と北支那經濟



聖戰下四年半、大陸に於ける經濟建設は今や着々と結實の緒に就かんとしてゐるが、支那事變を繞る國際情勢の動きは、日毎に緊迫の度を加へ、事變の長期化は、今や絶對不可避とみらるゝに至つた。擡て加へて事變の規模も最近は著しく擴大し、世界的規模に於て事變の解決をはかるに非ざれば、到底其の目的を達成し難いといふことが、一般にも極めて明確に認識せらるゝに至つた。

危機を孕む米國の極東政策

支那事變の性格が最近に至つて斯くの如く著しく複雑化するに至つた直接的動因は、米國の極東政策と日本の對支政策が宿命的に相反撥し、最近特に其の相剋の度を高むるに至つた結果に他ならない。

米國の對支投資額は、精々三億弗程度のものであり、日本のそれに比し遙かに及ばないが、米國は商品市場としての支那の將來性については相當以前より着目して居り、米國の對支政策の基

底をなす「門戸開放」「機會均等主義」を無視せるが如き行動に對しては、非常に神經過敏とならざるを得ぬのである。滿洲事變以來、米國が機會ある毎に日本の大陸政策遂行に妨害を加へんとしたのも其のためであり、特に今事變に際會するに及んで、日米關係は最悪の事態に直面するに至つたのである。

大體、今次事變の勃發當初は、専ら英國が我が對支政策の遂行に掣肘を加へんとしたが、英國が歐洲戰爭の勃發後、極東から漸次後退を餘儀なくせらるゝに至つた爲め、米國が之に代つて我が對支政策の遂行を牽制せんとするに至つたのである。極東政策に關して、英米が共同歩調をとるに至つたのは、實にそれ以後のことであり、英國の裏面に米國、米國の裏面には英國が、影の形に添ふが如く、常に行動を共にしてゐたのである。特に、米國は歐洲戰爭の長期化に伴つて日本の對米依存性が著しく昂つて來たのを好餌として、日本に經濟壓迫を加へることによつて支那事變の遂行を水泡に歸せしむべく、凡ゆる權謀術數を弄するに至つた。此のことは、米國が昭和十四年七月、一方的に日米通商條約の廢棄を宣言し、その失効を俟つて、對日武器禁輸の措置に出でた、其の前後の事情によつても、米國の意圖するところは自ら判然としよう。

こゝに於て、日本は從來の英米依存主義から脱却し、大東亞共榮圈の確立に乗出すことになつたのである。尤も、當初は、「大東亞共榮圈の確立」といふことは、一片のペーパー・プランとしたので、其の前後の事情によつても、米國の意圖するところは自ら判然としよう。

こゝに於て、日本は從來の英米依存主義から脱却し、大東亞共榮圈の確立に乗出すことになつたのである。尤も、當初は、「大東亞共榮圈の確立」といふことは、一片のペーパー・プランとしたので、其の前後の事情によつても、米國の意圖するところは自ら判然としよう。

二、東亞共榮圈の新課題

然らば、茲に謂ふ大東亞共榮圈とは果して如何なる範圍を指すか、といふことが一應問題とならざるを得ぬ譯であるが、之は日獨伊三國同盟によつて規定された大東亞新秩序地域がそれである。即ち、之を端的に言へば、日滿支と共に南洋一體を包含するものである。

元々、これらの諸國と日本とは民族的にも、政治的にも、將又經濟的にも、極めて密接なる關係を有し、夙に共存共榮の理念に生くべきであつたが、英米勢力下の南洋諸國と經濟的提携を望むが如きことは甚だ至難とされてゐた。そこで、日本は先づ日滿支三國關係を調整して、日本通貨を紐帶とせる圓ブロック經濟を結成し、南洋諸國とは貿易關係の調整によつて、經濟關係の結合を緊密ならしめんとしたのである。少く共、之が我が東亞政策の初期の相貌であつた。

斯くて、支那事變の勃發後は、日本の大陸政策も此の線に沿うて劃期的躍進を示し、大陸の資源開發も着々進展を見た。就中、北支に於ては、石炭、鐵礦、鹽、棉花、羊毛等の重要資源開發、増産に多大の努力が拂はれ、また交通、運輸、通信、電力等の基本産業は擧げて之を北支開發會

社の統制下におき、事業投資額も現存既に六―七億圓を突破せんとしてゐる。

一方、滿洲國に於ても、六十億の龐大なる資金を投じて産業開發五ヶ年計畫の促進を計り、兩相俟つて日本の必要とする國防資源の自給自足化を計らんとしたのであるが、事變勃發後國際情勢が目まぐるしき變轉を演じ、開發資材の供給が著しく圓滑を缺くに至つた爲め、所期の成果を齎らすまでに至らなかつた。殊に、歐洲戰爭の擴大と共に、獨伊樞軸國家よりの金屬機械類の入手が著しく困難となり、對米依存に轉換の已むなきに至つた。

然るに、米國は前述の如く、昭和十四年七月以降對日經濟壓迫に拍車を加へ、特に十五年九月日獨伊三國同盟の成立後は、鐵鋼、屑鐵、ガソリンその他重要軍需資源の對日輸出を禁止若しくは許可制とし、日本の事變處理を徹底的に妨害せんとするに至つた。茲に於て、日本は高度國防國家の建設上、日滿支三國經濟を樞軸とし、南洋諸國を培養圈とせる大東亞共榮圈の確立に乗出さざるを得なかつたのである。

蓋し東亞共榮圈を圓ブロック（日滿支三國）のみに限定せる場合は、石油、錫、ゴム其の他各種非鐵金屬類の自給自足は甚だ困難であつて、此等の重要國防資源を完全に自給自足せんがためには、結局蘭印、佛印、泰國、ビルマ、マレー、ヒリツピン、濠洲、印度等を東亞共榮圈内に包攝し、此等諸地域間の物資の交流を圓滑ならしめ、所謂有無相通の實を擧げてゆく必要があつたか

らに他ならぬ。

三、共榮圈と北支經濟

以上によつても明らかなる如く、大東亞共榮圈の確立といふことは、現下の日本にとつては正しく至上命令であり、大東亞共榮圈の確立が畫餅に歸するやうなことがあれば日本の國防力は十全を期し難い。その意味より云へば、恰も米國にとつて西半球の防衛が絶對的である如く、日本にとつては大東亞共榮圈の防衛は絶對的であり、我が新秩序外交の基點は、當然此の大東亞共榮圈の上におかれねばならぬのである。

日本が十六年七月、佛蘭西のヴィシー政府と協議の上、日・佛印共同防衛の取極めを行ひ、南佛印に皇軍を派遣したのも其のためであるが、日本の南進に怖ゆる英米側は皇軍の南部佛印進駐を侵略呼ばはりして、七月下旬、米、英、加奈陀、濠洲、ヒリツピン、マレー、ビルマ、蘭印、印度等が一體となつて日支資産の凍結を斷行した。それと同時にA・B・C・Dラインを強化して、日本の南進を飽迄阻止せんとする極めて能動的な態度を示すに至つたのである。

之に對して、日本も、國內體制を急遽整備して臨戰體制を強化すると同時に、貿易政策や生産力擴充政策にも大修正を施し、大東亞共榮圈を枠とせる自給自足體制の確立に積極的に乗出すこ

となつた。斯くて、大東亞共榮圈の確立といふことは、既に理論の域を遙かに飛躍して、現實的緊急課題として採上げらるゝこととなつたのである。

日本の南方共榮圈に期待するものは、石油、ゴム、錫、ボーキサイト其他枚舉に遑がない。而も、此等の諸物資は、戦時下にあつて必要缺くべからざる重要國防資源であるから、之が確保策については勿論最善の努力を必要とする。然し乍ら、大東亞建設の大方針は飽迄、日滿支を根幹とし、これに南方地域を加へたものであることを絶対に忘れてはならぬ。近來我が國民の中には、口を開けば大東亞共榮圈建設の重要性を強調し、南方資源の卓越性を謳歌するの餘り、滿支の重要性を閉却せんとするものが甚だ少くないやうであるが、我が國防國家建設の基礎原料たる鐵、石炭等は大陸の資源開發によつて十分充足出来るのである。

特に、北支に於ては、鐵、石炭、鹽、棉花、羊毛等の重要資源開發乃至増産に今後益々最善の努力が拂はれんとしてゐるのである。更に、アルミナ原料たる礬土頁岩や、加里肥料の原料として最近頃に各方面の注目を惹くに至つた加里長石乃至燐礦石等の開發も日程に上つてゐるし、製鐵事業や曹達工業その他一聯の新興化學工業の勃興にも多大の期待が持たれてゐる。斯くて、今後の北支は對日原料基地としてのみならず、その豊富な資源の活用によつて一大工業國としても大飛躍せんとしてゐるのである。但し、戦時下の特殊事情に制約されて、開發資材の潤澤な供給

を期待し得ざる今日、資源開發も自ら重點主義に移行せんとしてゐるのは、蓋し已むを得ざる現象といふべきであらう。

また、北支一億民衆の食糧確保のために、小麥、雜穀類の増産が焦眉の念と目されてゐるが、棉花、小麥、葉煙草、落花生等の商品作物と、粟、高粱、包米其他一般食糧作物との増産上の相剋性を如何にして打開するか問題とならざるを得ぬであらうし、農村に於ける流通機構の整備問題乃至都市に於ける商工經營の改善問題、貿易機構の再編成問題等々、今後急速に解決を必要とする問題が甚だ少くないのである。

更に、北支經濟建設の基底をなす聯銀券の價值維持問題や、物價抑制問題等も甚だ忽せにすべからざる問題の一つといへよう。少く共、現在の北支經濟界は、此等の凡ゆる諸問題を内包しつつ、而も或る場合には、此等の諸問題が相互に絡み合ひ、且つ矛盾と對立と相剋とを露呈しつつ、急角度に轉換せんとしてゐるのである。

斯く觀じて來ると、東亞新秩序建設の一環を構成し、日滿支を通ずる高度國防國家態勢の強化に協力せんとする北支經濟の前途は、甚だ多事多端と謂はざるを得ぬ譯であるが、本書に於ては、此等諸問題を、凡ゆる角度より検討し、今日及明日の課題を詳細に説明して見たいと思ふ。

第二章 大陸通貨工作の展望

一、多難なりし北支の通貨統一工作

先づ、北支の通貨工作から一瞥して見ると、過去三ヶ年間の足取りは、寔に起伏たゞならざるものがある。云ふ迄もなく、之は事變後の北支が日滿兩國と通貨ブロックを結成し、大陸經濟建設のために新秩序幣制を樹立すべく、舊法幣に對して果敢な通貨闘争を試みて來た結果に他ならぬ。

本來なら通貨ブロックといふものは、既存の幣制を擁護、維持せんとするにある。然るに、圓貨を樞軸とせる日滿支ブロックは、之に参加した諸地域が英米依存の舊秩序幣制をアタックして、日本との金融關係の調整と統一を實現せんとしたところに、多大の特色が認められるのである。就中北支の新秩序幣制たる聯銀券が舊法幣アタックのため、之と果敢な通貨闘争を試み、完全に凱歌を奏するまでの過去三ヶ年間の歴史は、世人の腦裡に永く記憶されて然るべきであらう。何故なら、それは、飽迄も荆棘の道であり、血みどろの歴史に他ならなかつたからである。

而も聯銀券が創設當時から多難なコースを辿るべく運命づけられた一端の原因は、實に軍の現地調辦を之によつて賄ふべき重大使命が課せられてゐたからである。之なくば、聯銀券は、當初から健全通貨の名を恥しめず、極めて坦々たるコースを辿ることが出来たであらう。

勿論その反面、聯銀券の流通地帯は極めて局限され、流通量も相當微々たるものであつたに相違ない。然るに、聯銀券は、一方に於て新秩序通貨として舊法幣と果敢な闘争を試みつゝ、他方に於ては中支の軍票と同じく軍の現地調辦を賄ひ、毎月大量に撒布されて來た爲め、同券の發行額は過去三ヶ年間に七億元を突破するに至つたのである。

中國聯合準備銀行券發行高 (單位千元)

月別	内 譯				
	全	北	支	青 島	分 行
一 月	一七〇、四五	四九三、二九五	七四二、一九六	一八、〇三	五四、五〇八
二 月	一九七、五六四	四九七、四〇六	六九八、三四六	一九、七五九	五四、九三六
三 月	二〇三、五八一	五〇四、二四七	六九二、二三五	二〇、五二五	六七、〇四七
四 月	二二三、三五	四九三、二九五	六八九、三〇五	二二、四二一	五四、五〇八
五 月	二三〇、八五五	五五一、六九七	—	二四、一五三	六九、五六九

六	七	八	九	十	十一	十二
月	月	月	月	月	月	月
二六、一五九	二七〇、五七〇	二八八、五六六	三〇〇、四八八	三五一、八三〇	三八四、六四四	四五一、〇四二
五九、二四四	五八〇、九八一	五六八、七三四	五八五、三七七	六五一、五三三	七五、〇三三	
	六七三、二六三 (二十一)				九六、〇〇〇	
二六、〇〇六	二七、七九三	二七、三九四	二八、三七六	二八、四九八	三六、一〇六	四六、〇八四
七四、二八一	七二、八四九	七二、五二〇	七二、三五五	七〇、二六六	七二、三八二	七九、九九四
八五、三七七	一〇一、九四三	一〇〇、九六二	一〇一、〇八九	一〇〇、四五九	一三三、二八四	三三、五九八

即ち、聯銀券の發行高は、發券銀行たる中國聯合準備銀行の創立後滿一周年に當る、昭和十四年三月には二億三百五十八萬元、滿二周年の昭和十五年三月には五億二千四百二十五萬元、更に滿三周年たる十六年三月末には六億九千九百十四萬元に上つてゐる。此の間十五年十二月末には七億一千五百萬元を突破して居り、聯銀のデフレ政策が之に伴はなかつたなら、現在は恐らく十億元を優に突破してゐたのではないかと思ふ。

事變前に於ける北支の通貨の流通量は、舊法幣及び地方銀行券等を合算すると、彼此れ四億五千萬元近くに上つてゐたやうである。之に對して華北當局は、聯銀券を北支の統一通貨たらしむるため、舊通貨整理辦法により舊法幣中、天津又は山東の銘記なきもの(南方券)は聯銀券發行

後三ヶ月、また天津及び山東の銘記あるもの(北方券)、並に河北省銀行券、冀東銀行券等は、一ヶ月間流通を認め、右期間經過後は、其の流通を禁止して回収することになつてゐたが、實際に回収されたものは僅か一億元足らずで、未回収の舊通貨は一部は南方に逃避し、一部は天津租界及び奥地の匪賊地帯に流入したと傳へられてゐる。それにも拘らず聯銀券の發行額は、昭和十三年三月以降急速的に激増し、一頃大陸インフレ問題を惹起するに至つたのは、通貨の發行額に比例して物資の裏付が十分之に伴はなかつたからである。

二、爲替相場の變動と聯銀券への影響

天津の舊法幣爲替相場は、事變勃發當時は、一志二片^{1/16}といふ高位を維持してゐたものが、聯銀の開業後は、爲替の賣止め乃至割當制限等を実施して必死の防衛戦を演じたため、其の後漸次惨落を餘儀なくされ、十四年一月八片^{1/16}、七月五片^{1/16}、十二月四片^{1/16}、十五年一月四片^{1/16}、七月三片^{19/32}、十二月四片^{1/16}といふ足取を示し、之を指數の上から見ると、昭和十一年を一〇〇とせる場合、十四年一月は五八、七月二九、十二月二九、十五年一月三一、七月二五、十二月二八となり、事變勃發當時に比し、大體^{1/3}程度の低位におかれてゐる。之に對して、天津の卸賣物價も昭和十一年を一〇〇とすると、十四年一月一六六、七月二三三、十二月二九一、十五年一月三一

三、七月四〇八、十二月四〇九と、大體三倍近くの激騰ぶりを演じてゐる。之を換言すれば、貨幣の購買力が、大體 $\frac{1}{3}$ 前後に減價せることを意味するものであつて、爲替相場の變動が物價面に可成り敏感に反映してゐることが判るのである。

三、北支物價高の特異性

然し乍ら、北支物價の特異性を敢て求めんとするならば、その直接的動因は、通貨爲替の面より寧ろ物資の面にあるべく、少く共通貨の膨脹に比例して物資の供給、即ち裏づけの伴はざりし所に、現在の如きアブノーマルな物價高を招來せる有力な素因が伏在してゐるのである。

然らば、物資の缺乏は如何なる原因に歸すべきかと云ふに、先にも既に一言指摘せる如く、戰禍によつて現地の生産機構及び奥地農村の流通機構が破壊されて物資の出廻りが著しく減退せること、並に日本よりの物資の供給が事變の長期化と共に相對的に漸次削減を餘儀なくせらるゝに至つたこと等に之を求めねばならぬであらう。特に、後者の影響は、北支經濟の再建上可成り大きな痛手であつた。何とならば、事變後の北支は、日滿支通貨パリテイの確立によつて三國物資の圓滑な交流を計り、之によつて聯銀券の育成を期さんとしたからである。

本邦側では昭和十三年七月以降、圓ブロック向輸出制限を漸次強化すると同時に、大陸と内地

の物價上の懸隔を克服して三國物資の圓滑なる交流を計らんがため、十五年九月對圓域輸出入物資價格調整令を施行して、兩地域の物價上の懸隔から生ずる膨脹利潤は留保金として之を内地で一〇〇パーセント積立て、大陸より輸入せる統制物資の爲替上の損失補償に充てることになつた。而も之が價格調整上、本邦の對圓域輸出入物資は日本東亞輸出入組合聯合會が一手に買取り、之を業者に委託輸出若しくは委託輸入せしむることとした。その結果、本邦の圓ブロック貿易は、完全に個人企業的性格を喪失し、高度の組合統制が實施されることになつた。之に對して現地に於ても、對日輸入機構を整備強化して商品別に輸入配給組合を設立し、天津と青島に輸入配給組合聯合會、北京には其の總聯合會を置いて對日輸入物資の一元的統制を行ふに至つた。

中南支及第三國物資の輸移入は、前述せる如く、低落せる舊法幣レートによつて取引されてゐるため、爲替相場の低落は益々現地の物價高を刺戟するといふ因果關係を形成して居り、大陸物價の再昂騰は不可避と謂はざるを得ぬのである。而も、大陸の高物價を抑制する方式は、通貨の膨脹を抑制し、聯銀券の通貨價値を強化すると同時に、舊法幣經濟との逆縁關係を克服する以外に途がなく。

そこで、華北當局は十五年六月以降、邦人の渡航制限、圓系通貨の受拂制限、新規營業の許可制施行、銀行の貸出制限等々一聯のデフレ政策を強行すると同時に、更に舊法幣經濟圏との絶縁

方法としては、無爲替輸入許可制や奥地向搬出制限等を実施した。その結果、現地の諸物價も、十五年五、六月の大陸ブームの爆發を峠とし、其の後は一齊に大幅の反落傾向を示すに至つた。蓋し此のことが聯銀券の價値維持に尠なからず寄與せることは疑ひなき事實である。

参考までに、天津租界に於ける聯銀券對舊法幣相場場の足取表を示しみると、次表の如くである。

天津に於ける聯銀券對舊法幣相場場足取表

月別	最高	最低	平均	月別	最高	最低	平均
十五年一月	一〇四・〇〇	九三・〇〇	九七・七六	五月	一〇五・五〇	九九・五〇	一〇二・二四
二月	一一八・〇〇	九八・〇〇	一〇三・五五	六月	一〇〇・五〇	九八・五〇	九八・八九
三月	一〇六・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇二・六一	七月	九八・〇〇	八九・〇〇	九三・四二
四月	一〇三・五五	一〇〇・〇〇	一〇二・二八	八月	九五・〇〇	九二・〇〇	九三・一三
九月	九五・〇〇	八七・〇〇	九〇・六五	二月	八二・〇〇	七六・〇〇	七九・〇〇
十月	八五・〇〇	七四・〇〇	七六・六一	三月	七〇・〇〇	六四・〇〇	七〇・九〇
十一月	九三・〇〇	八二・〇〇	八五・〇〇	四月	六七・〇〇	五二・五〇	五七・八四
十二月	八九・〇〇	八四・〇〇	八七・〇〇	五月	五七・〇〇	五〇・五〇	五三・三三
十六年一月	八七・〇〇	七九・五〇	八三・〇〇	六月	六七・〇〇	五〇・五〇	五九・二四

(備考) 聯銀券相場は對舊法幣一〇〇元。

即ち、天津の聯銀券相場(對舊法幣一〇〇元)は、十五年二月頃は最高一一八圓、最低九八圓、平均一〇四圓程度であつたものが、十五年六月以降通貨工作の進展と共に漸次價値の昂騰を來たし、舊法幣との間に若干の打歩を生ずるに至つた。

即ち之を各月の平均相場について見ると十五年度は一月九七圓七八錢、二月一〇三圓六五錢、三月一〇一圓六一錢、四月一〇二圓二八錢、五月一〇一圓二四錢、六月九八圓八九錢、七月九三圓四二錢、八月九三圓一三錢、九月九〇圓六五錢、十月七八圓六一錢、十一月八五圓、十二月八七圓と目覺しき昂騰ぶりを演じ、十六年度は更に一月八二圓、二月七九圓、三月七〇圓九〇錢、四月五七圓八四錢、五月は五三圓三三錢となり、此の五月中の平均相場を十五年二月中の平均相場と比較すると、過去一年半足らずの間に、九割五分八厘以上の昂騰ぶりを演じてゐることになる。

之をより具體的に言へば十五年二月當時は聯銀券と舊法幣の交換比率は、前者一〇〇元に對し後者は九六元程度であつたものが、十六年五月頃には舊法幣の國內價値が著しく低落し、交換比率も聯銀券一〇〇元に對し舊法幣は一八八元となつてゐる。

四、天津匯申市場の動き

天津の聯銀券對舊法幣相場が、十五年春以降、斯くの如き目覺しき昂騰を演ずるに至つた原因としては、尙此の外に次の二點が指摘されてゐる。即ち、

(一) 特殊物資(主として〇〇其の他の密移出物資)の移出代金が無爲替輸入許可制の實施後、見返り移入物資に轉換することが著しく困難となつた爲め、匯申ルートを通じて上海から北支への送金が著しく増加せること、並に、

(二) 上海に於ける舊法幣不安人氣に怖えて、事變後南方へ逃避せる北支の民族資本が續々匯申ルートを通じて還流を開始し、之が天津の匯申高を招來し、同時に聯銀券對舊法幣相場の昂騰を促すに至つた有力な原因であるとされてゐる。

天津の匯申相場は、從來、季節的に多少の變動はあつても、一般的傾向として常に天津安、上海高といふことが常識とされてゐた。云ふまでもなく、之は北支の中南支依存性を端的に表現せるものであつて、現に十五年度の如きも北支六港の對中南支貿易は、移出二億三千萬元、移入三億二千九百萬元、差引九千九百萬元の入超といふことになつてゐる。

本來なら事變後の中南支は、聯銀の爲替集配實施によつて第三國と同律の取扱を受け、北中

支交易協定に基づく特定物資の軍票建取引を除けば、原則として外貨建による輸出入の抱合取引が行はれて來たのであるから、國際收支も一應バランスがとれてゐなければならぬ筈である。それにも拘らず、國際收支の上で年々巨額の入超を示してゐる。

これは要するに、匯申送金や密移出代金による無爲替移入が年々相當大量に上つてゐた結果に他ならぬ。

北支の如き廣大な、而も治安の十分恢復せざる地域に於ては、如何に爲替管理や貿易管理を強化して見ても、陸上や海上を通じて偷運の行はれるのは當然である。

殊に、從來は無爲替輸入が比較的寛大に許可されてゐた爲め、舊法幣建で上海から相當大量の思惑物資が流入し、それが北支の物價高を二重三重に刺戟せることは否定すべからざる事實である。

茲に於て、華北當局は、前述の如く、十五年六月から無爲替輸入許可制を實施し、華北民衆の必需とする小麦、麵粉、雜穀等の食糧關係品や開發資材以外の不急不要品の輸入を極力抑制することとした。

加之、中支側に於ても之と相呼應して十五年六月以降、軍票價值維持の建前から物資の移出制限を一段と強化した。そのため中南支よりの無爲替移入は、北支側の選擇許可を俟つまでもな

く、數量、金額共に尠なからず減少を餘儀なくせらるゝに至つたのである。此のことは、次表によつても略と明らかである。

北支六港對中南支貿易一覽表 (單位千元)

月 別	移 出	移 入		差引出入超
		内 國 品	外 國 品	
一九三九年下半年	四〇、〇六四	八六、七四	一六、六六〇	△五、三〇
一九四〇年	三九、七八	二八、三〇九	四、六三六	△九、一六七
一月	一三、八一九	二六、八二六	三、六四七	△一六、六四四
二月	三三、四三三	二二、五三二	二、三三〇	△一、三四二
三月	二一、二七三	三三、四五六	三、三六七	△二五、五五〇
四月	九、五四二	二六、八九一	四、六二五	△三、九七四
五月	三三、一七三	二九、六五二	五、三三七	△三、八二五
六月	三三、八四四	二七、五八	六、九二	△二、六七五
七月	三三、九四〇	三三、一三七	四、〇二	△二、二二八
八月	一八、三三六	一九、五七	二、元	△三、四六二
九月	三三、六五三	二二、一七六	一、九四二	△四、四五
十月	三三、四九六	二二、四五	三、四八六	△一、三九五

月 別	移 出	移 入	差引出入超
十一月	二四、〇四	二四、七二	△二、三九〇
十二月	二五、二六七	二二、二四三	△二、四九六

(備考) △印は入超、滿鐵「北支經濟統計季報」に據る。

即ち、昭和十五年度中に於ける北支對中南支貿易尻を月別に比較して見ると、六月以前は毎月一千二百萬元乃至二千二百萬元前後の入超を示してゐたものが、七月以降は貿易尻も著しく改善され、下半期の入超額は最高三百五十萬元程度に過ぎず、年末には遂に七十七萬元の出超に轉じてゐる。

斯くの如き貿易尻の改善によつて天津の匯申送金も著しく減退した。而も十六年春以降は、上海の租界不安で、事變後南方へ逃避した北支の民族資本が滔々と北支へ還流を開始した爲め、之まで常に上海高を示してゐた天津の匯申相場も十六年三—四月以降は頓に強調を呈し、一時は上海匯劃百元に對し四十五、六元の高値を示現するに至つた。

天津匯申相場足取表 (單位天津百元)

月 別	最 高	最 低	平 均	月 別	最 高	最 低	平 均
十五年八月	一〇四・八一	九九・七〇	一〇二・八〇	九月	一一三・六四	一〇三・六四	一〇八・〇九

月別	最高	最低	平均	月別	最高	最低	平均
十月	二八・五	二八・五	二六・五	二月	一三三・〇〇	一三三・三〇	一三六・〇六
十一月	二六・七	二九・三	二三・六	三月	一三九・九〇	一三三・五〇	一三六・七二
十二月	一三・八〇	二八・二〇	二八・七二	四月	一三九・九〇	一三三・五〇	一三六・七二
十五年平均	一三・八〇	二六・七	一〇六・二〇	五月	一五・〇〇	一三九・〇〇	一四六・〇二
十六年一月	一五・四	二六・七	一三〇・四六	六月	一四・五〇	一四二・二〇	一四三・三五

(備考) 本表は天津聯銀券一〇〇元を基準とせるものにつき、上海匯劃一〇〇元を基準とせんとする場合は一四五元ならば、一〇〇元より四五元を控除すれば可。即ち匯劃一〇〇元に對し聯銀券は五五元となる。以下同じ。

而も、此の匯申天津高が天津市中に於ける聯銀券對舊法幣相場の昂騰を招來せしめ、且つ聯銀のリンク・レートも之に依つて著しく昂騰を演ずるに至つたのである。此の間の消息を示せば大體次の如くである。

聯銀リンク・レート足取表 (單位米弗)

月別	最高	最低	平均	月別	最高	最低	平均
十六年一月	七・〇〇	六・七五	六・七五	四月	一〇・七五	八・二五	九・五〇
二月	七・七五	七・〇〇	七・三七	五月	一一・六二	一〇・三	一〇・八七
三月	八・八七	七・五〇	八・八	六月	一一・〇〇	一〇・三	一〇・五六

五、聯銀リンク・レートの昂騰理由

茲でリンク・レートと稱するのは、聯銀の爲替集配制の下に於て輸出業者が獲得せるインポト・ビルを輸入業者に賣却する時の爲替相場の謂である。

聯銀の爲替集配制は、世人も周知の如く、昭和十四年三月から實施されたもので、聯銀券に外貨の轉換性を附與せんとするのが此の制度の狙所である。聯銀券は、既述の如く、創設當初より圓元バーを標榜し、對英一志二片の基準相場を堅持して來たが、天津の舊法幣相場が聯銀の開業後八片臺に低落した爲め、北支の輸出代金は一志二片の聯銀券市場より八片の舊法幣市場に滔々と流出し、聯銀券相場を支持せる日本側銀行は、さながら開店休業の有様であつた。殊に、輸出爲替の外銀集中は外商の輸入獨占化傾向を馴致せしめ、新秩序幣制樹立の意義は大半喪はれねばならぬことになる。

そこで、斯くの如き弊害を打破すると同時に、輸出代金を聯銀側に集中せしめんがために、昭和十四年三月から爲替集配制度が實施さるゝことになつたのである。それも當初は鶏卵、落花生油等十二品目を選択し、此等の商品を日滿以外の第三國に輸出せんとする場合は(中南支を含む)輸出ビルを北支所在の爲替銀行に一志二片以上の公定相場で賣却し、聯銀が、その事實を確認せ

る爲替賣却證明書がなければ、北支海關から通貨出來ぬことゝしたのである。

然し乍ら、現實問題として、北支から中南支若しくは第三國に輸移出される物資は殆ど全部舊法幣レートで取引されてゐる關係上、右レートで取組んだ輸移出爲替を聯銀の公定レートで北支所在の爲替銀行に賣却するといふことになる、尠ならず爲替差損が生ずる。そこで聯銀は、輸出のコントラクトに對しては輸入權を發給し、聯銀の輸入希望品目内に於て見返り物資の輸移入を許可し、輸移出の差損をカバーアैसेしむるといふ、所謂輸出入の抱合取引を勵行せしむることになつたのである。

而して、此の爲替集配制は同年七月一日より全品目に擴大され、且つ聯銀の輸入希望品目も、當初の四十六品目から九十六品目に擴大されたが、輸出業者が同時に輸入を行ふが如きことは極めて稀れであり、而も他方、輸入業者は輸出のコントラクトを行はねば所要の輸入爲替が獲得出來ぬ所から、輸入權の賣買が盛んに行はれるやうになつたのである。而して、此の輸入ビルの取引價格は、輸出爲替相場より大體一割ほど下廻つてゐる。それと云ふのも、畢竟すれば、聯銀が輸入ビルの發給に當つて、輸出代金の一割を貿易外送金のために天引し、残り九割を超えざる範圍内に於て輸入ビルの發給を行ふといふ獨特の方式を採用してゐるからである。

斯くて、北支の第三國貿易は、此の爲替集配制を樞軸として過去二年間極めて順調な成績を示

して來たが、十六年二月以降日米關係の悪化によつて對日資産凍結不安が濃化せるため、輸出業者は輸入ビルの處分を急がんとした。然し乍ら、他方輸入は國際情勢の激變に伴ひ、英米側が對圓域輸出を嚴重に抑制せんとするに至つた爲め、船腹不足等と相俟つて見返り輸入も著しく困難となり、抱合取引の不圓滑からリンク・レートも一途昂騰氣配を示すに至つた。

事實、昨春以降のリンク・レートの足取りを眺めて見ても、最高相場は一月七弗、二月七弗七五、三月八弗八七、四月一〇弗七五、五月一一弗六二、六月一一弗丁度と聯銀開業以來の最高記録を示現するに至つた。然し乍ら、七月下旬米英等が一體となつて日支資産の凍結を強行するに至つて北支の爲替政策は百八十度の轉換を餘儀なくされ、通貨政策も新たな角度から再検討を必要とするに至つたのである。此の間の消息については、稿を改めて詳しく論述してみたいと思ふ。

第三章 凍結令下の爲替政策

一、資産凍結令の意義と効果

北支の爲替集配政策は、昭和十六年七月二十六日突如實施された米國側の對日資産凍結令によつて百八十度の轉回を餘儀なくされた。それと同時に貿易、産業、資源開發等にも、それぞれ各種の影響が齎らされたことは云ふまでもないが、本章に於ては、資産凍結令の北中支爲替市場に及ぼせる影響について特に具體的検討の筆を進めてみたいと思ふ。

米國は周知の如く、十五年四月以降歐洲の被侵略國に對して次々に凍結令を發動し、十六年一月迄に在米資産を凍結された國家は、ベルギー、和蘭、デンマーク、ノルウェイ、佛蘭西、ルーマニア、リユクサンブル、バルト三國等十ヶ國に上り、其の被凍結資産も四十三億七千萬米弗といふ巨額に達してゐるが、米國は十六年六月更に獨伊並に其の治下に在るポーランド、アルバニア、オーストリア、チエツコスロヴァキア等の在米資産凍結を宣言し、七月二十六日には遂に日支在米資産に對しても凍結令を發動せしむることになつたのである。

此の凍結令の本來の狙ひ所は、要するに、第二次歐洲大戰の勃發後、國際金融の中心地がロンドンからニューヨークに移り、世界各國の外貨資金がニューヨークに保管されてゐるのを奇貨とし、歐洲大陸の被占領國並に其の屬領の資産が獨伊兩國の手によつて奪取されることを防がんとするに在つたが、十六年六月以降、更に之を彼等の所謂「侵略國」にまで擴大した。即ち六月十四日には、ロビン・ムーア一號擊沈に對する報復的措置として獨伊在米資産の凍結を斷行し、七月二十六日には日・佛印共同防衛取極めに對する威嚇手段として我が在米資産の凍結を實施することになつたのである。

獨伊在米資産の凍結が米國の援英政策の重大な一環を構成してゐることは云ふまでもないが、我が在米資産の凍結に關しては二つの理由が擧げられてゐる。

一つは、之によつて、日本の國際市場に於ける經濟活動を封鎖すると同時に援蔣政策を強化して、日本を支那事變に釘づけにしておき、その間に歐洲戰爭を英米側に有利に轉回せしめんとするものである。而も、日本が英米民主主義國家群の經濟封鎖によつて尨大なる國力の消耗を補給する途が斷たれ、經濟的に破綻に瀕すれば、日本の目差す東亞新秩序の建設も結局畫餅に歸せざるを得ぬ譯で、英米の在支權益擁護の目的は固より、更に日本の南進による直接的脅威をも除き得るといふやうな各種の理由から對日經濟壓迫の最後の切札として米、英、蘭及び其の屬領植民

地が一體となつて本邦資産の凍結を実施せるものである。

而も、今次の資産凍結令は、嘗に本邦資産のみならず支那の在外資産に對しても適用されてゐるといふ點に特別の意義が認められるのである。云ふまでもなく、之は本邦の在外資産のみ凍結して見ても、我が國には支那の占領地域、就中上海市場を通じて英米と取引する途が残されて居るからであつて、此のルートに完全に遮断してしまはねば、對日資産凍結の意義は大半喪はれることになるといふ見解の下になされたものであるが、その反面、支那側に對する資産凍結は重慶政權を援助するといふ目的が多分に加味されてゐる。此のことは、ルーズヴェルト大統領が凍結令實施後「支那資産に對する許可制は支那（重慶）政府の希望により、其の外國貿易及び爲替取引の立場を強化する見地より行はれ、米國の對支援助政策の繼續と一致する」と述べてゐる事實に照して見ても、極めて明らかであらう。

二、凍結令の上海市場に及ぼせる影響

大體英米側の對支援助はこれまで二つの方法で行はれて來た。一つは、重慶政府に對する直接的な經濟的、外交的援助であり、他の一つは、重慶政府と對立する南京國民政府の徹底的否認に他ならない。試みに、事變勃發以來英米側が蔣介石政權に供與したクレヂット（對支借款）の内譯

を一瞥して見ると、次表の如き多種類に上つてゐる。

英米對支借款一覽表（○印は舊法幣の爲替安定資金）

英國對支借款			米國對支借款		
名稱	金額	成立年月	名稱	金額	成立年月
內債整理借款	百萬元 二〇〇	二〇二〇年八月	桐油借款	百萬元 二五〇	二〇二〇年三月
廣海鐵路借款	三〇〇	二〇二〇年八月	飛行機借款	三〇〇	二〇二〇年三月
浦信鐵路借款	四〇〇	二〇二〇年八月	錫借	二〇〇	二〇二〇年三月
滇緬鐵路借款	一〇〇	二〇二〇年三月	○米支新借款	一〇〇	二〇二〇年三月
商業信用借款	〇・五	二〇二〇年三月	○米支新借款	一〇〇	二〇二〇年三月
○幣制借款	三	二〇二〇年三月	計	一九七・八	二〇二〇年三月
○外國爲替平衡基金借款	五	二〇二〇年三月			
商借	三	二〇二〇年三月			
○英支新借款	一〇	二〇二〇年三月			
計	五八・五				

此の中、英國側は、舊法幣の外國爲替安定資金として前後三回に互つて、一、八〇〇萬磅の借款を與へてゐるが、それ等は謂はゞ燒石に水で、爲替基金は瞬く間に喰ひつぶされ、その都度舊

法幣の對外價值は慘落を喫して來たのである。
 現に、一九三七年七月以降四一年七月末までの舊法幣相場足の取を一瞥して見ると、其の對外價值が絶對的安定性を示してゐたのは一九三八年二月までの十ヶ月間で、それまでは一志二片¼の基準相場を完全に堅持してゐたが、同年三月中央銀行が聯銀券の登場に替えて外國爲替の割當制を實施した爲め、公定相場以外に闇相場が出現し、遂に八片臺に慘落してしまつた。尤もそれから約一ヶ年三ヶ月間餘りは八片臺を維持してゐたが、一九三九年五月更に華興券が登場して側面的に舊法幣のアタックに乗出した爲め、匯豐銀行の第一次外貨賣止を契機として又々六片臺に陥落し、同年七月以降は五片から四片、時には三片臺にさへ陥ち込むに至つた。特に四〇年六月以降は、軍票工作の進展と海外情勢の悪化によつて、對英相場は三片、對米相場も辛うじて五片六弗臺を死守せる程度に過ぎなかつた。

上海爲替相場足取表(月末)

年	月	對英	對米
一九三九年	一月	八片 11/32	二六弗 9/32
	二月	八片 1/8	二五弗 27/32

殊に、四〇年十二月國民政府が財政力培養のために新法幣を發行するに及んで、舊法幣は又々外貨賣止めの舉に出づるのではなからうかといふ觀測が専ら行はれたが、之は舊法幣にとつては

年	月	對英	對米
一九四〇年	一月	四片 41/64	二六弗 1/16
	二月	四片 1/8	二六弗 1/16
	三月	四片 1/8	二六弗 1/16
	四月	四片 1/8	二六弗 1/16
	五月	四片 1/8	二六弗 1/16
	六月	四片 1/8	二六弗 1/16
	七月	四片 1/8	二六弗 1/16
	八月	四片 1/8	二六弗 1/16
	九月	四片 1/8	二六弗 1/16
	十月	四片 1/8	二六弗 1/16
	十一月	四片 1/8	二六弗 1/16
	十二月	四片 1/8	二六弗 1/16
一九四一年	一月	四片 1/8	二六弗 1/16
	二月	四片 1/8	二六弗 1/16
	三月	四片 1/8	二六弗 1/16
	四月	四片 1/8	二六弗 1/16
	五月	四片 1/8	二六弗 1/16
	六月	四片 1/8	二六弗 1/16
	七月	四片 1/8	二六弗 1/16
	八月	四片 1/8	二六弗 1/16
	九月	四片 1/8	二六弗 1/16
	十月	四片 1/8	二六弗 1/16
	十一月	四片 1/8	二六弗 1/16
	十二月	四片 1/8	二六弗 1/16

謂はゞ命とりとなる虞れがあるので、外貨賣止策を極力回避すると同時に、舊法幣價值維持のため、米支間に一億弗の新借款が締結されることになつたものである。尤も此の米支新借款は、舊法幣價值維持のためと云ふよりは、日支基本條約締結に對する報復的措施と稱した方がより適切のやうであるが、一億弗の新借款の中五千萬弗が舊法幣の爲替安定資金として使用されることになつてゐる點より見て、舊法幣の價值維持のため可成り強材料となつたことは否定すべくもない。少く共、それ以前に於ては、米國の對支借款は大部分對日抗戰に必要な物資の購入代金に充てられてゐたが、米國はタングステン鑛借款や米支新借款等前後二回の舊法幣安定借款供與によつて、それまで英國が獨占してゐた舊法幣安定委員會へ割込むことに成功し、今日では委員會の實權は米系委員のために完全に掌握されてゐるとさへ云はれてゐる。

斯くの如く、事變後支那に於て政治的發言權を著しく増大せる米國は、今次の日支資産凍結に當つても、自己の權益増大と其の擁護のために上海市場に於ける爲替操作を通じて舊法幣の價值安定を圖ると同時に、あはよくば上海貿易の管理權を自己の手によつて掌握せんと、種々畫策をめぐらしてゐるのである。而も、此の方法は、極めて巧妙な機構を以て着々進展せんとしてゐる。

即ち、米國は、對日資産凍結令を在米支那資産にも適用して、之を完全にフリーズすると同時に、即刻重慶政府並に其の機關銀行たる中央、中國、交通、農民四行の在米資産を凍結令から解

除して、對米取引を繼續し得る特別許可を與へた。また、(1)チエーズ銀行、(2)ナショナル・シティ銀行、(3)アンダーライティング貯蓄銀行、(4)アメリカン・エクスプレス銀行、(5)モスクワ・ナロードヌイ銀行、(6)トーマス・クック銀行、(7)香港上海銀行、(8)マーカンタイル銀行、(9)デヴィッド・サツスーン會社、(10)エドワード・サツスーン銀行、(11)エドワード・サツスーン・バンキング會社、(12)チャータード銀行、(13)蘭印商業銀行、(14)蘭印商會社等の十四銀行にもヂエネラル・ライセンス(一般許可)を與へ、今後全支那に於ける對米貿易の金融(外貨供給)を、此等の許可銀行にのみ取扱はせることにしたのである。

然し乍ら、英米側は、此等諸銀行の自由市場に於ける外貨取引は完全に停止せしめ、舊法幣安定委員會が正當なる輸入決裁資金と認定せるものに限り、公定レートで外貨を供給させるといふことになつてゐる。而して舊法幣安定委員會の手によつて制定された「外國爲替供給施行辦法」によると、輸入商品はA、Bの二種類に大別されてゐる。其の中Aに屬するものは米、葉煙草、石油、石炭、Bに屬するものは一九三四年の輸入税別より摘出せるもので棉花、綿糸布、羊毛、毛屑、發送電用機械、牛乳製品、小麥粉、穀類其他數百品目に上つてゐる。

右の内、A商品は商品別に爲替割當額を決定し、B商品は毎月の爲替許可總額内で自由に許可する方針のやうであるが、最近の外字新聞の報道によると、爲替供給辦法に基づく上海の十月分

九 ・ 二 ・ 二 五	九 ・ 二 ・ 〇	九 ・ 一 ・ 〇	九 ・ 〇 ・ 五	八 ・ 三 ・ 〇	八 ・ 二 ・ 五	八 ・ 二 ・ 〇	八 ・ 一 ・ 五	八 ・ 一 ・ 〇	八 ・ 〇 ・ 五	七 ・ 二 ・ 五	七 ・ 二 ・ 〇
三 五 /32	三 三 五 /32	三 三 三 五 /32	二 七 /8	二 六 三 /64	二 二 二 三 /32	二 二 二 三 /32	二 二 二 三 /32	二 二 二 三 /32	二 二 二 三 /32	三 三 三 三 /64	三 三 三 三 /64
五 五 五 五 /16	五 五 五 五 /16	五 五 五 五 /16	四 三 七 /32	五 四 四 四 四 五 /32	五 四 四 四 四 五 /32	五 四 四 四 四 五 /32	五 四 四 四 四 五 /32	五 四 四 四 四 五 /32	五 四 四 四 四 五 /32	五 五 五 五 /16	五 五 五 五 /16
三 三 三 三 /78	三 三 三 三 /16	三 三 三 三 /32	三 三 三 三 /32	三 三 三 三 /4	三 三 三 三 /4	三 三 三 三 /4	三 三 三 三 /8	三 三 三 三 /4	三 三 三 三 /4	三 三 三 三 /32	三 三 三 三 /16
四 五 五 五 /78	四 五 五 五 /8	四 五 五 五 /16	四 三 三 三 /8	五 五 五 五 五 /16	五 五 五 五 五 /16	五 五 五 五 五 /16	五 五 五 五 五 /16	五 五 五 五 五 /16	五 五 五 五 五 /16	六 六 六 六 /16	六 六 六 六 /16
三 元 五 /16	四 〇 一 /16	四 〇 五 /16	四 〇 五 /16	ノ ミ ナ ル	ノ ミ ナ ル	ノ ミ ナ ル	ノ ミ ナ ル	ノ ミ ナ ル	ノ ミ ナ ル	四 四 四 四 /8	四 四 四 四 /8
四 〇 七 〇	四 二 五 〇	四 五 〇 〇	四 五 〇 〇	四 六 〇 〇	四 六 七 〇	四 八 〇 〇	四 八 〇 〇	四 七 〇 〇	四 七 〇 〇	五 二 三 〇	五 二 八 〇
四 八 二 五	四 九 〇 〇	ノ ミ ナ ル	ノ ミ ナ ル	ノ ミ ナ ル	五 三 〇 〇	五 五 〇 〇	五 四 〇 〇	五 四 五 〇	五 四 五 〇	六 〇 〇 〇	六 〇 〇 〇

(備考) 上海に於ける舊法幣相場は八月十八日より公定レート設定せるも、之が完全に統一せられたるは九月八日以降にして其の間の相場は一種の闇相場なり。

右表によつても明らかなる如く、上海の外國爲替相場(舊法幣)は、凍結令實施後大體十日間位

の輸入爲替割當額は精々百萬弗見當に過ぎぬと云はれてゐる。九月分の割當額は總額六百萬弗で、その主なる内譯は米百萬弗、煙草七十五萬弗、石油ガソリン九十萬弗、石炭百萬弗と稱されてゐる。それでも、從來の外貨供給額と比較して五―六割方の減少を來たしてゐるのであるから、十月分の割當額が僅か百萬弗程度に過ぎぬとすれば、上海市場の動搖は所詮避け難い譯で、舊法幣相場も再び大幅の臺割れを演ずるのではなからうかと思ふ。此のことは、凍結令實施後の舊法幣相場の足取から考察して見ても、容易に首肯し得らるゝからである。

上海及天津爲替相場變動表(一九四一年度)

月日	内譯		對英	對米	對英	對米	軍票	(匯申天津高)	聯銀券對舊法幣相場
	上海	天津							
六月二〇日	三片	三片	三	五	三	三	四	五、五〇〇	六〇〇
六月二五日	三片	三片	三	五	三	三	四	五、五〇〇	六〇〇
七月一〇日	三片	三片	三	五	三	三	四	五、五〇〇	六〇〇
七月一五日	三片	三片	三	五	三	三	四	五、五〇〇	六〇〇



は對英三片、對米五弗臺を維持してゐたが、國民政府側が資産凍結に對する報復的措置として、七月二十九日指定人資産處理辦法を實施して在支英米資産を逆封鎖すると同時に、八月一日から更に、(一)皮革、(二)米及粳、(三)麩、糠類、(四)小麥及小麥粉、(五)染料、塗料、(六)植物油(食油)、(七)生ゴム、(八)石炭、(九)棉花、屑棉、(一〇)麻類、羊毛、(一一)原鑽石、(一二)金屬及同製品、(一三)機械及器具、(一四)化學藥品等、重要十四品目の輸出許可制を實施し、また財政部佈告を以て今後中央の納入は新法幣のみによるべきことを命令した爲め、舊法幣相場は、八月中旬以降底なしに低落するかの如く見えた。

そこで、舊法幣安定委員會では、八月十八日から舊法幣の公定レートを設定し、割當爲替は對英三片^{5/16}、對米五弗^{5/16}で外貨の供給を行ふことになつたが、實際上同レートによる外貨割當は、申請後相當嚴重な査定を要すること、當面棉花、米、煙草等の決裁用に使用され得ないといふ理由から、實需筋の期待するところとならず、大部分はブラック・マーケットに於て手當する傾向を生じ、闇相場は對英二片^{7/16}、對米四弗^{13/16}まで惨落を喫した。之に狼狽せる安定委員會では、急遽對策を協議の結果、外貨の供給條件を緩和すると同時に、前記の英米系十四銀行に對して自由市場との外貨取引の停止を命じた爲め、九月八日以降は、大體に於て闇相場の消滅を見るに至つたものである。

然し乍ら、舊法幣の價值維持乃至安定を圖らんがためには、今後相當巨額の外貨割當を行つてゆかねばならぬ關係上、舊法幣安定委員會の爲替操作は結局失敗に終らざるを得ぬであらうと云ふ見方は、此の所成り濃厚のやうである。

現に、香港大公報の如きも、九月十日の社説に於て、「上海の闇市場は完全に消滅することは出来ぬ」といふ見出しで、次の如き悲觀論を述べてゐる。

「十四銀行は、外國爲替の大口供給者であるが、唯一の供給者とは云へぬ。まだ一部分の輸出爲替を抑へることは出来るが、全部は抑へられぬ。日本及び國民政府側は、對抗策として、今後ますます輸出貿易の統制を嚴重にするであらうし、また華僑の送金も、全部外國銀行で抑へると云ふわけにはゆかぬからである。

斯く需要と供給がある以上、闇市場は依然として存在するであらう。従つて、若し闇市場を消滅するために爲替供給を寛大にしたならば、一千萬磅の英支平衡資金を消耗した三九年の轍を踏み、九千萬弗の基金は忽ち消耗する虞れがある。

今回の新辦法は、裏面から見ると、資金委員會が闇市場の消滅をはかるに急なるがため外國銀行側に讓步せるものであるが、我々は重慶經濟力更生のため、外國銀行側の讓步と、より密接な合作を要求するものである」と云ふのである。重慶側の香港大公報ですら、斯かる内面暴露をし

てゐるのであるから、他は推して知るべきであらう。

大體、米國政府が英米系十四銀行に與へた爲替取引に關する一般許可規定によると、輸入ビルを通じて被凍結資産が逃避することを防止するため輸出入を完全にリンクせしめ、輸出爲替を前記十四銀行に集中し、之に對し輸入爲替を供給する方針になつてゐる。勿論これが完全に實行され得るならば手持外貨をさして消耗することなしに、上海の輸出入貿易を英米並に重慶側商社の手によつて獨占し得る道理であるが、英米及蔣政權が貿易管理を實際に行ひ得る地域は、原則として非占領地域に限られて居り、一方輸入のカヴァーをなすべき土産品は、その大半が占領地域内で生産されるか、或は又占領地域内がその重要物資の集散地となつてゐる關係上、英米側や重慶側が之を完全にコントロールすることは出来ぬのである。

殊に、國民政府が前記の如く、皮革其の他重要十四品目に對し高度の輸出許可制を實施し、今後更に貿易管理にまで乗出さんとしてゐる以上、輸出入の抱合取引によつて上海貿易の實權を掌握せんとする英米側の野望は、結局畫餅に歸せざるを得ぬ道理である。

殊に、第三國品の輸入減退によつて租界内の物資が缺乏すれば、今後華人物價は彌が上にも昂騰すべく、之がまた舊法幣相場地の低落に拍車をかくべきことは、十分豫想され得るところである。最近の軍票高も、要するに、舊法幣不安の濃化を直接反映せるものであり、新法幣の需要額

も最近頃に激増し、中央儲備銀行の發券高は、既に一億元を突破したとさへ云はれてゐる。

三、圓系通貨の昂騰と聯銀券

軍票は、周知の如く、敵の抗戦力を破砕する經濟的武器であると同時に、我が占據地内經濟建設の要具でもある。即ち、蔣政權の抗戦力の培養機關たる舊法幣の崩壊は、軍票の進出によつて促進され、また我が占據地内に於ける經濟建設は、日本の經濟的協力に俟つ限り、軍票の普及によつて始めて容易となる。

而も、軍票が中支に於ける唯一の圓系通貨と見らるゝに至つた今日、軍の現地調辦も、一般民衆の有する購買力も一つに軍票に依存せざるを得ないのが現實である。とすれば、軍票の價值維持と流通促進とは、常に皇軍の生存確保の關鍵であるばかりでなく、現地に於ける一般民衆の生活保持の要件でもある。その意味で軍票工作の動向に對しては、何人と雖も無關心たり得ざることとは當然であるが、軍票が中支に於ける唯一の圓系通貨として、舊法幣を完全にアタックして、今日の如き輝かしき地位を獲ち得るまでには、聯銀券に劣らぬ苦闘の歴史が展開されてゐる。

大體、中支に於ける戦局が上海附近に膠着してゐた頃には、日銀券が軍用支辨のために使用されてゐた。然るに、日銀券は其の後戦局の擴大と共に漸次氾濫を來たし、その價值も舊法幣と殆

どパーとなり、昭和十四年五、六月頃には、更に、舊法幣百元に對して日銀券は百七、八圓と七—八%の逆打歩をさへ生ずるに至つた。

之を對外價値の上より見れば、當時日銀券の一志二片に對し、舊法幣は三—四片臺に低落を餘儀なくされてゐたのであるから、大陸に於ける日銀券對舊法幣相場も、大體二—三十圓臺でなければならぬ筈であるにも拘らず、その價値が舊法幣のそれを七—八圓も下廻るに至つたのは、日銀券が軍の現地調辦乃至旅費、事業費等の形で圓域から滔々と流入し、相對的に過剰に陥つたからに他ならぬ。

而して、茲で圓紙幣の相對的過剰といふのは、支那に於ける圓紙幣の需要乃至用役の量に比して、圓紙幣の供給が過剰に陥つたことに他ならない。本來なら、現地に於ける圓の價値を維持乃至安定せしめてゆくためには、日本から十二分に物資を供給し、その價値の裏づけを行つてゆくべきであるにも拘らず、實際は、圓プロツク向輸出制限の強化によつて、日本品のストックが著しく缺乏し、圓賣法幣買が旺盛を極むるに至つた爲め、圓紙幣の價値も相對的に低落せざるを得なかつたのである。

而も、これが日本の戰時經濟運営に尠ならず支障を齎らすに至つたので、昭和十三年十一月から、上海の日銀券氾濫の防止策として、上海及び其の接續地帯を除く中支占據地内に於ては、

日銀券の代用通貨として軍票が使用されることになつたのである。

斯くて、軍票の流通區域は、其の後戰局の進展と共に著しく擴大され、加ふるに其の價値維持工作も頗る強化された。就中、軍票交換用物資の輸入、調整並に配給の一元的統制を期するため、中支那軍票交換用物資配給組合が十四年八月上海に設立され、同年十月以降、積極的に業務を開始するに及んで、軍票相場（對舊法幣百元）も著しく昂騰を演じ、中支の舊法幣經濟圏に深刻な打撃を齎らすに至つた。

上海軍票相場足取表（對舊法幣百元）

年	月	最低	最高	年	月	最低	最高
一九三六年	六月	九圓	一〇圓	二	二月	七圓	八圓
	七月	八圓	九圓	三	三月	六圓	七圓
	八月	七圓	八圓	四	四月	五圓	六圓
	九月	六圓	七圓	五	五月	四圓	五圓
	十月	五圓	六圓	六	六月	三圓	四圓
	十一月	四圓	五圓	七	七月	二圓	三圓
	十二月	三圓	四圓	八	八月	一圓	二圓
一九四〇年	一月	二圓	三圓	九	九月	〇圓	一圓

十一月	十二月	一九四一年一月	二月
六 1/8	六 1/4	五 3/4	五 5/8
三 7/8	三	五 7/8	五 1/8
三 月	四 月	五 月	六 月
四 1/2	四 7/8	四 1/2	四 1/2
五 1/8	四 1/2	四 3/4	四 3/4

そこで、中支派遣軍は、十四年十二月一日より軍票一色化政策を断行し、上海に於ても日銀券の使用が禁止された。その結果、同月以降中支の我が占據地内に於ては、一切の取引が軍票建に變更された。當時、一部では日銀券回収の結果、或は軍票インフレを惹起するに非ざるやを懸念する向もあつた。仍つて軍當局も軍票の價值維持強化策として、不急不要の軍票の放出を制壓すると同時に、更に積極的に中支占據地内に於ける物資搬出入取締規則を公布して、十五年六月日支双方の物資を包括して嚴重な許可制を實施した。

それ以來、此の物資搬出入許可制を中心として、對敵經濟封鎖の軍票經濟體制が、華々しく展開されるに至つたのである。此のことが、舊法幣經濟圏の没落に拍車を加ふるに至つたことは云ふまでもないが、就中、十六年春以降は、舊法幣不安や、アメリカの參戰氣構へによる外貨不安、乃至日米關係の悪化に伴ふ租界不安等、各種の不安・動搖を織交ぜ、換物人氣が頓に激化

し、之が軍票高、聯銀券高等、一聯の圓系通貨高を促進せしむるに至つたのである。

就中、軍票は、十六年三月下旬には、舊法幣百元に對し四十圓といふ稀有の大相場を示現したが、その後官民協力による軍票昂騰抑制策が奏功し、その後は大體四十三、五圓の安定相場で保合つて來たのである。之は軍票價値の極端な昂騰が現地に於ける日本商品の賣行を減退せしめ、軍票工作の進展を阻害するといふ理由に基くものである。斯くて過當投機に基く不當な相場の吊り上げは極力之を抑制して來たのであるが、七月下旬以降は、凍結令の一撃によつて、上海の實際自由市場としての色彩が著しく稀薄となり、租界の動搖は蔽ひ難いものがあつた。此の事が軍票工作にも劃期的轉換を齎らし、九月下旬には遂に舊法幣百元に對し三十九圓といふ、未曾有の大相場を示現するに至つたのである。

少く共、之を轉機として、上海市場は日支（國民政府側）と英米支（重慶側）とに兩斷され、日支を樞軸とする新上海市場は共榮圈貿易に、また英米依存の舊上海市場は著しく狭められたマーケット内に於て、英米の僅かな外貨割當によつて共榮圈外より細々と物資を輸入し、喘ぎ苦しむつゝ没落過程を辿るといふ方向に漸次進みつゝあるのである。

勿論、本邦側としても、上海の外國爲替市場から完全に締出しを喰つたことは、相當大きな痛手に相違ないが、上海のブラック・マーケットを通じて物資を購入する途が全然杜絶された譯で

は決してなく、加ふるに、その豊富な舊法幣手持資金に物を云はせて、租界内の物資をかき集めることも十分可能である。例へば、最近占領地域内の土産品が、國民政府の監視の目をくゞつて相當租界に流れ込んでゐると云はれてゐるが、之なども、物の側から見れば、明らかに一種のブラック・マーケットを構成してゐると看做し得る譯で、ブラック・マーケットを單に金融爲替の側面からのみ云々するのは、當を得たものとは稱し難いのである。

孰れにしても、上海に於ける舊法幣安定委員會の活動は、舊法幣の公定レートを維持してゆくことが關の山で、それ以上に積極的活動を望むことは殆ど至難とされてゐる。それが、益々舊法幣の對外價值と國內價值を乖離せしむるに至つた有力な原因であるが、北支に於ても今や天津租界に於ける敵性通貨の經濟的機能は著しく壓縮され、聯銀券對舊法幣相場の高値を唱へ施された當時は、精々六十圓臺であつたものが、十六年十一月頃は四十七八圓前後の高値を唱へてゐる。之に對して、匯申相場が比較的やえぬのは、匯申取引に對して許可制が實施され、舊法幣經濟圏との自由取引が著しく制約を蒙るに至つた爲めである。更に天津の外國爲替相場（北方券）も、最近の租界不安を反映して、九月下旬以降遂に對英三片、對米五弗臺を完全に割り、前途一段と低落傾向を辿らんとしてゐる。

斯くの如く、大陸に於ける日本の新秩序建設工作を阻止して、舊秩序體制の擁護を圖らんとせ

る英米側の野望は、完全に畫餅に歸したかの如き觀があるが、現在の如き變轉極まりなき國際情勢の下に於て、北支經濟の健全な發展を圖らんがためには、先づ以て日滿支三國間の物資の交流關係を圓滑ならしむると同時に、泰、佛印其の他の南方諸國等を包含せる大東亞共榮圏の確立に強引に邁進せねばならぬことは云ふ迄もない。

北支の爲替政策も、此の點に鑑み、爲替集配制の基準通貨を從來の米弗から特別圓に変更し、圓決裁の範圍を擴大すると同時に、北中支のバーター取引や圓爲替集中制、無爲替輸入許可制等の運用に關しても、全面的に再検討を加へ、必需物資の確保に十二分の努力を拂はんとしてゐるのであるが、本稿に於ては、爲替集配制の基準通貨變更と、それに依つて生じた二、三の問題を指摘して、一般の参考に供してみたいと思ふ。

四、爲替集配制の基準通貨變更と今後の問題點

先づ、爲替集配制の基準通貨變更に伴ふ海關監督の注意書（一）の改正要點を、従前のそれと比較して説明して見ると、大體次表の如くである。

海關監督注意書改正要旨

改正前	<p>(一)日本及滿洲以外の地域への輸移出に就ては該貨物の正當なる價格の全部に付日本通貨、滿洲國通貨、蒙疆銀行券及中國聯合準備銀行券以外の通貨を以て表示する爲替を中國聯合準備銀行券を對價として對英一志二片基準以上の相場を以て北支所在の銀行に賣却すること。</p>
改正後	<p>(一)日本及滿洲以外の地域への輸移出に就ては該貨物の正當なる價格の全部に付き日本通貨又は中國聯合準備銀行の指定する通貨を以て表示する爲替を中國聯合準備銀行券を對價とし、中國聯合準備銀行の公定相場以上の相場を以て北支所在の銀行に賣却すること。 日本通貨を以て表示する爲替は中國聯合準備銀行の定むる所に依り仕向地に於て日本通貨、滿洲國通貨、蒙疆銀行券、軍用手票及中國聯合準備銀行券以外の通貨を以て入金を要す。</p>

輸出入爲替集配に關する改正要旨

改正前	<p>(一)爲替賣却證明に關する當行の確認は輸出爲替を買入れたる銀行が イ日滿向輸出爲替にありては日滿に於ける入金額に相當する日滿貨爲替</p>
改正後	<p>(一)爲替賣却證明に關する當行の確認は輸移出爲替を買入れたる銀行が イ日滿向輸出爲替に在りては日滿に於ける入金額に相當する日滿貨爲替</p>

<p>□其他の地域向輸移出爲替にありては仕向地に於ける入金額に相當する英貨又は米貨爲替を當該輸出爲替の入金時迄に受渡となる電信爲替に依り當行に賣却(賣豫約を含む)し居れる場合は何時にても之を行ふ。 (二)當行は爲替銀行の英貨爲替又は米貨爲替の直賣又は直賣先賣の乗替取引の要求に應じ極力銀行の輸出爲替金融其他國內金融の利便を圖るべし。 (三)當行は爲替銀行より其の顧客に對する輸移出入貨物代金決裁のため賣却爲替のカヴァーとして爲替買入れの申込を受けたるときは イ顧客に對する賣却爲替が日滿向のものにありては日滿貨爲替 ロ顧客に對する賣却爲替が其他地域向のものに在りては英貨又は米貨爲替 を當該銀行より買入れたる爲替(北支所在店舗分を通計したるもの)幣種別金額の九割を超えざる限度に於て之が賣却を應諾すべし。</p>	<p>□其他の地域向輸出爲替に在りては當行の定むるところに依り仕向地に於ける入金額に相當する圓貨爲替を當該輸出爲替の入金時期迄に受渡となる電信爲替に依り當行に賣却(賣豫約を含む)し居れる場合は何時にても之を行ふ。 (二)當行は爲替銀行より其の顧客に對する輸移出貨物代金決裁のための賣却爲替のカヴァーとして爲替買入れの申込を受けたるときは イ顧客に對する賣却爲替が日滿向のものに在りては日滿貨爲替 ロ顧客に對する賣却爲替が其他地域向のものに在りては當行の定むる處に依り之がカヴァーに必要な圓貨爲替 を當該銀行より買入れたる爲替(北支所在店舗分を通計したるもの)金額の九割を超えざる限度に於て之が賣却を應諾す。 (三)其他の事項に關しては従前通り取扱ふものとす。</p>
--	---

右によつても明らかなる如く、從來の海關監督注意書（一）に於ては、日滿以外の諸地域への輸移出については、原則として、該貨物の正當なる價格の全部につき日、滿、蒙疆、華北の國幣以外の外貨を以て表示せる爲替（原則として英米貨爲替）を取組み、之を北支所在の爲替銀行に一志二片以上の公定相場を以て賣却、且つ之を中國聯合準備銀行が確認せる爲替賣却證明書がなければ、海關監督はその貨物の通關を認めぬこととしてゐたのである。

然るに、今次の資産凍結によつて、英米貨が華北對第三國貿易決裁通貨としての機能を完全に喪失するに至つた爲め、華北金融當局は、前記の如く、海關監督注意書の一部改正を實施し、今後は日滿以外の第三國向輸出貨物に對しては、聯銀の指定せる通貨（原則として特別圓）を以て爲替の取組み、聯銀の公定相場以上の相場を以て北支所在の爲替銀行に賣却を命じ、特に日本通貨（特別圓）を以て表示する輸出爲替の決裁代金は、仕向地に於て日銀券、滿洲中銀券、蒙疆銀行券、軍票、聯銀券等所謂圓系通貨以外の通貨を以て取得せしむることとしたのである。

然し乍ら、今次の資産凍結によつて、英、米、加奈陀、濠洲、印度、ビルマ、マレー等の貿易取引は全面的杜絶の外はなく、また獨伊樞軸國家やラテン・アメリカ諸國とは、船腹關係その他で貿易取引が困難視されてゐる以上、華北對第三國貿易は、結局中南支、泰、佛印等の所謂共榮圈貿易に局限されざるを得ぬのである。

而も泰、佛印と交易するには、相手國の通貨たるバートやピアストル等の外貨資金を相當潤澤に所有してをらねばならぬ道理であるが、現在横濱正金の東京支店に新設された聯銀の特別圓勘定は大部分が舊法幣資金であると云はれてゐるから、外銀側がバートやピアストル建爲替の賣買に應ぜねば、泰、佛印との貿易決裁は事實上不可能と云ふ他はない。結局、近き將來は、此等の諸國との貿易取引は、圓貨建による爲替清算協定若しくは求償制度に基くバーター取引に依る以外に途がない譯で、當面聯銀の特別圓取引は殆ど中南支貿易に局限された貌である。

此の特別圓取引の特色は、前述の如く、正金銀行の東京支店に開設せる特別圓勘定を經由して受渡決裁を行ふもので、此の爲替手續は、從來の外貨建取引の場合と殆ど變りがない。また輸移出爲替の聯銀買上は、外貨決裁の場合は一志二片以上（十四年十月以降は原則として對米二三弗^{1/10}）の公定相場を以てすべきことが明記されてゐたが、特圓建取引の場合には、其の點が頗る曖昧にされてゐる。

然し乍ら、現在當地正金で取扱つてゐる方法によると、特別圓の基準爲替相場は、上海に於ける舊法幣の對米相場と日本通貨の對米基準相場（對米二三弗^{1/10}）とから機械的に査定されることになつてゐる。

例へば、舊法幣の對米相場を五弗と假定すると、舊法幣一〇〇元に對する特別圓の基準相場は

二三圓四六錢となる。此の算定法式は次の如くである。

$$X\text{円} = C\$100.00 \times \frac{\$5.5}{\$23.437} = \text{¥}23.46$$

然し乍ら、舊法幣の對米相場は、最近法幣安定委員會の手によつて對英三片^{5/32}、對米五弗^{5/16}の公定レートが設定されてゐるので、上海正金の特圓基準相場も賣を二二圓^{5/8}、買は二三圓^{5/8}とし、此の差額一圓は正金から大藏省に納付することになつてゐる。

然し乍ら、北支から中南支へ土貨を移出する場合には、天津の匯申相場を以て裁定した實際相場で爲替が取組まれてゐる。例へば、爲替取組當日の匯申相場を四八圓とすると、聯銀券一〇〇元は舊法幣二〇八元に相當する。従つて、之を特圓相場二二圓七〇錢で裁定すると實際相場は四七圓三五錢となり、五二圓六五錢の差損を生ずる。そこで此の差損は、上海より移入した爲替差益でカバーするといふ移出の抱合取引が行はれてゐる。此のことは、結局、改正前の爲替集配制と本質的に何等變りがないといふことを意味する。たゞ従前のそれと強ひて異つた點がありとするならば、恐らくそれは中南支よりの移入手續が著しく複雑化し、上海より外貨建決裁當時の如く自由に物がひけなくなつたといふ點であらう。

外貨建決裁當時は、輸移出のコントラクトによつて輸移入権を獲得すれば、聯銀の希望品目内に於て上海租界から自由に物資を引くことが出来た。然るに、特圓建取引の場合は、一々中支財

務官の發給する^{1/2}(信用狀)を獲得せねば上海向移出が出来なくなつた。

加之、中支の北支向移出許可も、最近は著しく嚴重を極め、物動物資は興亞院、雜貨類は軍配組合の許可を必要とすることになつてゐると云はれてゐる。而も中支財務官の^{1/2}發行條件が相當むづかしくて信用狀が仲々獲得出来ず、中支向移出も此の所尠ならず遲滯を餘儀なくされてゐる。

更に廣東、汕頭等南支向移出の如きは、特別これと云つて見返り物資がないので、これまで大部分は上海から見返り物資の移入を行つてゐたが、特圓建取引になつてから、中支側が南支向移出決裁代金で上海から物をひかれては困るといふやうな横槍が出て、此の問題の解決には北支側も相當頭を悩ましてゐる。十六年十月上旬東京で開催された日滿支貿易懇談會の席上に於ても、此等の諸問題も一括討議された様であるが、共榮圈内に於ける諸物資の圓滑なる交流が緊急課題の一つとされてゐる今日、北中支間に斯くの如き問題が依然として存在してゐることは寔に遺憾に堪へない。よろしく速やかに改善されて然るべきであらう。なほ此の外、北中支交易協定に基づく軍票建取引や北中支陸路經由のパートナー取引等についても當然言及すべきであるが、此等は次章の北支六港貿易の構成的變化と關聯して再検討を試みてみたいと思ふ。

第四章 北支六港貿易の構成的變化

一、爲替集配制度の功罪

國際環境の激變に仍つて、北支六港貿易も、今や重大轉換期に直面せんとしてゐる。爲替集配制度の基準通貨變更も、謂はゞ斯くの如き轉換への、過渡期的現象と看做して差支へあるまい。大體、事變後の北支に於て爲替集配制が實施せらるゝに至つた最も有力な原因は、これまでも再三指摘せる如く、北支の輸出爲替を全面的に聯銀に集中せしめ、之に仍つて聯銀券に外貨の轉換性を附與すると同時に、敵性通貨たる舊法幣の貿易通貨としての機能を收奪せんとするに在つた。斯くの如き大事業が一朝一夕に成就し得るものに非ざることには云ふまでもないが、此の制度なかりせば、北支六港の第三國貿易は英米商社の獨占に歸し、戦後に於ける北支、蒙疆の經濟建設は、到底今日の如き輝かしき成果は齎らし得なかつたであらう。

仍つて、本稿に於ては、此の爲替集配政策實施前の北支六港貿易と、實施後のそれを比較検討し、然る後、新情勢下に於ける現地貿易機構の再編成問題に對する筆者の見解を率直に述べてみ

たいと思ふ。

二、國際收支より見たる北支六港貿易

事變前、即ち一九三五年（昭和十年）から一九三七年（昭和十二年）までの北支の國際收支は、嘗て見ざる良好な成績を示してゐる。此のことは、次表によつても明らかである。

北支六港國際收支一覽表（單位千元）

年 度 別	總 額	輸 出	輸 入	入 出 (+) 超
一九三五年	三〇九、七七	一五九、六四	一五〇、一三	(+)
一九三六年	三三三、〇四	一九一、二二	一四〇、九三	(+)
一九三七年	三六一、五〇	二二五、七二	一四五、七九	(+)
一九三八年	五七四、五二	二五四、五二	三一九、九六	六五、四六〇
一九三九年	七五、三六	二〇〇、八二	五七四、五五	三七三、六八四
一九四〇年	一、三三、五三	三七、四七九	九八五、〇四三	六五七、五六四

即ち、一九三五年は輸出一五九、六四四千元に對し輸入は一五〇、一三三千元で、差引九、五二一千元の出超、三六年度は輸出一九一、一一一千元に對し輸入は一四〇、九〇三千元で五〇、

二〇八千元の出超となつてゐる。更に、事變勃發年度たる一九三七年度は、戰禍の擴大にも拘らず、輸出成績は大いに振ひ二一五、七四一千元と前年同期に比し二四、六三〇千元の増加を示してゐる。之に對して、輸入も一四五、七九〇千元と前年同期に比して四、八八七千元の微増を見たが、貿易尻は六九、九五一千元の出超勘定を示してゐる。而も此の出超勘定が第三國貿易の躍進によつて齎らされたものであるといふことは一應注目し値しよう。

北支六港國際收支對圓域、第三國別一覽表

年度別	對圓域		對第三國	
	輸出	輸入	輸出	輸入
一九三五年	四六	七	二二	三
一九三六年	六	六	三三	三
一九三七年	二	二	三	三
一九三八年	一	二	一	三
一九三九年	一	二	一	三
一九四〇年	一	二	一	三
		入出(+超)		入出(+超)
		二		三
		元		元

(備考) 滿鐵「北支經濟統計季報」第十一號より算出。單位百萬元。

即ち、之を一九三七年度の貿易統計について見ると、對圓域貿易は、輸出六一百萬元に對し輸入は六二百萬円で、差引百萬元の入超となつてゐるが、對第三國貿易は輸出一五五百萬元に對し輸入八四百萬円で差引七十一萬圓の出超である。また、之を比率の上から見ると、一九三七年の輸出總額中、對圓域向輸出は僅か三〇%足らずで、残り七〇%は第三國向輸出である。之に對し輸入は圓域より四二%、第三國より五八%を仰いで居り、輸出入何れの面より見ても、圓域より第三國方面により多く依存してゐたことが判るのである。

北支對各政治ブロック別貿易收支一覽表

年度別	日		本		英		國	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
一九三五年	四六	七	二二	三	二二	三	二二	三
一九三六年	六	六	三三	三	三三	三	三三	三
一九三七年	二	二	三	三	三	三	三	三
一九三八年	一	二	一	三	一	三	一	三
一九三九年	一	二	一	三	一	三	一	三
一九四〇年	一	二	一	三	一	三	一	三
		入出(+超)		入出(+超)		入出(+超)		入出(+超)
		二		三		三		三
		元		元		元		元

更に、此の數字を政治ブロック別に分類してみると、次表の如くである。

(備考) 各國共屬領、植民地を含む。單位百萬圓。(+)出超、-一九四〇年度は省略せり。

年度別	其		他		合		計
	輸	入	輸	入	輸	入	
一九三五年	四	五	一	五	二五九	一五〇	(+)
一九三六年	三	三	二	五	二九二	一四〇	(+)
一九三七年	三	三	七	五	二六二	一四一	(+)
一九三八年	四	三	五	七	二五二	一三〇	(+)
一九三九年	五	四	六	五	二〇〇	一五七	(+)
一九四〇年							
年度別	和		蘭		ベ		ル
	輸	入	輸	入	輸	入	
一九三五年	九	八	一	三	二	三	一
一九三六年	六	三	二	三	二	五	三
一九三七年	六	二	八	二	二	四	三
一九三八年	六	八	二	三	二	四	五
一九三九年	六	三	八	二	一	四	三
一九四〇年							

年度別	米		國		獨		逸
	輸	入	輸	入	輸	入	
一九三五年	四	九	二	三	二	三	二
一九三六年	四	四	二	四	二	三	三
一九三七年	六	九	二	三	二	三	三
一九三八年	三	六	二	三	二	三	三
一九三九年	四	三	二	二	二	三	三
一九四〇年							
年度別	佛		西		伊		太
	輸	入	輸	入	輸	入	
一九三五年	六	四	二	三	二	三	(+)
一九三六年	四	一	一	一	二	一	(+)
一九三七年	三	一	一	一	一	一	(+)
一九三八年	四	三	一	一	一	一	(+)
一九三九年	四	四	一	三	一	二	(+)
一九四〇年							

之によると、英、佛、伊太利等に對しては、事變前、大體出超勘定を示してゐるが、其の他の諸國に對しては、入超勘定となつてゐる。又、輸出金額の上から見ると、事變前は、日、米、英、獨の順位となつてゐるが、一九三七年度に於ける獨逸の躍進ぶりの如きは、寔に刮目に價すべきものがある。次に、輸入金額の點に於ては、一九三五—三六年度は、日、英、米、獨の順位となつてゐるが、三七年度は日、英、獨、米の順位で、米國が第四位に轉落してゐる。

以上によつても明らかなる如く、事變前に於ては、北支市場は日、英、米、獨品の角逐場裡と化し、そこに激烈な貿易戦が展開されてゐたが、事變後は北支が圓ブロックに編入されて英米依存主義から離脱せんとした爲め、日・英米關係は頓に悪化傾向を示すに至つたのである。殊に、英國はリース・ロスの幣制改革以來、金融資本の威力を以て支那を征服せんとする野望を抱いてゐただけに、北支に於ける聯銀の通貨工作に對しては、白眼視的態度をとらざるを得なかつたのである。事變後、英國が天津租界を中心に聯銀券の通貨工作に各種の妨害を試みるに至つたのも其のためである。

殊に、事變後、北支の第三國貿易は、舊法幣を媒介とし、且つ八片の低爲替をベースとする英米系商社の手によつて其の利益を壟斷され、外國爲替取引も外銀側の獨占到歸さんとしたので、斯くの如き弊害を抜本的に交除すると同時に、聯銀券に外貨の轉換性を附與せんがため、昭

和十四年三月十一日、舊法幣の流通禁止と殆ど時を同じくして、北支に於ては、爲替集中制が實施されることになつたのである。

右、爲替集中政策の骨子とするところは、

一、北支から輸移出さるべき左の十二品目に對しては、その仕向地の如何を問はず、その輸出爲替を中國聯合準備銀行に賣却したことを證すべき證明書がなき限り、輸出を許可せざること。

(1) 鶏卵及び同製品、(2) 胡桃、(3) 落花生油、(4) 落花生、(5) 杏仁、(6) 棉實、(7) 葉煙草、(8) ヴァーミセリ及びマカロニ、(9) 石炭、(10) 毛製カーペット、(11) 麥稈眞田及び麥稈帽子、(12) 鹽

二、右十二品目に對する中國聯銀への爲替賣却は、聯銀券の公定相場たる一志二片基準たること。

三、仕向地は第三國のみならず、圓ブロック内にも適用されること。

四、中南支は第三國扱ひをなすこと。

五、聯銀は、其の輸出爲替を買取つた範圍内で輸入爲替の賣却に應ずること。

六、輸入許可の標準は、(イ)軍需品、(ロ)生活必需品、(ハ)開發資材の順位によること。

(註) 之に對しては、輸入希望品目が別個に四十二品目擧げられてゐる。

七、輸出入爲替の取扱事務に關しては、橫濱正金銀行内外各支店をして之に當らしめること。

といふのである。

華北當局が當初爲替集中制の適用を前記十二品目に限定したのは、第三國への氣兼ねからであらうが、十二品目の總輸出額中に占むる割合は僅か四割前後に過ぎず、尨大なる爲替需要を充すことは殆ど困難視されてゐた。

爲替集中制實施前に於ける重要輸出十二品目実績表

商 品 別	一九三五年	一九三六年	一九三七年	商 品 別	一九三五年	一九三六年	一九三七年
雞 卵	一、四六〇	一、六四六	二、三二〇	グアーミセリ	二、六五〇	二、五〇八	三、〇二六
加 工 卵	二、六七六	一五、七三三	一七、一〇四	マカロニ	五、四元	九、二六	二、七二八
胡 桃	二、三三二	二、七三三	三、六三三	石 炭	三、四四六	四、三二九	六、九二〇
落 花 生	一九、一三三	一〇、五九八	二、七三〇	毛製カーベツト	二、〇三六	一、八〇〇	一、六三六
落 花 生 油	一〇、二七五	一〇、六九	一六、五八二	麥 稈 眞 田	二、一六七	二、六四五	三、〇三五
杏 仁	二、四三七	二、六一〇	二、六八五	鹽	六八、六六〇	七一、八八五	八八、一六九
棉 實	一、七九六	一、九〇六	二、四一六	合 計	四三%〇	三七%五	四〇%九
葉 煙 草	三、九五六	五、八〇二	四、五七三	總輸出額に對する割合			

(備考) 滿鐵「北支經濟統計季報」第六號より算定。

殊に、本制度が實施さるゝや、英租界側は之が報復手段として聯銀券の價値引下げを策し、租

界内公課は勿論、一般商取引に對しても三割以上のプレミアムを強要し、且つ聯銀券のインフレ化を各方面に喧傳して華北の金融攪亂をはからんとした。そのため、天津租界の聯銀券對舊法幣相場は一頃著しく低落し、舊法幣百元に對し聯銀券は百三十元前後の安値を唱ふるに至つた。そのため、天津租界を中に挟んで日英關係は著しく悪化し、十四年六月には遂に英佛租界封鎖にまで發展したのである。

租界封鎖の政治的目的が、華北に於ける新秩序建設工作に對し英佛側の協力を慫慂し、その敵性を拂拭せしめんとする意圖から出發せるものであることは、固より想像に難からざるところであるが、經濟問題に關して日英の意見が對立し、同年八月東京で行はれた日英會談は遂に決裂の已むなきに至つた。

經濟問題に關する我が方の要求は、要するに英佛租界内に在る現銀四千八百萬元の搬出及び租界内に於ける舊法幣流通禁止に關するもので、之が解決を見るまでには一ケ年間の歳月を要した。孰れにしても、當時の情勢は、英佛側の露骨な敵性行爲によつて、聯銀券の通貨統一工作は各種の障礙に逢着し、爲替集中制實施後の成績も餘り芳しくなかつたので、華北當局は聯銀券の補強工作として、同年七月十七日から右集中制を全面的に擴大し、同日以降輸出ビルはすべて之を聯銀側に賣却せざる限り、北支海關に於ては一切輸出許可を與へざることとしたのである。

但し、十二品目以外の輸出品の内、金額百圓未満のものや、旅具、引越荷物、船用品、生鮮食料品、書籍、新聞、雑誌、書畫、包装容器等は、本手續より除外されてゐる。其の他の商品は、日滿以外の諸地域に之を輸出せんとする場合は、原則として、英米通貨を以て輸出爲替を取組み、之を一志二片以上の公定レートで聯銀に賣却せねばならぬことになつたのである。之に對し、輸入については特別管理を行はず、曩に各爲替銀行、貿易商等に内示せる輸入希望品目四十二品目を九十五品目に擴大し、その範圍内で輸入の許可を與へる方針をとり(別表参照)、また輸入爲替の賣却は、貿易外送金等に充當するため、原則として聯銀が買上げた輸出爲替の中から一割を天引して、残り九割を供給することにしたのである。

爲替集配制に於ける輸入希望品目表

税番	品名	税番	品名
七二	黄麻(生のもの)	至一八	アルミニウム
七五	絲、線、繩、索及綱	至一二五	眞鍮及黄銅
七九	ヘシアン布	至一三六	銅
八〇	大麻蘘又は「ヘシアン」蘘	至一四七	鐵及鋼
八一	麻袋(新)		
八二	麻袋、大麻袋及ヘシアン蘘(故きもの)		

自一九九	鉛	至二五	醫療器具
自一九四	マンガンニース	至二八	別號に掲げざる發動船、帆船等
一九五	フエロマンガンニース	至二九	自動車
一九六	ニツケル	至三〇	鐵道及軌道材料
一九七	水銀	至三一	瓦斯計、水量計類
自一九九	錫	至三二	コード、線、ケーブル
自二〇〇	活字金	至三三	電話機等
自二〇三	白銅及洋銀	至三四	米、粃及小麥
自二〇七	亞鉛	至三五	小麥粉
自二〇八	農業用機械及部分品	至三六	ホップ
自二一〇	發送電用機械及同部分品	至三七	胡椒
自二一六	工作機械器具	至三八	大楓子
自二一七	カッター、鑽等の機械器具類及手工器具類	至三九	栽培用種子
自二一九	原動機類	至四〇	醋酸
自二二〇	汽罐類	至四一	硼酸
自二二一	鑛山用機械器具類、選鑛精鍊用機械器具類及之等の附屬品並に部分品	至四二	鹽化アンモニア
自二二四		至四三	鹽化アンモニア
		至四四	鹽化バリウム
		至四五	硼砂

四一五	別號に掲げざる化學肥料及人造肥料	四八四	アラビアンゴム
四二三	苛性加里	四八五	キリン皿
四二五	重クロム酸加里	四八六	沒藥
四二七	曹達灰	四八七	乳香
四二八	重炭酸曹達	四八八	松脂
四三一	苛性曹達	四八九	セラツク及ボタンラツク
四三五	硝酸曹達	四九一	液體燃料
四三八	硫酸曹達	四九二	ヒマシ油
四四五	アリニン染料及其他の「コールタ ール」染料	四九三	椰子油
四四六	マンダローヴ樹皮	四九五	灯油
四五一	カーボンブラツク	四九七	潤滑油
四五三	辰砂	四九八	オリーブ油
四五四	酸化コバルト	五〇一	ステアリン
四五七	阿仙藥	五〇二	ターベンチン
四六七	ログウツドエキス	五〇四	パラフィン、ワツクス
四七一	蘇木	五〇七	書籍類
四七七	亜鉛華	五〇八	海圖及地圖
四七八	タンニン材料	五〇九	新聞及雜誌
ノ内	ガソリン、ナフサ及ベンゼン	五一〇	板紙
四八二	機械用グリース	五一三	普通印刷紙及新聞用紙
四八三			

五二〇	チツシュペーパー	五三四	牛黄
五二一	別號に掲げざる印刷用紙	自五四五	木材
自五二四	バルブ	至五五五	ピラオ及アスファルト
五二五		五七二	インドア・ラツパー及ガタバチア
五二九	靴底革	六二一甲	
五三〇	別號に掲げざる革		

斯くて、此の集中制が實施されて以來、同年十二月末迄に、聯銀の爲替買入実績は英貨二百五萬八千磅、米貨五百六萬八千弗、合計五千五百萬元見當に上つてゐる（聯銀民國二十八年業務報告書）が、事變後の北支は、治安の悪化によつて奥地よりの物資の出廻りが減退して、輸出が兎角振はぬ上に、食糧品や開發資材等の輸入額が激増した爲め、國際收支は尠ならずアンバランスに陥らざるを得なかつたのである。（次表参照）

三、北支貿易商品の構成的變化

一般に一國の對外貿易の商品構成状態は、その國內經濟の構造、並に構造變化、延いてはその國民經濟の發展状態をば反映するものとされてゐる。従つて、國內の工業化と共に精製品（工業完成品）が、漸次輸出部門の主要部分をば占め、原料品や半製品等は、次第にその姿を消してゆ

くのが一般的原則である。此の原理は、北支の如き原料國に於ても勿論、當てはまり得るわけである。

北支六港貿易輸出品構成表

商 品 名	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
動物及同製品	二六、六九	三七、七九	四〇、三六	三九、一六	五六、五六
皮革及毛皮	一〇、二六	一五、九六	三三、一九	一〇、〇七	九、〇九
魚介及海産物	三五七	六六九	五〇七	五九二	一、一八〇
豆類	一、〇四	一、六四	一、三六	一、四六	一、四六
穀類及同製品	八、五三	七、三二	三、二九	一、七四	二、六五
植物性染料	一	一	一	一	一
鮮乾果類	三、八九	四、一九	四、八六	三、四〇	四、四九
其他植物製品	二、八三	二、八五	三、二五	二、五八	一、〇七
酒精飲料	三八八	四二	五八一	三三九	三四二
砂糖	一	一	一	一	一
茶	五〇	一八一	二二	六九	二四二
煙草	四、四六	五、八七	四、六二	五、〇九	四、一五
蔬菜	一、四三	一、三六	一、三五	一、二六	一、三三

商 品 名	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
織物	一、八六一	一、八〇四	二、四七八	二、二六四	七三九
其他紡織製品	三、六七	四、三〇	七、〇〇九	七、二七六	九、二六九
鑛、金屬及金屬製品	四二	六六七	五九五	四、九八八	三、五八五
硝子及硝子器	一四〇	一三六	一一九	八〇	二二一
石、土、砂及同製品	四四	五〇九	七四	一、七七七	二、九六五
竹及同製品	三三	二七	三三	一一三	四四
燃料類	五、六四〇	九、〇八	三、九〇四	一四、五六一	二六、五五七
籐類	一六二	四五四	五五	三九二	二四
木材、木及同製品	一六二	四五四	五五	三九二	二四
紙類	四八	八四	六〇	一、六四	八八
紡織用纖維	三五、六一	四八、五四	五三、三五	一〇八、二六	一〇、三三七
織絲、絲及編物	三、四〇	四、八三	四、五九五	三、五九八	三、〇六九
藥材及香料	二、三〇九	二、七三	二、四九	四、八五〇	七、三五四
油脂及蠟	一〇、四八〇	一一、三九三	一〇、二六四	八、三七五	一一、四六一
種子	二六、二三八	一九、五八七	一八、五〇二	一八、〇三二	一七、三五六
化學藥品	二、三三八	二、八七五	三、二九二	三、七六〇	四、六〇六
印刷藥品	五五	七五	八五	四〇九	二五
雜品	四、九五三	五、三五九	五、二三八	八、一〇六	一五、八六六
合計	一五九、六四四	一九一、一一一	二二五、七四二	二五四、五七七	二〇〇、八五二

化學藥品	染料及塗料類	羊毛及同製品	絹、人絹及同製品	金屬及鑛	機械及工具	車輛及船舶	雜金屬製品	油類	紙類及同製品	皮革及其ノ他ノ動物產品	木材類	木、竹、籐及同製品	燃料類	陶磁器瑠璃鐵器	石及同製品	雜品	合計
三、三六七	三、一五四	一、三三七	九三	九、三三九	六、七三六	四、八三三	二、六四六	八、五三二	五、三三二	五、五六	五、五〇七	五、五六四	六〇九	八六九	三四一	五、〇八三	八、九八八
三、七九	二、三〇九	一、三三八	二四三	八、一三七	五、三三三	八、五九七	一、八六四	六、九九三	三、六〇七	四三〇	四、〇七一	四、九四	四八〇	四六八	二七五	四、三四五	六、二七七
四、〇七七	二、七二七	一、二七二	七八	八、八九五	七、二〇五	四、七三二	二、三三八	六、二八五	四、七九一	三五	三、七二五	五、八四	三二六	五三四	三三	五、三〇三	六、四二八
六、二二	三、七二七	四、〇三八	五、三〇六	八、五三六	三、三三八	三、二五二	四、五二五	六、九〇五	五、四八六	六二	六、六四五	一、二九四	三三三	六七九	七九五	七、七六八	二、三八、四六三
一一、二五二	六、二八九	二、九三二	五、三二一	三、八〇九	一四、七七四	四、五五八	五、九六	三、〇八一	一一、三四四	九五六	九、三三〇	二、五〇四	二七八	一一、九二	九四〇	一五、四四	二、三〇、八〇八

(備考) 單位千元。
北支六港貿易輸入品構成表

商 品 名	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
穀物及穀粉	二、九九	一、四八	一、三六七	三、〇七七	三、三八一
果實蔬菜類	八三	三〇五	二五〇	三、五八三	七、三八八
藥材及香味料	一、三三二	一、二五二	六六七	六九〇	一、七〇三
砂糖	三、五二二	七九	一九七	四、七三三	一、七〇九
酒、麥酒、清涼飲料水	四三三	八四	三九	七五	一、五二八
煙草	四三二	五五一	一、七五一	四六六	一、二二三
魚介及海產物	一、八九二	一、六七九	九三	一、五〇四	三、九九四
罐詰食品	七九	四九	三五	一、四五九	三、八四八
生地綿布	二、三三	八三	一〇一	三、八九二	四八七
晒及染色綿布	二、九〇	五七〇	四三〇	三、二二六	一、六二九
捺染綿布	一、六四	四	二六	四八七	一、三八五
雜綿布類	七九	一七九	二七	七三	一、五五
棉花綿織絲及綿絲	一、八〇二	五八九	二六六	三三	五、八三三
雜綿製製品	六〇三	四〇五	三一九	四〇三	四八二
麻類及同製品	二、〇七三	一、三八八	一、四六〇	一、七五七	二、三五〇

(備考) 單位=海關一、〇〇〇金單位。一海關金單位の國幣換算率は一九三五—三六年度幣二・二六元、三七年二・二七一、三八年二・二九八元、三九年二・五一元、四〇年以降は二・七一元なり。

即ち、之を事變前の北支について見ると、一九三七年度の輸出商品構成状態は、農産品が三三、一五九千円で一六%、畜産品六三、五三〇千円、一九%、鑛産品一三、六〇八千円、七%、工業生産品九九、三八九千円、四五%、その他五、五四八千円、三%と云ふ割合になつてゐるが、工業製品の中から紡織品を除けば、その他にはさほど見るべきものがない。之は北支が未だ農業國の域を十分脱し得ざることを物語るものであつて、主要輸出品として、棉花、落花生、羊毛、鶏卵、加工卵、毛皮、其の他の農畜産品が専ら擧げられてゐる理由でもある。

反之、輸入商品は、殆ど大半が工業製品で、綿織物、鐵、鋼、機械、器具、鐵道及軌道用品、自轉車、自動車、木材、紙、砂糖等が主要部分を構成してゐる。而も、事變後は、此の外に、小麥、麵粉、雜穀類等の輸入額も尠ならず激増ぶりを示してゐる。

殊に、事變後の北支は、爲替相場の低落によつて、輸入品の原價が顯著な昂騰ぶりを示してゐるため、一層國際收支のバランスを悪化せしめてゐるのである。試みに、輸入商品の單價の騰貴率を一九三五年=一〇〇として三九年のそれと指數の上で比較して見ると、棉花が二三一、麻袋四〇〇、人絹絲三三三、小麥粉四〇〇、米穀四一一、砂糖五〇二、灯油三四八、機械油五〇六、

商品別	内譯	單位	一九三五年		一九三九年	
			數量	金額	數量	金額
棉花	花袋	疋	三、七七五	一、六六八	一四、〇一四	一、〇〇三
麻	絹袋	疋	二、一九七	一、五二八	七、四三七	〇・五三三
人絹	絲	疋	八六二	八三〇	一、五〇〇	四、五二三
雜穀	穀	噸	二、五〇四	五五二	三六、六六六	四七、七六〇
小麥	粉	噸	二、五〇四	五五二	二九、七六六	六六、六九五
大豆	及豆	噸	三、四四五	一、三二二	九、九三三	二、四五三
米	及糖	噸	六、七九二	三、四六一	一四八、七五二	三、九五〇
砂糖	糖	噸	二、五〇六	一、一八二	一六、四〇〇	四、一三五
ガソリン	ン	千立				〇・二五六

北支六港重要輸入商品單價比較表

硫安一〇三といふ割合になつてゐる。之に對して輸出品は、一九三五年一〇〇に對し三九年のそれは豚毛が四〇〇、骨粉一三九、胡桃一四〇、落花生一七〇、落花生油一六七、石炭九〇、棉花一四四、獸毛三一六、カーペット一四〇、麥稈眞田一六〇、ヘアネット二〇〇、鹽一一一と豚毛、獸毛等を除けば、餘り甚しい激騰ぶりを演じてゐる。

硫	機	灯
安	械	油
施	油	油
七、七六八	二、七六三	一三三、三三二
四〇〇一	二二三	六、〇三四
〇・一四五	〇・〇八一	〇・〇四六
三六、七〇四	八、一七二	一〇三、一七八
七、三三五	三、三三三	一六、五五五
〇・一八九	〇・四二〇	〇・一六〇

北支六港重要輸出品單價比較表

商品別	内譯	單位	一九三五年		一九三九年	
			數量	金額	數量	金額
豚	毛	施	一、八五八	六、二七一	一、三三四	一七、六五六
骨粉及屑骨	桃	"	二五、七四二	九七七	一九、三三六	一、〇〇七
胡	桃	"	四、二二七	二、二二三	四、四〇〇	二、九八五
落花生	生	"	一五七、二六二	一九、一三三	六九、四〇二	一四、二四八
落花生	油	"	三七、六七二	一〇、二七五	二五、九四八	一一、八二三
石	炭	"	七四、八〇三	五、四三九	二八九、九九〇	二七、七七七
棉	花	"	二〇、二七八	一四、八四二	三、〇六一	三、二二七
獸毛(豚毛ヲ除ク)	毛	"	三、六四八	三、五二二	一、六八五	五、二五二
カーベツト	ト	"	九五六	三、四五五	一、〇四七	五、一六〇
麥稈	眞田	"	一、五七	二、〇三八	二、二四〇	四、七七四

勿論、以上は、單なる一例に過ぎぬが、大體に於て、輸入商品の原價は、爲替相場の低落と比例して軒並的に昂騰して居り、このことがまた、直接的或は間接的に、現地の物價高を刺戟せることは否定すべくもないのである。

そこで、華北當局は、これまでも再三指摘せる如く爲替集配制や無爲替輸入許可制等を強化して、舊法幣物價を北支から驅逐すべく凡ゆる努力を試みて來たのであるが、天津租界と上海租界を繋ぐ匯申ルートが存在し、此のルートを通じて、舊法幣建による無爲替取引が行はれてゐる限り、北支から舊法幣物價を完全に驅逐することは甚だ困難といはざるを得ないのである。

而も、此の匯申利用の無爲替移入は、殆ど外商及華商側に限られて居り、邦商側は徒らに傍觀を餘儀なくされてゐたのである。尤も、此の無爲替移入は、十五年六月無爲替輸入許可制が實施されて以來、數量、金額共に著しく壓縮され、最近では總移入額の三五—六%程度に過ぎぬが、十五年九月頃までは無爲替移入が總額の五〇%以上を占め、集中爲替使用は僅か三〇%足ら

(備考) 滿鐵「北支經濟統計季報」により算出、三九年度輸入金額は海關金單位を二・五〇元として換算せり。金額單位は國幣千元なり。

ヘア	ネット	グー	一五六	七九六	一・三六〇	八二三	二、一五六	二、六五二
施	グー	ロス	二三四、八七四	二、一六七	〇・〇〇九	三六六、五三九	三、八〇〇	〇・〇一〇

ずであつたとさへ云はれてゐる。

北支六港内國貿易月別比較表 (單位千元)

年 月 別	總 額	移 入	移 出	再 移 出
一九三九年 十月	二四、二五〇	一六、四九六	七、三三二	六四
十一月	四一、一七四	二八、二二六	一三、〇四四	九五
十二月	四四、〇九二	三三、七三六	一一、七二〇	六三六
一九四〇年 一月	五五、四八二	三九、一八二	一四、八五六	一、四四四
二月	五三、一六一	三三、四七七	一八、五七九	一、二二六
三月	五三、七五九	三三、四七五	一九、〇四〇	一、二四五
四月	六三、五六〇	四二、七〇三	一九、一五二	一、六〇五
五月	八三、七六六	四七、四七七	三四、二九九	一、九九〇
六月	七五、八三三	四三、四九六	二九、五四八	二、七八七
七月	六八、三四二	三四、八二四	三三、四二七	二、一〇〇
八月	五五、二二二	二九、八二四	二四、五九五	七九二
九月	六四、三七二	三三、五九九	三三、八二六	九八七

(備考) 滿鐵「北支經濟統計季報」第十一號に據る。

斯くの如く、事變後の北支は、通貨膨脹、爲替低落、物資の全面的缺乏といふやうな諸因子が絡りあつて、益々現地の物價高を醸成せしむると同時に、貿易面にも幾多の悪影響を齎らし、占據地内に於ける經濟建設の劃期的遂行を尠ならず影響する結果とはなつたのである。就中本邦の對圓域輸出制限強化が北支經濟建設の遂行に極めて重大な影響を齎らすに至つたといふ事實は、此の際特に想起されて然るべきであらう。

四、對圓域貿易統制の進展

大體、本邦に於て、圓ブロック向輸出統制がはじめて實施されたのは、事變勃發後三ヶ月目の昭和十二年十月からである。即ち、十二年九月公布された輸出入品等に關する臨時措置法に基く「臨時輸出入許可規則」が此の月から施行され、之によつて一定物資の輸出は商工大臣の許可を受けねば、之を行ひ得ぬこととなつたのである。然し乍ら、此の輸出制限は、國防に必要な物資の海外流出を防止せんとするのが、其の主たる目的であつたから、必らずしも圓ブロック向輸出のみを特に制限せんとするものではなかつたのである。

然るに、昭和十三年六月に至つて、商工省は、綿製品以下の織維製品の國內向生産を禁止する方針を樹て、圓ブロックを國內と同一に看做し、滿關支向輸出制限問題が俄かに表面化するに至

つた。即ち、同年六月二十日、商工省の指令によつて、日本綿糸布東亞輸出組合が、同日より十月十九日に至る半年間の既約定積出を一定數量に制限して、六月二十一日北支向綿布約定解合を命令、翌二十二日には以上の制限に伴ひ生ずることあるべきアウトサイダーの攪亂行爲を防止するため、貿易組合法第十八條による統制命令を發動するに至つた。

斯くて、對圓域輸出統制は、此の綿糸布輸出制限を皮切に、其の後逐次擴大強化され、十四年九月には遂に滿洲支向輸出調整令が實施された。此の法律の狙所は、要するに九・一八物價停止令の實施後内地と大陸の物價上の懸隔が著しく増大し、第三國向輸出品や國民の生活必需品までが、圓域に滔々と流出せんとする氣配が見えたので、それを防遏するために實施されたもので、之が統制には商工大臣の指定せる商品別輸出組合（四十二）と地域別統制團體、東亞輸出組合聯合會所屬十六組合）が當ることになつた。

而して、其の統制方法としては、昭和十四年六月一日より同年八月末日までの圓域輸出実績を基準に、輸出數量を按分割當することになつてゐたが、右実績算定の基準となるべき期間は、季節的事情を考慮せず、實情に適せぬといふ理由から、其の後、同期間を十三年九月一日から十四年八月末日に至る一ケ年間に變更された（十五年二月二十五日）。また調整品目の中一部は、貿易組合法第十八條による輸出組合の自治統制に移管すると同時に、新規調整品目を之に追加したが、

從來の貿易調整は餘りにも數量統制にのみ重點をおいて、價格統制を閉却せるため、内地と現地の物價の乖離を狙つて不當利得を貪らんとする業者も少くなかつた。之がため、やゝもすれば統制違反者が續出せんとする傾向すら看取さるゝに至つた爲め、十五年八月新に圓ブロック貿易計畫を樹立して圓域輸出制限を一段と強化すると同時に、同年八月二十七日商工省令六十六號を以て對圓域輸出入物資價格調整令を公布し、九月二日から實施した。

此の價格調整令は、第三章に於ても若干説明しておいたやうに、日滿支を一體として、その綜合經濟の圓滑なる運営を圖るため、新に對圓域輸出入物資の價格調整機關として、日本東亞輸出入組合聯合會が設立され、先に地域別輸出統制團體として商工大臣から指定されてゐた日本東亞輸出組合聯合會は、日本東亞必需品組合聯合會と改稱し、市場別組合から商品別組合に改編され、各種商品別統制組合も之に合流することになつた。

斯くて、十五年十月以降、本邦の圓ブロック向輸出は、價格調整機關たる日本東亞輸出入組合聯合會と、數量統制機關たる日本東亞必需品組合聯合會との手によつて夫々一元的に統制されることになつた。殊に、兩者の對立摩擦を超克するため、圓ブロック向輸出は、一應東亞輸出入組合聯合會が適法價格で買上げ、之に留保金を加算した保證價格（新FOB價格）で東亞必需品組合聯合會所屬組合員に委託輸出を命ずることになつたのである。

そこで、現地でも、内地の貿易新體制に呼應して、對日輸入機構の統合整備を圖つてゆくために、既存輸入組合の改組を斷行し、之を打つて一丸とせる輸入配給組合聯合會を天津と青島に設立し、その總聯合會を北京に設置することになつた譯である。参考までに、此の本邦輸出機構と現地の輸入機構とを、組合別に比較對照してみると、次表の如くである。

本邦輸出機構と中華民國輸入機構對照表

本邦輸出組合及聯合會名	商 品 名	北 支 輸 入 組 合	中 支 那 輸 入 配 給 組 合
日本東亞必需品輸出組合	麥 芽	天津醬油味噌輸入配給組合 青島食糧雜貨輸入組合	中支那食料品輸入配給組合
聯合會所屬組合	穀粉及澱粉類(小麥粉及澱粉を除く)	天津蠟燭詰輸入配給組合 青島食糧雜貨輸入組合	同
同	醬油及味噌	天津和洋酒飲料水輸入配給組合 青島食糧雜貨輸入組合	同
同	和 洋 酒	天津和洋酒飲料水輸入配給組合 青島食糧雜貨輸入組合	同
同	飲 料 水	天津和洋酒飲料水輸入配給組合 青島食糧雜貨輸入組合	中支那麥酒飲料水輸入配給組合

日本東亞必需品輸出組合	商 品 名	北 支 輸 入 組 合	中 支 那 輸 入 配 給 組 合
聯合會所屬組合	化 粧 品	天津化粧品輸入配給組合 青島化粧品小間物雜貨輸入組合	中支那化粧品化粧用具輸入配給組合
同	殺 蟲 劑 農 藥	天津殺蟲劑、農藥輸入配給組合	中支那軍票交換用物資配給組合
同	塗 料	天津塗料輸入配給組合	中支那軍票交換用物資配給組合
同	賣 藥	天津醫藥品輸入配給組合 山東醫藥品輸入配給組合	中支那藥品輸入配給組合
同	印 刷 イ ン キ	雜 貨	中支那印刷インキ輸入配給組合
同	油 脂 蠟	天津油脂蠟輸入配給組合	中支那軍票交換用物資配給組合
同	板 硝 子	天津板硝子輸入配給組合	中支那板硝子輸入配給組合
同	醫 理 化 學 機 械	天津醫理化學機械輸入配給組合	中支那軍票交換用物資配給組合
同	工 匠 具	天津機械工具輸入配給組合	中支那軍票交換用物資配給組合
同	雙 物	天津紙輸入配給組合	中支那軍票交換用物資配給組合
同	和 紙	天津紙輸入配給組合	中支那軍票交換用物資配給組合
同	洋 紙	天津紙輸入配給組合	中支那軍票交換用物資配給組合

日本眞田輸出組合聯合會 所屬組合	日本石鹼輸出組合聯合會 所屬組合	日本セメント輸出組合	日本工業藥品輸出組合	日本植物油輸出組合	日本薄荷輸出組合	日本除蟲菊輸出組合	日本護謨製品輸出組合	日本陶磁器輸出組合聯合會 所屬組合	日本硝子製品輸出組合	日本珉磁器輸出組合	日本電氣機器輸出組合
麥稈 眞田	石鹼	セメント	工業藥品	植物油	薄荷油及薄荷腦	除蟲菊	護謨製品	陶磁器	硝子製品	珉磁器	電池及電氣器具
雜貨	天津石鹼輸入配給組合 青島石鹼輸入組合	天津セメント輸入組合 青島セメント輸入組合	天津工業藥品輸入配給組合	油脂蠟	同	殺蟲劑及農藥組合	天津ゴム製品輸入配給組合	天津陶磁器輸入配給組合 青島陶磁器輸入組合	天津硝子製品輸入配給組合	天津珉磁器輸入配給組合	天津電氣機器輸入配給組合
中支那化粧品化粧用具輸入配給組合	中支那軍票交換用物資配給組合	中支那軍票交換用物資配給組合	中支那軍票交換用物資配給組合	中支那軍票交換用物資配給組合	中支那護謨製品輸入配給組合	中支那陶磁器輸入配給組合	中支那硝子製品輸入配給組合	中支那電氣機器輸入配給組合			

日本毛織物輸出組合	日本絹綿製品輸出組合聯合會 所屬組合	日本人造眞珠硝子珠輸出組合	日本莫大小輸出組合	日本タオル輸出組合	日本織維屑物輸出組合	日本敷物輸出組合	日本毛布敷布輸出組合	日本魚網輸出組合	日本フェルト布吊帽子輸出組合聯合會所屬組合	日本東洋パナマ帽子輸出組合聯合會所屬組合
人絹糸布	絹綿製品	人造眞珠、硝子珠	メリヤス及同製品	タオル及同部分品	織維屑物	多種敷物	毛布敷布	漁網及同糸	フェルト布吊帽子及同帽體	紙製麥稈木製帽子及同帽體
同	布帛製品	雜貨	布帛	同	織維		布帛製品	天津帽子帽體輸入配給組合	天津帽子帽體輸入配給組合	雜貨
中支那軍票交換用物資配給組合	中支那軍票交換用物資配給組合	中支那英大小布帛洋品雜貨輸入配給組合	中支那英大小布帛洋品雜貨輸入配給組合	中支那軍票交換用物資配給組合	中支那軍票交換用物資配給組合	中支那軍票交換用物資配給組合	中支那英大小布帛洋品雜貨輸入配給組合(毛布)	中支那英大小布帛洋品雜貨輸入配給組合(敷布)	中支那帽子及帽體輸入配給組合	同

日本電球輸出組合	電球及同部分品	天津電球及同部分品輸入配給組合	中支那自轉車輸入配給組合
日本自轉車輸出組合	自轉車及同部分品	天津自轉車輸入配給組合	
大日本農機具輸出組合	農具及同部分品	機械工具	
日本刷子輸出組合	刷	雜貨	
日本スライド・フアスナ輸出組合	スライド・フアスナ	同	
日本皮革製品輸出組合	皮革製品	木	
日本毛皮輸出組合	毛皮	雜貨	
日本合板輸出組合	合板	材	
日本古新聞紙輸出組合	古新聞紙及屑紙		
日本セルロイド生地輸出組合	セルロイド生地及チツソロイド生地		中支那セルロイド生地輸入配給組合

斯くの如く、現地の對日輸入機構は、天津、青島（山東省一圓を包含）の兩輸入配給組合聯合會及び華北輸入配給組合總聯合會の設立によつて、一應本格的軌道にのつたが、先にも一言指摘せる如く（第三章参照）、留保金制度の運用がよろしきを得ざりし爲め、對日物資の輸入は尠ならず圓滑を缺き、日滿支三國物資の交流の圓滑を期さんとする主旨とは相距ること甚しきものがあつた。その結果、十五年度の對日輸入額は、相對的に著しく減少傾向を示すに至つた。此のこと

は、前掲政治ブロック別による輸入比率の上にも、可成り明白に顯れてゐる。即ち、次表の如くである。

北支對政治ブロック別輸入比率構成一覽表（單位%）

政治ブロック別	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年
日本	四七	四三	六四	六二	五
英國	一五	一五	一三	一五	一六
米國	〇〇	三三	九	〇	一五
獨逸	〇〇	一四	五	四	一
其他	一八	一六	九	九	一八
合計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

右表によつても明らかなる如く、圓域よりの輸入額の總輸入額上に占むる割合は、一九三六年（昭和十一年）の四七%から三七年は四三%に減じたが、三八年度には六四%に激増してゐる。其の後、現地の物價高に刺戟されて、本邦の圓ブロック向輸出統制が逐次強化された爲め、三九年度は六二%に低下し、四〇年度に至つては辛くも五一%臺を維持してゐる程度に過ぎぬのである。また事變前、相當顯著な躍進ぶりを示してゐた對獨輸入も、一九三七年度の一四%を峠に、其の

後はヨーロッパ戦争の擴大で、次第に比率が低下し、十五年度以降は其の輸入額は頗る激減した。殊に、十六年六月の獨逸開戦によつてシベリヤ鐵道が全面的に杜絶せるため、北支六港の對獨貿易にも遂にビリョウドが打たれざるを得なかつたのである。反之、對日貿易の壓縮と歐洲貿易の梗塞化によつて、十五年以降は對米貿易が目覺しき擡頭ぶりを示し、十五年度には對米輸入比率は一躍一五%見當に達し、十六年度は之に一段と拍車をかけんとする形勢が看取された。その矢先、英米ブロックが日佛印共同防衛の取極めに對する報復的措置として、日支資産の凍結を實施せることは、北支六港貿易にとつて尠ならず打撃であつたとは云へ、彼等にとつても幾分自縛自縛の感がない譯でもなかつた。次にその點を若干検討して見るとしよう。

五、貿易體制の切替と其の影響

資産凍結令の影響は、爲替の面から貿易、産業へと漸次移行するに従つて、その表現形式も自ら異らざるを得ぬが、究極の所、そこに一つの繋りを持つてゐることは否定すべからざる事實であらう。例へば、その影響を爲替は爲替、貿易は貿易と夫々切離して考へて見ても、その影響を全體的に把握し得ざることは云ふまでもない。殊に爲替政策と貿易政策とは常に表裏一體の關係にあるのであるから、その影響は愈々以て密ならざるを得ぬのである。

之を現在の北支について見ても、齊しく同じことが云へる。北支に於ては、英米の本邦資産凍結と同時に、爲替集配制の基準通貨變更が發表されたが、此の基準通貨の變更は、結局、貿易體制の切替を意味する。之が爲替基準をポンドからドル、乃至ドルからポンドに切替へたといふ程度であれば、北支六港貿易にはさほど重大な變革は齎らされなかつたであらう。

現に、北支に於ては、昭和十四年十月二十四日に爲替基準をポンドから米ドルに變更したが、その影響は貿易面にはさほど強く響いてゐない。尤も、此の時は、歐洲動亂の勃發を契機として、英國が高度の爲替管理を實施した爲め、輸出によつて獲得したポンド資金がフリーズされる懸念性が多分にあつた。それと同時に、英國の參戰でポンド貨の動搖が甚しく、ドルに對するポンド相場は低落は不可避とされてゐた。

而も、ポンド相場の低落は、之にリンクせる圓系通貨の對外價值をも低落せしめ、國內物價の昂騰を一段と刺戟する懸念性が多分にあつた。そこで聯銀券の對外價值も日本圓に追従して、昭和十四年十月二十四日から爲替基準をポンドから米ドルに乘替へ、從來の對英一志二片基準を對米二十三弗^{1/16}といふ新ベースに切替へたのであるが、當時は歐洲市場の狹隘化によつて對米依存性が著しく昂まりつゝあつた際であるから、貿易決裁にもさして不便を生じなかつたのである。

然るに、今次の基準通貨變更は、當時のそれとは大いに趣を異にしてゐる。之を端的に云へ

ば、圓及び圓にリンクせる一聯の通貨が國際金融市場から締出しを喰つて、已むを得ず從來の外貨決裁から圓貨決裁に移行せざるを得なくなつたのである。即ち英米側は、日本通貨や、滿洲、蒙疆、北中支等の新秩序通貨が英米貨に自由に轉換されることを禁止するために、英米系銀行と邦系銀行との外國爲替取引に嚴重な制限を加へることになつたものである。

従つて、今後は輸出の振興によつて、如何に外貨を獲得してみても、その獲得した外貨によつて、第三國から自由に物資を購入することが出來ない。之では、戦時下に於ける外貨獲得の意義は大半喪失せざるを得ない。

そこで、本邦政府も、從來の英米依存主義的貿易政策を全面的に拂拭して、大東亞共榮圏内に於ける生産主義的貿易體制の確立に邁進すべく重大な決意を固むるに至つたのである。

茲で生産主義的貿易體制といふのは、日滿支經濟建設要綱によつても明らかなる如く、共榮圏内に於ける各國、各地域より自國の計画的生産に必要な物資を最大限に得るために、他の諸地域の必要とする物資を十二分に供給し、日滿支三國は素より、東亞共榮圏の各地域が相互に一體的な關係に貿易を規制してゆくことである。従つて、此のシステムの下に於ては、「ギブ・アンド・テイク」の法則が基底をなし、之によつて有無相通の實を擧げんとするものに他ならない。

現に、本邦政府は、十六年二・四半期以降の物動計畫に於て「重要物資の東亞共榮圏内に於け

る自給體制の確立、就中鐵鋼、石炭の生産確保」といふことをモットーに掲げると同時に、之と表裏一體の關係に在る對滿支輸出計畫の樹立に當つても、

(1) 本邦より供給する物資の數量は、日滿支戦時綜合經濟力の弾力性を考慮しつゝ、可及的多量の物資の供給をすること

(2) 滿洲及び支那より供給を受ける物資の數量は、自給體制を強化するため、日滿支一體の見地に基き、滿支の生産制の發揮により其の最大を以てすること

と云ふ二點に重點をおいてゐたやうであるが、これなどは正しく本邦貿易政策の劃期的轉換を示唆せるものと云ふべきであらう。

大體、從來の觀念より云へば、之までも再三指摘せる如く、本邦の對圓域輸出増大は、外貨獲得に直接貢獻せず、謂はゞ一種のハンガー・エックスポートに過ぎないと看做されてゐた。そのため、支那事變の進展と共に、圓ブロック向輸出制限も逐次強化され、最近では第三國向輸出及び國民生活の確保に重點をおき、その餘剰を圓ブロックに振向けるといふ所まで、壓縮を餘儀なくされて來たのであるが、英米の資産凍結によつて本邦對第三國貿易も今や全面的に杜絶の已むなきに至つた爲め、十六年度の輸出計畫に於ては、圓ブロック向輸出は、從來の餘剰輸出から一躍最大限輸出に大轉換を示すこととなつたものである。なほそれと同時に、後述する如く、日滿

支を通ずる貿易行政機構に對しても、劃期的變革が齎されんとしてゐるが、留保金問題の如きも、此の際當然再検討されて然るべきであらう。

六、留保金問題の現實的課題

大體、内地で對圓域輸出商品に對して相當高率の留保金を賦課するに至つた直接的動機といふものは、先にも若干指摘せる如く、内地と現地の物價上の懸隔より生ずる膨脹利潤を對圓域輸出價格調整機關たる日本東亞輸出入組合聯合會の手許に積立て、おき、圓域より輸入せる物資の損失補償に充て、之によつて日滿支三國間の物資の圓滑なる交流を圖らんとするものに他ならない。之がため、十五年の九月から物價昂騰の特に著しき大陸向輸出商品(滿洲を除く)に對しては、現地物價を基準として、各商品別に夫々相當高率の留保金が賦課せらるゝことになつたものである。

然し乍ら、政治情勢に於ても、通貨事情に於ても、その様相を著しく異にせる北支と中支とは、輸出入物資の價格調整を實施するに當つて、夫々特異の方式を必要とすることは極めて當然の措置であつて、北支で妥當と認めらるゝ機制も、そのまゝ中支に移行せる場合は、徒らに弊害のみ多く、實效を期し得ざることは云ふまでもない。

更に、現地物價の査定に當つても、物價の變動に對する測定を餘程十分に検討しておかぬと、實施當時の如く物價の反落によつて、一齊に料率の修正を行はねばならぬといふやうな不面目を暴露せぬとも限らぬのである。従つて、その最も理想的な方式としては、留保金の徴收を後拂制として、現地で一〇〇%徴收することが一番安全な譯である。然るに、實施當時は、留保金を圓域向輸出に先立つて一〇〇%内地で徴收することにした爲め、内地の輸出業者に非常な金融的壓迫を加へたのみならず、現地の輸入業者の經營を著しく困難ならしめた。そこで十六年二月から留保金の徴收は原則として後拂制とし、内地と現地で七對三の割合で之を積立てるといふことに方針が變更された。その結果留保金制度を實施した當時の非難は大分緩和されたが、問題はそれだけで全部出盡したといふ譯のものでは決してない。

例へば、留保金制度の運用方針についても、未だ幾多の疑義が残されてゐる。本來なら留保金は内地と現地で折半して積立て、後者即ち現地積立の留保金は、當然對日輸出物資の損失補償に充當すべき性質のものである。それにも拘らず、從來は、留保金の運用範圍が極めて局限されてゐた爲め、石炭、鹽、棉花、羊毛、皮革、礬土頁岩その他極く少數の物動關係物資以外は、對日輸出は殆ど見るべきものがなく、豚毛、獸腸、毛製カーペット、落花生、落花生油、麥稈眞田、ヘアネット、獸毛、皮毛類等は、大半第三國方面に向け、輸出されてゐたのである。勿論、此等

品名	共 同 関		英米プロツク		獨伊プロツク		其 他 共 計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
ゴ 木 材 及 油 類	九五九	四二・三	一、二四八	五七・七			二、二六六	一〇〇・〇
燈 油	五、九六九	五九・三	三、七六四	三七・四			一〇、〇六六	一〇〇・〇
紙	五、六九五	八四・七	九九三	一五・〇			六、六六六	一〇〇・〇
工作機械及部分品	八、〇五五	九二・〇	一七五	二・〇	二九〇	二・三	八、七九九	一〇〇・〇
自動車及部分品	九六一	七・三	三	〇・〇	六二	〇・七	一、〇三三	一〇〇・〇
鐵 及 鋼	八三	四七・三	八八	四九・三	二二	二・二	一、七三九	一〇〇・〇
紡織機械及部分品	二、四七七	二〇・五	三、一〇二	二五・八	五、三五五	四四・六	二、〇〇四	一〇〇・〇
架線配線材料及取付器具	四、一六〇	九三・九			一三四	三・〇	四、四三三	一〇〇・〇
電氣機械及原動機	一、八三〇	七三・三	一六八	七・一	一九	〇・二	二、〇二七	一〇〇・〇
鐵道及軌道用品	一、四九九	七三・六	二六	一・〇	二八八	二四・五	一、九八二	一〇〇・〇
染料、顔料、塗料	二六九	一七・二	三五	三・六	二九六	二四・〇	一、五六二	一〇〇・〇
化學藥品	三、八二四	六〇・六	二〇三	三・二	二、〇三九	一六・四	六、〇六六	一〇〇・〇
合 計	六、五五四	五八・八	一、九四七	一七・五	二、二二三	一九・一	一、一五五	一〇〇・〇
	二一〇、五〇〇	三三・六	四、五二二	二五・六	二、五五〇	六・七	一七三、六六二	一〇〇・〇

(備考) 一、東亞共榮圏は日、滿、泰、佛印、蘭印を含む。但し對中南支貿易は國內貿易につき除外せり。一、獨伊樞軸プロツクは和蘭を除く歐洲の被占領地域を含む。一、英米プロツクには「ラテン・アメリカ」諸國を含まざるものとす。

の重要土産品が、北支の外貨資金獲得のために重大な役割を演じて来たことは否定すべからざる事實であるが、外貨獲得の意義が喪失せる今日に於ては、此等の土貨は出来るだけ之を本邦向輸出に振向け、その效用を十二分に發揮せしめねばならぬことはいふまでもない。

北支六港重要輸入品仕出國別一覽表 (一九三九年度)

商 品 別	共 同 関		英米プロツク		獨伊プロツク		其 他 共 計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
砂 糖	一五、五四	九四・一	四二	二・七			一六、四九四	一〇〇・〇
米 及 穀 類	二、六〇〇	九五・六	一七	一・三			二、六一七	一〇〇・〇
雜 麥 粉	一六、八〇四	八八・〇	二、三三四	一二・七			一九、一四四	一〇〇・〇
小 豆 及 豌 豆	三、〇二六	二一・三	三三、三一	八七・四			二六、六六	一〇〇・〇
大 豆	四、九五二	九九・八					四、九五二	一〇〇・〇
海 産 物	三、六三五	九九・九	七五	一・九			三、九九九	一〇〇・〇
罐 詰 食 料	三、六七四	九五・九	三	〇・九			三、八四九	一〇〇・〇
綿 織 物	三、四八四	九五・二	五	〇・九			三、六五九	一〇〇・〇
人 絹 糸 及 織 物	三、三七八	八三・八	一	〇・六			三、三六九	一〇〇・〇
麻 花 袋	二三八	二・三	四、一〇八	七三・〇	六五	一・八	四、〇〇〇	一〇〇・〇
	三九二	二四・七	一、〇一九	六四・四			一、五八一	一〇〇・〇

北支六港重要輸出品仕向地別一覽表 (一九三九年度)

商 品 別	共 榮 團		英米プロツク		獨伊プロツク		其ノ他共合計	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
豚 毛	三三三	一・三%	一五、四七六	八・九%	一、八二八	四・五%	一七、六五六	一〇〇・〇%
獸 毛	二二	〇・五%	一、九二	四・八%	一、八二八	四・五%	四、〇〇二	一〇〇・〇%
毛製カーベット	四五	〇・九%	四、六八〇	九・七%	一、七五	二・九%	五、一六〇	一〇〇・〇%
落 花 生	一、四〇〇	一〇・〇%	五、三九六	三六・〇%	一、七五	二・九%	一四、二四八	一〇〇・〇%
落 花 油	一、二五五	一〇・七%	四、二三八	三三・〇%	五、二六七	四四・九%	一一、八二三	一〇〇・〇%
麥 稈 眞 田	三六〇	七・九%	三、七四	二九・九%	五九八	三・五%	四、七五	一〇〇・〇%
ヘ ア ネ ッ ト	八	〇・四%	一、四二	七・二%	二八	〇・三%	二、一五六	一〇〇・〇%
石 炭	三、三三	九・九%	三三	〇・八%	二八	〇・三%	三、二七	一〇〇・〇%
綿 花	二七、三九四	九九・一%	三三	〇・八%	二八	〇・三%	二七、七七	一〇〇・〇%
鹽 類	三、八〇〇	一〇〇・〇%					三、八〇〇	一〇〇・〇%
加 藤 類	四、六七	九・八%					四、六八三	一〇〇・〇%
工 卵	二二	〇・五%	一六、五三	六六・四%	九、八八	三三・二%	二六、〇〇	一〇〇・〇%
毛 皮	六〇三	七・一%	七、六七	八七・〇%	四三	五・一%	八、四八九	一〇〇・〇%
獸毛ヲ除ク)	六八一	一三・二%	二、三七七	四六・二%	一、八九九	三六・九%	五、一五二	一〇〇・〇%

然し乍ら、それには先づ以て輸出補償制の確立が急務であつて、留保金制度の運用方式に對しても、當然再検討が試みられねばならぬのである。即ち、從來の如く、留保金の運用方法が一方的に偏してゐては、調整料徴收の意義は大半喪はれねばならぬことになる。さりとて、調整料を全面的に活用せんとすれば、現在程度の留保金を以てしては、多きを望み得ざることは云ふまでもない。

そこで、曩に東京で開催された日滿支貿易協議會に於ては、留保金の増徴といふことが相當眞剣に討議されたやうであるが、留保金の増徴には自ら限界がある。即ち、現地の諸物價を刺戟することなく、従つて、極めて限られた範囲内で料率の引上げ、若しくは調整品目の追加を計る以外に、格別方策はない譯であるから、それによつて果して所期の如き成果を齎らし得るや否や甚だ疑問視せざるを得ぬのである。

斯くの如く觀じて來ると、留保金制度の効果といふものについては、餘り大きな期待を寄せることが出來ぬ譯で、眞に日滿支三國間の物資の交流を圓滑ならしめんと欲するならば、日本と滿

骨粉及骨屑	九四五	九三・八	六二	六・二			一、〇〇七	一〇〇・〇%
落花生粕	三三六	三三・八	六八	六・七			一、〇五	一〇〇・〇%
胡 桃	三三	七・九	二、三〇四	七二・二			二、九五	一〇〇・〇%

關、北支、蒙疆並に中南支との間に、新に爲替上の交換比率を設定し、よりスムーズな物資移動のチャンネルをつくること何よりも肝要ではなからうかと思ふ。

七、北中支貿易の再検討

例へば、北支と中南支の貿易關係の如きは、本來ならば純然たる國內貿易に屬すべき性質のものであるにも拘らず、聯銀の爲替集配制では中南支を第三國と同律に取扱ひ、移出入取引に嚴重な制限が加へられてゐる。

それと云ふのも、畢竟すれば、北支と中南支とが事變後著しく通貨事情を異にしてゐる結果に他ならない。

勿論、中支の通貨問題が舊法幣と圓系通貨の對立抗爭の上に展開されつゝあるといふことは、北支と毫も變りがない。

北支に於ても、聯銀券の育成上、北中支間の資金の移動に嚴重な制限を加へ、舊法幣經濟圏との關聯性を完全に切斷せんとした。

然し乍ら、資金の移動に極端な制限を加へれば、物資の交流關係が之によつて重大な拘束を蒙るのは當然のことであつて、その間の矛盾を如何にして克服するか、事變後の北支にとつて重

大課題の一つとされてゐたのである。

何故ならば、事變後の北支は、圓ブロックに編入され、日滿兩國と通貨、パリテイを確立し、經濟的に一體不可分の關係を結ばんとしたが、事變後、本邦の圓ブロック向輸出制限の強化によつて、對日貿易は、漸次壓縮を餘儀なくされ、再び中南支及び第三國への依存性が著しく昂つて來た。

然し乍ら、爲替集配制による外貨建取引といふものは、輸出入(中南支の場合は移出入)の抱合取引によつて貿易決裁を行ふものであるから、輸出代金の範圍内に於てのみしか輸入が出來ないといふことになる。そこで北支の必要とする物資を大量に輸入せんとする場合には結局無爲替輸入を認めざるを得ないのである。

之を北中支貿易について見ると、無爲替輸入の決裁は、天津の匯申ルートを通じて上海に移入代金を現送するといふ方法がとられて來た。

また、爲替管理の裏をくゞつて中南支へ相當大量の物資が流出し、それ等密輸出代金が物に代つて北支に盛んに還流してゐた。それによつて、北中支間の國際收支は、一應バランスが維持されて來たのであるが、中支から北支へ流れ込む物資は、大部分が投機的商品であり、而もそれが舊法幣建で移入されるため、北支の物價を著しく刺戟し、各種の弊害を惹起したことは既述の

如くである。

そこで華北當局は、十五年六月から無爲替輸入許可制を實施して不急不要品の流入を極力抑制する一方、北中支交易協定による特定物資の軍票建取引を擴大して、北中支間の物資交流の圓滑化と通貨價值の維持安定とに最善の努力を拂つて來た。

然し乍ら、北中支間の陸路取引に對しては、依然無爲替移出入が認められてゐたため、海路經由の移出入取引に對して嚴重な制限を加へるに従つて、陸路經由のバーター取引が著しく激増し、十二分の成果を齎らすことが出来なかつた。

そこで、十六年七月一日から陸路バーター取引に對しても、圓建(軍票表示)決裁を適用して、中支向移出爲替は全面的に之を聯銀に集中することになつた。之によつて、北中支間の移出入取引は、聯銀の爲替集配制、無爲替輸入許可制、圓爲替集中制、並に北中支交易協定による特定物資のバーター取引と四本建で規制されてゆくことになつたが、英米の日支資産凍結によつて、上海市場の國際自由市場としての特異性が著しく喪失せるため、北中支貿易も、重大な岐路に直面せざるを得なくなつたのである。

此の間の消息は、大體、第三章に於て説明せる通りであるが、北中支貿易が梗塞化せる場合の影響を、此の際若干検討してみよう。

北中支(對上海)間の移出入取引額は、最近一ヶ年間に五億六千萬元前後に上り、その内移入が三億三千万元、移出は二億三千万元で、差引一億元の入超となつてゐる。之を北支六港貿易の綜合成績と比較してみると、移出額は總輸出額の四一%、移入額は總輸入額の二五%と、一頃から見ると、比率は尠ならず低下を餘儀なくされてゐる。

昭和十五年度の綜合成績は、現在に於ては公表をいまだかる點が尠くないので、こゝでは昭和十四十年月から十五年九月迄の一ヶ年間の北支對上海貿易の月別成績を示してみると、大體次表の如くである。

北支對上海貿易月別比較表 (單位千元)

月別	内 國 品			外 國 品		
	移 入	移 出	再 移 出 合 計	移 入	再 移 出 合 計	再 移 出 合 計
一九三九年						
十 月	三、二六二	三、八八五	一五五	二、三六八	九八	二、四六六
十一 月	一八、六六六	七、七七八	二〇二	三、六三三	三三	三、八四八
十二 月	二、四四九	六、三三八	五	三、二〇九	一八六	三、二九六
一九四〇年						
一 月	二六、五〇八	三、七六一	一八四	三、六四七	二七六	三、九三三

對中南支貿易ニ占ムル割合	合計		九 月		八 月		七 月		六 月		五 月		四 月		三 月		二 月	
	移入	移出	移入	移出	移入	移出	移入	移出	移入	移出	移入	移出	移入	移出	移入	移出	移入	移出
九九・七	二七〇、四七	二〇、四七	二七〇、四七	二〇、四七	二七〇、四七	二〇、四七	二七〇、四七	二〇、四七	二七〇、四七	二〇、四七	二七〇、四七	二〇、四七	二七〇、四七	二〇、四七	二七〇、四七	二〇、四七	二七〇、四七	二〇、四七
九九・八	一三、四八	一、〇九	一三、四八	一、〇九	一三、四八	一、〇九	一三、四八	一、〇九	一三、四八	一、〇九	一三、四八	一、〇九	一三、四八	一、〇九	一三、四八	一、〇九	一三、四八	一、〇九
九九・四	一、〇九	四、八八	一、〇九	四、八八	一、〇九	四、八八	一、〇九	四、八八	一、〇九	四、八八	一、〇九	四、八八	一、〇九	四、八八	一、〇九	四、八八	一、〇九	四、八八
九七・二	四、八八	一、〇九	四、八八	一、〇九	四、八八	一、〇九	四、八八	一、〇九	四、八八	一、〇九	四、八八	一、〇九	四、八八	一、〇九	四、八八	一、〇九	四、八八	一、〇九
一〇〇・〇	四、六二	四、六二	四、六二	四、六二	四、六二	四、六二	四、六二	四、六二	四、六二	四、六二	四、六二	四、六二	四、六二	四、六二	四、六二	四、六二	四、六二	四、六二
一〇〇・〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇
一〇〇・〇	四、八二	四、八二	四、八二	四、八二	四、八二	四、八二	四、八二	四、八二	四、八二	四、八二	四、八二	四、八二	四、八二	四、八二	四、八二	四、八二	四、八二	四、八二

即ち、北支より上海向の總移出額は、一億六千九百十三萬一千元で、一ヶ月平均千四百萬元以上に上つてゐるが、その内九二%は土産品で、外國製品の再移出額は精々八%見當にしか當つてゐない。之に對して、上海よりの總移入額は、三億一千四百八萬八千元であるから、一ヶ月の平均移入額は、二千六十七萬萬元見當となる。而もその内譯を見ると、國內品が八四%、外國品が一六%といふ比率を示してゐる。

更に、之を移入品目について見ると、國內品に於ては、綿糸布、織物、食糧品、煙草、金屬製

商 品 類 別	移 入		移 出		商 品 類 別	移 入		移 出																																																											
	移入	移出	移入	移出		移入	移出	移入	移出																																																										
動物及動物産品	三六	一、二九	種 子	六	二、七四	皮革及毛皮	一四〇	二四	藥材及香味料	六五三	魚介及海産物	二七	二、〇三	酒 精 飲 料	四六二	豆 類	八四八	三、〇八九	油 脂 及 脂 質	四五	四六	七、二四八	穀類及同製品	三〇、〇九二	六五九	其ノ他ノ植物製品	一五〇	二、五三〇	果 實 類	三三	三、二四	竹 及 同 製 品	二八	五	蔬 菜 類	一八七	四五九	籐	七	一	紙	二七	一三六	茶 類	四七	三	木 材、木 及 同 製 品	二七	一三六	砂 糖	九	三	織 絲、絲、組 物 及 編 物	一八、九三	四、四三	煙 草	三、一七	六五九	紡 織 用 織 維	二、五九	九	植 物 性 染 料	二	三	織 絲、絲、組 物 及 編 物	一八、九三	四、四三

北支對中南支内國商品類別移出入額表 (一九三九年下半年)

品、化學藥品、紙類等が移入品の大宗をなし、外國品に於ては、棉花、金屬製品、機械類、煙草、染料、塗料、顔料、化學藥品等が主軸を構成してゐる。之に對し、北支から上海若くは中南支向に移出されてゐる商品は、油脂類を筆頭に、綿糸、綿織物、青果蔬菜類、豆類、種子其の他の動物製品が、其の重要品目を構成してゐることは、次表によつても明らかである。

織物	三、六二	五、三九	二、〇四二	六七
其ノ他紡織製品	一、五三	三〇	一八四	五〇
鑛、金屬及金屬製品	二、九七	二六	五、一八六	七四
硝子及硝子器	一〇七	二〇八		
石、土、砂及同製品	三〇三	一五	八六、七四	四四、〇六四
(陶磁器及瑛瑯鐵器ヲ含ム)		合	計	

北支對中南支外國商品類別移入金額表 (一九三九年下半年)

商 品 名	金額	商 品 名	金額	商 品 名	金額
生地綿布	六	金屬及鑛	一、〇四	砂	九
晒及染色綿布	古	機械及工具	一五	酒、麥酒、清涼飲料水	三五
捺染綿布	四	車輛及船舶	一六	煙草	四九七
雜類綿布	三	雜金屬製品	三三	化學藥	一七三
棉花、綿絲、綿織絲	二、二七	魚介及海產物	三	染料、顏料、塗料	六四二
雜綿製品	三〇	罐詰食品	五	皮革其ノ他動物製品	五三
麻類及同製品	二三	穀物及穀粉	四	木材	二二三
羊毛及同製品	二六	果實蔬菜類	六	油脂	一九二
絹及同製品	三	藥材及香味料	二五	其他	四四二
		合	計	計	六、四一八

(備考) 單位：海關千金單位、一海關金單位の國幣換算率は二・七一元。

以上は、北中支(對上海)貿易の最近の傾向を極めて大づかみに指摘せる程度に過ぎぬが、單に右の一事から推してみても明らかなる如く、北支は中南支に對する原料供給地として、また中南支は北支に對して工業完成品の供給地として、極めて切離し難い關係を有してゐるのである。

殊に、第三國貿易は全面的に杜絶し、且つ對南方物資の如きも僅かに上海ルートを通じて之を再移入する以外に術がないとするならば、北支の上海市場に對する依存度は、益々昂まらざるを得ぬ譯である。然るに、現實の事態を見ると、北中支貿易は、これまで必ずしもスムーズに行はれてゐるとは稱し難い。殊に爲替集配の基準通貨が特別圓に變更されて以來、華中の北支向移出許可手續が著しく複雑化し、上海駐在大藏省財務官の發給する¹⁾(信用狀)の入手が困難なため移出が出来ぬといふやうな實例も、甚だ尠くない。また、南支向移出代金を以て上海から見返り物資を移入せんとしても、仲々許可がおりぬ。然るに前述の如く、聯銀の爲替集配機構の下に於ては、移出入を完全に抱合はせ、移出の差損を移入の利益によつてカバーするといふのが建前であるから、移入が困難となれば、移出も自然衰退せざるを得ぬのである。

そこで、一部では、此の際爲替集配の抱合取引に修正を加へ、移出と移入を切離し、移入の利益を別個に積立て、之を以て移出の差損を補償すると云ふ、爲替平衡資金制度の如き方法を以て、移出入價格の調整を圖つたら何うかといふやうな意見がないでもない。また北中支間の移出

入取引は、全部之を軍票建決裁に改め、北中支間に新に爲替交換比率を設定しては何うかと云ふ意見もある。素より此等の主張には、夫々相當首肯し得べき點が少くないが、現下の貿易問題は、徒らに北中支貿易のみに局限さるべき性質のものでは決してない。更に泰、佛印等との新貿易ルート設定のためにも、最善の努力が拂はれて然るべきであつて、茲に共榮圈内に於ける綜合的貿易計畫の確立といふことが、當然問題化さざるを得ぬのである。

北支六港貿易の共榮圏への依存度表 (昭和十五年度)

商 品 別	日 本	滿 洲	香 港	佛 印	泰 國	蘭 印	合 計	中 南 支
砂 糖	五二・〇		二八・二				一〇〇・〇	一・〇
米 及 穀 類	二二・〇	〇・二	〇・七	五・一	二〇・一		九八・一	一・九
雜 穀	九・九	六・四	〇・三	二〇・〇	〇・三		九二・六	九・六
小 麥	一三・三						三三・三	四・九
大 豆、豆 類	一四・二	七・三					八九・五	一〇・六
綿 織 物	九三・九	一・三					九五・二	
人 絹 織 物	七九・九	一・九					八一・八	五・八
人 絹 織 物	九二・六	六・九					九九・五	〇・五
棉 花	〇・二						〇・一	五八・八

商 品 別	日 本	滿 洲	香 港	佛 印	泰 國	蘭 印	合 計	中 南 支
麻 袋	二・九	〇・二					三・一	一五・九
木 材 及 木 油	二五・九	〇・九				二〇・六	三六・五	
燈 油	八〇・四					四八・八	八二・三	〇・三
紙 類	八九・二	四・四				六七・七	九三・六	
工 作 機 械	八七・九	二・三				九〇・二	六〇・九	
自 動 車 及 部 分 品	六四・九					六四・九	二〇・三	
鐵 及 鋼	一九・九	〇・四				二〇・三	九四・七	一三・四
紡 織 機 械 及 部 分 品	九三・五	一・二				九四・七	八三・九	
電 氣 機 械 及 原 動 機	八二・九	一・〇				八三・九	三〇・一	
鐵 道 及 軌 道 用 品	二七・六	二・五				三〇・一	五二・六	
染 料 及 塗 料	四九・九	二・二	〇・五			五二・六	二二・九	
化 學 藥 品	七〇・六	三・七	二・九			七七・二	四・九	

(備考) 前掲の各比率は昭和十五年度中に於ける北支六港貿易統計より算定せるものにして、パーセンテージは總輸入額に對する比率を示す。

例へば、砂糖、米、穀、雜穀、石油、ゴム等は、これまで佛印、蘭印、泰國等より相當輸入されて居り、此等南方諸國は、北支に對しても、重要物資の供給地として可成り大きな役割を演じ

てゐる。然るに、最近の情勢を見ると、蘭印は英米陣營に投じて反日的色彩が頗る濃厚であり、共榮圈参加は殆ど絶望視されてゐる。又、泰、佛印等を繞る國際情勢も此の所尠なからず險惡を極め、前途は必らずしも豫斷を許さざるものがあるかの如く看取される。

八、共榮圈貿易の新構想

とは云へ、大東亞共榮圈の設定は、時局の要請に基くものであり、之が成否は、支那事變の完遂、従つて、東亞新秩序の建設と密接なつながりを有してゐる。殊に、ABC D諸國の對日攻勢が一段と熾烈化さんとしてゐる今日、共榮圈貿易の確立は、須臾も之を忽せにすることは出来ぬのである。

例へば、蘭印の脱落せる東亞共榮圈が如何に不均整なものであつても、その不均整を論ずる前に、先づ以て狹義の共榮圈を設定し、その枠内に於て極力自給自足體制の確立を圖ることが、時局の要請に應ずる唯一の方策でなければならぬ。事實、日滿支及び泰、佛印を一丸とせる廣域經濟圈が設立されれば、第二次段階に於て蘭印、マレー、ビルマ、ヒリツピン等を之に参加せしむることは必らずしも至難ではあるまい。

その意味で、今後の貿易政策は、日滿支を樞軸とし、泰、佛印を含めた廣汎な自給生活圈の構成に先づ以て役立つものでなければならぬ。少く共、新に樹立さるべき貿易政策が、依然として自己本位的なものであれば、大東亞共榮圈の設定といふが如きことは、一片の空念佛に終らざるを得ぬであらう。

本邦の貿易政策も此の點に鑑み、今や百八十度の轉換ぶりを示さんとしてゐる。貿易統制會の設立は、正に其の第一歩と稱することが出来る。

大體、從來の圓域貿易統制機構は、先にも一言指摘せる如く、價格と數量統制とが、別個の法令並に別個の統制機關の手によつて實施されて居り、その間各種の弊害が絶えなかつた。そこで、今次の改革案では、在來の二元的統制を一元統制に改め、價格と數量の統制を單一法令に基く同一機關の手によつて施行せしむることとなり、近々産業團體令に基き日本貿易會(假稱)なる一元統制機關が設立され、その中に東亞、南洋、第三國の三部會が新設されることになつてゐる。

それと同時に、日本東亞輸出入組合聯合會や南洋貿易會等は發展的解消を遂げ、既存の統制團體も日本貿易會の下部構造として統合整備されんとしてゐる。

また輸入機構も、輸出機構の改革に應じて計畫的集中的に輸入をなし得るやうに、その體制を整備強化することになつてゐると云はれてゐるが、本邦貿易機構の改編に應じて、外地の貿易機

構に對しても大改革が加へらるべきことは何等想像に難からざるところである。

現に、日滿支貿易連絡協議會の席上に於ても、朝鮮及滿洲の貿易統制改革案について、關係當局者から夫々詳細な説明が行はれて居り、支那の貿易統制機構改革に關しても、現地興亞院當局から、内外地の決定をまつて現地機構を整備する旨が述べられて居る。それが今後如何なる形で現はれて來るか未定であるが、日滿支を通ずる強力な一元的統制機關が出現すれば、日滿支三國は固より大東亞共榮圈内に於ける物資の交流關係に對しても高度の計畫性が附與され、各地域間の謬れるブロック化傾向も十分是正され得るであらう。

それと同時に、共榮圈の内部に於ては、通貨制度も亦綜合的に統一さるべきことは、何等疑ひを容れざるところである。勿論、その場合、共榮圈内の通貨は、必ずしも同一たるを要しない。各國がそれぞれ獨立國として存在してゐる以上、獨立の通貨制度を有してゐても一向差支へない。たゞ重要なことは、各國の通貨が共榮圈の指導的地位にある本邦通貨にすべてリンクされねばならぬといふことである。勿論、其の場合には、共榮圈を構成する各國の通貨が等價關係を保持するのが最も理想的な譯であるが、それを急速に望むことは甚だ至難であるから、當分は圓貨と各國通貨の間に一定の比價が設定されよう。而も、そこまでゆけば、共榮圈内に於ける綜合清算制度の實現も強ち夢ではなくなるのである。

九、綜合清算制度の意義と役割

現に、獨逸では、歐洲廣域經濟圈確立のため、綜合清算制度の運用に關して、可成り眞剣な討議がつけられて居り、關係各國も熱心に之を支持してゐると云はれてゐる。

大體、獨逸を中心とするこれまでの清算協定は、例へば獨逸とルーマニヤ、獨逸と和蘭といふ風に結ばれ、ライヒス・マルクとルーマニヤの通貨たるルウとの比率、乃至はライヒス・マルクと和蘭の通貨たるフロリンとの比率は、一定に保たれてゐたとしても、ルウとフロリンとの比率は必ずしも一定に保たれてはゐなかつた。然るに、今後ライヒス・マルクを歐洲經濟圈の指導通貨として、ルウもフロリンも之にリンクするといふことになれば、ルウとフロリンとの比率も自ら一定されるから、假に獨逸がルーマニヤに對して支拂超過があつても、和蘭に對して受取超過であるならば、その受取超過分を以てルーマニヤに對する支拂超過分を容易に清算し得る譯である。

そこで、今までは獨逸と和蘭、獨逸とルーマニヤといふ風に單に二國間の取引に利用されてゐた清算協定制度を多角的に利用しようといふ機運が、漸次濃厚となつて來たのである。而も之は單なる空想ではなく、過去に於てもさうした實例は二、三存在してゐる。

例へば、チエツコスロバキヤの如きは、嘗つてギリシヤとの間に、清算協定の結果、豫期以上の清算残高を残した。他方ギリシヤは、獨逸との協定に於て、莫大な清算残高を残すに至つた。そこで、ギリシヤは獨逸の許可を得てチエツコスロバキヤに對する借方残高を、獨逸に對する貸方残高を以て相殺した。また、ギリシヤはユーゴスラビヤ及びルーマニヤに對して、清算勘定に於て有利な結果を得、その貸方残高の一部分を第三國に移轉せしむべき權利を留保した。之と類似した手段をハンガリーも試みてゐる。

斯くの如く、清算協定と云ふものは、協定國よりの輸入を協定國に對する輸出のみならず、第三國への輸出を以ても十分決裁し得るのである。而も、此の清算制度は、貿易決裁のために、爲替取引を或る程度まで必要としないと云ふところに、特別の意義が認められるのである。

例へば、北支が佛印から西貢米を輸入せんとする場合には、特定物資を佛印に輸出して獲得したピアストル貨を以て輸入決裁代金に充てるか、或はまたピアストルで表示された外貨爲替を購入して之を送金する以外に方法がない。然るに、北支對佛印貿易は現實的には全然片貿易で、北支から佛印に輸出すべき適當な物資が全然見當らない。而も、ピアストルの入手は全く困難であると云ふ場合には、いくら西貢米を輸入したくとも、輸入すべき術がないのである。

然るに、此の場合、日本と北支と佛印の間に多角的清算協定が締結されて居れば、北支は日本

に石炭を輸出して、その代金で佛印から米を輸入するといふ途が拓け得るのである。それには、何う云ふ方法がとられるかといふと、北支は、横濱正金銀行と佛印の印度支那銀行に圓貨及ピアストル貨勘定を夫々設定し、又正金と印度支那銀行は、夫々中國聯合準備銀行に聯銀券口座を設定しておき、協定國は夫々一定限度までは自國通貨を以て貿易決裁を行ひ、その限度を超過せる場合にのみ、相手國の要求する通貨を以て支拂決裁を行ふのである。而も、北支は佛印に對しては常に債務國であるが、日本に對して債權國であるから、日本に對する債權を以て佛印に對する債務を辨済し、更に佛印から北支の必要とする物資を購入し得るといふことになるのである。

同じことは、北支支貿易や北支對泰國貿易の場合にも十分云ひ得る譯であるが、その場合には総合的な清算機關の設立が必要となつて来る。歐洲經濟圏に於ては、ライヒス・マルクが指導的通貨としての地位を占めてゐる關係上、ベルリンに中央清算機關を設立せんとする計畫があるやうであるが、東亞共榮圏に在つては、圓貨がその指導的役割を演ずることになつてゐるので、中央清算機關は當然東京に設立さるべきであらう。

但し、斯くの如き綜合清算制度が實現した場合、圓元パーは何うなるかといふことが一應問題とならざるを得ぬが、共榮圏内の各種通貨を圓貨に統一することが當面不可能とするならば、各國の自然的條件を尊重し、各地域の貨幣購買力を基準に指導通貨たる圓との間に新比率を設定す

ればよいのである。

勿論、圓元パーの切下げと云ふことは、現地經濟界の變動を避ける意味で、俄かに實現するとは思はれぬが、現地物價を基準に平價切下げを行ふ限り、その影響は比較的輕微と云ひ得べく、且つ聯銀券の價值も最近は著しく安定性を示してゐる實情に鑑み、共榮圈貿易の發展を計るといふ大局的見地より適當に善處して然るべきではなからうか。

第五章 貿易機構再編と民族資本の動員問題

英米の經濟的封鎖と政治的包圍の中にあつて、日本が未曾有の國際的危機を打開するためには、日滿支を通ずる高度國防國家の建設が何よりも先決問題であるが、それには日滿支三國物資の交流關係を一段と圓滑ならしめ、所謂東亞自給圈確立の骨格たらしめねばならぬ。

東亞自給圈の確立といふことは、日滿支及泰、佛印、蘭印等の南洋經濟圈を包攝した一大廣域經濟圈を設定し、相互扶助の關係を結ぶことではあるが、それには、東亞盟邦諸國が一體となつて、物資の交流を不圓滑ならしむるが如き、凡ゆる障礙の排除に努力せねばならぬ。本來なら、圓プロック諸地域の如きは、通貨的に等價關係を結び、貿易決裁も圓建で行はれてゐるのであるから、各地域が政治的に獨立してゐても、經濟的には一體不可分の關係を有し、物資の交流も、相當圓滑に行はれてゐねばならぬ筈である。にも拘らず、實際は、各地域が國際收支の均衡を維持せんがために爲替管理や貿易管理を強化し、金や物の動きに非常な制限が加へられてゐるのである。

少く共、斯くの如き現状の下に於て、物資の交流を圓滑ならしむるといふが如きことは、理念

整理統合を促進せしむる方針のやうである。又、國民更生金庫等の利用案に對しては、貿易業者が其のストック品を擔保に銀行等から資金の融通を受けてゐること、並に輸出不能による各種商品に對しては、政府が丙種補償制によつて補償する建前になつてゐるので、其の必要はなきものと見てゐるやうである。

勿論、これに對しては、相當の反對論もあり、今後の歸趨は俄かに豫測し難いが、中小業者の創意なり知識、經驗、技術等を活かし、而も國策に順應して計畫貿易の運営に協力せしむるといふ建前より云へば、企業合同の形式で商品別に幾つかの小會社をつくり、多元的輸出から専門的輸出に轉換せしめ、漸次之を一元的に統合してゆくことが、最も無難な方法ではなからうかと思ふ。

たゞ英米ブロックとの經濟斷交によつて第三國貿易が全面的杜絶してしまつた以上、今後は好むと好まざるとに拘らず、共榮圈貿易に轉換せざるを得ない譯であるが、その場合、資力の薄弱な中小業者が、資力の充實せる大商社と對抗して、果して何の程度まで新地盤を開拓し得るか、問題であつて、企業合同その他の形式で經營の合理化を圖つて見ても、早晚再整理の悲運に際會せざるを得ぬであらう。

そこへゆくと、現地では第三國貿易に従事してゐる邦人商社は三井、三菱級の大商社に限ら

れ、中小貿易業者は、殆ど大部分のものが圓域若くは中南支貿易に従事してゐる。従つて、第三國貿易に關する限り、外商の勢力が壓倒的で、邦商、華商の勢力は極めて微々たるものだと言はれてゐる。現に、十五年度の貿易統計によると、天津港に於ては、第三國貿易の五五%以上を外商が占めて居るし（上期は六六%、下期四六%）、青島港に於ても輸出は三七%、輸入は三〇%前後まで外商側の取扱となつてゐる。

斯くの如く、外商の勢力が壓倒的であつた關係上、第三國貿易が杜絶しても、邦人商社の蒙る打撃といふものは比較的輕微であるが、今後は、圓域貿易機構の整備統合により、中小業者を排除せんとする空氣が相當濃厚であり、その方面の影響が各方面から非常に憂慮されてゐるのである。

即ち、現地に於ても、本邦の華北向輸出入統制の強化に對應して、統制事務及經費の簡易化を圖ると共に、統制目的の徹底的遂行を期するため、左記要領の如き指定又は委託制による貿易統制を實施せんとする機運が、最近、頗る濃厚となりつゝあるからである。

一、北京の華北輸入組合總聯合會を改組強化して華北貿易組合聯合會とし、天津と青島に支部をおき、既存の輸入配給組合聯合會は之を廢止すること

二、華北貿易組合聯合會（以下買聯と稱す）は物資の買取輸出入を實施すること

三、貿聯は、原則として、各組合に於て別の選定方法に基き選定したる該組合中の一部組合員に委託又は之を指定して輸出入を爲すものとする事

四、貿聯は、各買取りたる輸出入物資につき、調整料留保制又は補償制等の方法に依り、各價格の調整をなすこと

といふのが大體の骨子である。

此の中、第一の總聯改組案は、其の第一段階として、先づ圓域輸出入組合を統合して天津と青島に輸出入組合聯合會をつくり、北京にその總聯合會をおくことになつた。

斯くて、青島港に於ても、現地興亞院指導の下に山東輸入配給組合聯合會、青島對滿關輸出組合、及對日輸出組合聯合會を打つて一丸とせる山東輸出入組合聯合會の設立を見たが、難點は強力な支柱がないといふことである。少く共、今後、圓域輸出入貿易の一元的統制を圖るといふ建前より云へば、既存の貿易統制機關は、一應之を發展的解消せしめ、各組合を新に設立さるべき輸出入組合聯合會の下部構造たらしめねばならぬ。

單に、既存の各統制機關が若干の經費を分擔しあつて聯合會をおき、共通事務を處理するといふ程度であるならば、山東輸出入組合聯合會なるもの、基礎は甚だ薄弱と云はざるを得ぬ。華北總聯の首腦者たちが、總聯の改組によつて現在の機構を一段と強化し、圓域貿易統制に對する發

言權を擴大せんと腐心してゐるのも其のためである。貿聯案は、謂はゞ斯くの如き意圖より出發せるものであり、天津、青島の格下げによつて北京の優位性を主張せんとするものに他ならぬのである。

總聯側より見れば、中央の勢力が地方に及ばざることは甚だ齒がゆいかも知れぬが、之は地理的條件から云つて、蓋し已むを得ざるものと見ねばならぬのである。成程、北京は政治、文化の中心地であるが、必らずしも經濟の中心地とは稱し難い。

北京中心論者は、政治、經濟、文化等一切の統制機關を北京に集中せんことを希望してゐる。然し乍ら、廣袤百十六萬方杆の北支を北京に於て統一せんとすることが、抑との誤りではなからうか。資源開發にしても、産業建設にしても、兎角京津中心論に墮せんとしてゐるが、北支の如く廣漠たる地域に於ては、政治は各省單位に三分して、河北、山東、山西と各省單位のプロツク開發を行ふことが最も好ましいのではなからうか。

例へば、貿聯の問題にしてもが然りである。北支に六港あれど、貿易の眞の中心地は天津と青島の兩港のみである。比率の上では、北支六港貿易額の中、天津が五〇%を占め、青島は三〇%に過ぎない。然し乍ら、圓域貿易に關する限り、兩港にさして逕庭がある譯ではない。即ち、北支六港の總貿易額は、十五年度の統計によると、外國貿易十三億一千萬圓、國內貿易七億九千萬

圓、合計二十一億圓。之に對し、天津港は、外國貿易八億一千萬圓、國內貿易二億九千萬圓、合計十一億圓、青島港は外國貿易三億二千萬圓、國內貿易三億二千萬圓、合計六億四千萬圓で、總貿易額に對する正確な比率は、天津港の五二%三に對し、青島港は三〇%五である。

之に對して、圓域貿易は、天津港の三億六千萬圓に對し、青島港は一億五千萬圓である。その間二億圓の距りがあるが、前者が總貿易額の四四%に對し後者は五〇%を占めてゐるのである。殊に、圓域輸出といふ點から見れば、天津の四千六百萬圓に對し、青島は四千二百萬圓で、兩者の間には殆ど何等の優劣も認められぬのである。たゞ天津は、河北、山西、蒙疆の必需物資を賄つてやらねばならぬので、連年巨額の輸入超過を示してゐるのであつて、日本向物資の輸出據點としての地位は、寧ろ青島に劣るものと見ねばならぬ。

此の間の消息は、資源開發政策の動向と關聯して後章で詳しく述べることとし、こゝでは簡略しておくこととするが、何れにしても北支六港貿易の八割までが天津、青島の兩港によつて占められてゐるといふことは、北支經濟の中心地が天津と青島によつて兩分されてゐることを物語るものでなければならぬ。殊に、青島は、背後に濟南、徐州、開封、石家莊等を中心とする老大なヒンターランドを控へ、物資の集散は頗る旺盛を極めてゐる。

而も、今後、圓域物資の交流を圓滑ならしむるため、落花生、落花生油、落花生粕、鶏卵、骨粉、

蠶、亞麻仁、蓖麻子、桐材、螢石、重晶石等の對日輸出に非常な期待がかけられてゐることは周知の事實で、石炭、棉花、葉煙草、その他物動物資の増送と相俟つて青島の對日輸出額は相當増大せんとしてゐる。従つて、今後、青島が、港灣設備の擴張と相俟つて、對日輸出の最大據點として重要な地位を占むべきことは極めて明らかであるが、貿易行政の中心地が北京に移り、何事をなすにも、一々北京に伺ひを立てねばならぬやうでは到底統制事務の圓滑な遂行は期し難いであらう。それも北京と青島が距離的に接近してをれば格別、兩地域間は八〇〇浬もあり、何んなに急いでも鐵道で一晝夜はかゝる。空路連絡も、最近は、週二回に減退して居り不便も甚しい。斯く觀じて來ると、我々は敢て山東モンロー主義を唱へる譯ではないが、山東省は資源開發その他の特殊性に鑑み、行政の中心地を青島におくべきで、重大事項に對してのみ中央の指示を仰げばよいのではなからうかと思ふ。それを今次の總聯改組案にしても、出来るだけ天津や青島の貿易統制事務を北京に集中せしめ、貿易統制の一元化を圖らんとしてゐるのは、甚だ羊頭狗肉の策と謂はざるを得ぬであらう。我々としては、現實に即し、現地の貿易聯合會を強化すべきであると信ずるものである。

それと同時に、既存の組合でも、統制の重複せるものはなるべく統合整理し、統制事務の簡易化と經費の輕減を圖らねばならない。組合の統合整理によつて中小業者の轉失業問題を生ずる、

と考へるやうなものは殆どあるまい。それにも拘らず、何うしても統合整理出来ぬといふやうな場合も間々あり得る。さうしたものは、官民の協力によつて出来るだけ之を整理してゆく必要があらう。また統制機關の命令が所屬組合に十分徹底せぬと、その間各種の對立摩擦を生じ易いので、統制機構は出来るだけ完璧なものを作りあげねばならぬ。

組合をつくると、個人の自由が束縛されるから嫌だと云つて、監督官廳から強制的に命令が發せられぬと、組合の結成を遊つてゐる者も少くないが、今後の貿易は輸出入共に、國家目的に従つて全面的に計畫され、組織的に推進され得るやうな體制を必要とするのであつて、過去の如き自由主義的貿易體制の存続と云ふことは、到底考へられぬ。その限り、各貿易業者が、率先して組合の結成に協力せねばならぬのであつて、對中南支貿易や對南洋貿易の如く組合機構の不整備な地域に對しては、可及的速に組合の結成を命じ、之を天津、青島兩輸出入組合聯合會の傘下に吸収統合すべきである。

二、實績主義の再検討

次に、貿易機構の再編成に伴ひ、實績主義に對する各種の批判が行はれてゐるが、之に代るべき良法のなき限り、當分持續の外はあるまい。現に、過般北京で開催された日華蒙經濟懇談會に

於ても、華商側代表たちから、實績主義は不公平であるから、頭割りか資本の大小によつて配給數量の割當をして貰ひたいといふ希望があつたが、興亞院華北連絡部の當事者から實績主義は一審簡單な割當方法で、比較的無難と見らるゝから採用してゐるのであつて、強ち之を固執する譯ではないが、頭割りとか資本の大小によつて割當てると云ふことは必ずしも公平とは思はれない。例へば、資本の大小によつて割當てれば、大商社偏重主義に陥る虞れがある。加之、支那の資本關係といふものは、表面的觀察のみでは、其の本質に觸れ難い。従つて、前記の實績主義にしても、資本の大小によつて物資の配給割當を行ふと云ふことは甚だ至難で、最も公平な方法としては、結局、過去の實績による他はないと云ふことであつた。

勿論、實績主義そのものについては、此の他検討すべき點が多々ある事は事實であるが、例へば、内地の輸出實績主義が、海外に於ける同志討ちや不當濫賣競争を防止して一定の秩序を保つて來たといふ功績は、誰しも一應之を認めねばなるまい。

然るに、最近に至つて、内地の輸出實績主義を根柢から脅かすやうな事態が惹起した。云ふまでもなく、第三國向輸出の全面的杜絶が之であつて、從來第三國貿易に従事してゐた業者の實績は、殆ど無價值と化してしまつた。そして泰國や佛印の如く、これまで殆んど輸出實績のないところへ進出せざるを得なくなつた。さうなると、實績主義の根據といふものも可成りぐらつかさ

るを得なくなる。假りに、過去の一般実績を基準に輸出數量の割當を行へば、大商社のみを利用して中小業者は全く浮ばれぬことにもなる。

又、その輸出割當數量が非常に少ない場合は、実績寡少の業者は收支が償はなくなり、結局その実績を放棄せざるを得なくなる。そこで、少額実績保持者の便宜を圖るため、業者の中から適格者を選んで、これに委託輸出させるといふ制度が生じたのである。普通これを委託輸出制又は代行輸出制と稱してゐるのであるが、此の制度は、一定基準年度に於て適く輸出実績を有する者に對し、永久に「眠り口錢」を興へる制度だと云ふので、非難する向がないでもないが、実績の保全とその合理化を圖る建前よりすれば、蓋し已むを得ざる制度と云ふべきであらう。

之に對して、指定輸出制は、戦時貿易政策中、最も徹底した統制方式で、実績主義の代りに重點主義又は能率主義を採用する。即ち、國家が適格者を任意に選擇して、これに委託輸出を行はせる制度である。此の場合には、指定輸出商として資力の充實せる大商社が選ばれ、中小貿易業者は、自然排除され易いと云ふ理由から相當反對意見もあるが、國家が指定輸出制をとるといふことは、一種の物資動員體制で、營利を對象とする私的企業體制では決してない。従つて、一部の貿易業者が獨占利潤を確保するといふが如きことは、絶対にあり得ぬのである。

然し乍ら、國際情勢の緊迫化と共に、貿易業務が漸次大商社の獨占傾向を馴致し、中小業者が

漸次排除されつゝあると云ふことは、如何としても否定し難い。現に華北に於ても、落花生や落花生油、鶏卵等の對日輸出には指定制や代行制が採用されてゐる。また輸入業者に對しても、過去に於いて一定期間全然輸入業務に従事せざるものは、漸次之を淘汰せんとしてゐる。

斯くの如き情勢の下に於ては、中小貿易業者の轉廢業問題が當然惹起すべく、之を如何なる方式で轉換せしむるか一應問題となる。例へば、中小貿易業者の整理淘汰に當つて、睡眠実績を沒收し、之を第一次配給業者に轉落させれば、國內配給業者の數は、相對的過剩に陥らざるを得まい。而も國內配給業者は、今後物資の缺乏と共に販賣數量が必然的に減少する。加之、公定價格制や切符制が全面的に實施されば、過去の商業利潤は明らかに手數料化せざるを得ぬであらうから、商品廻轉率の縮少と單位當り利潤の低下によつて、弱小業者は、全面的に經營の行詰りを來たさざるを得ぬのである。

勿論、その場合、企業の商品乃至組合組織の結成によつて難局を打開し得るものは、出来るだけ其の方向に誘導すべきであるが、それとて何の程度の成果を期待し得るか、甚だ疑問と謂はねばならぬ。例へば、精米から配給まで取扱つてゐた米穀商が自由經濟から統制經濟に移つて、その活動分野が配給部に限定された結果、企業合同を實施して成功したといふやうな實例は甚だ乏しくないが、業種によつては、企業合同を促進せしむることが非常に危険で、業界に混亂を生ず

る場合も多々あり得るから、その點は十分注意せねばならぬのである。

殊に、企業合同をやれば、従業員の中から相當の失業者を生ずる。それを一律に勞務員として工場に送り込むと云ふが如きことは、現地では仲々むづかしいやうに思ふ。従つて、企業合同を促進するとしても、合理的な轉失業對策を樹て、社會不安を成るべく惹起せざるやう努力せねばならぬ。例へば、國家が更生金庫をつくるとか訓練所や指導所をつくつて、轉失業の負債整理や授職の斡旋をすると云ふことも勿論必要ではあるが、根本的には中小業者の更生策を圖るために積極的措置を講ぜねばならぬ。例へばその一法として物資の配給を適正化し、實績主義で公平に分配するとか、商人の免許制を実施することも、當然考慮されて然るべきであるが、單にそれのみでは到底經營の行詰りは打開出來まい。

然らば、他に代るべき良法があるかと云ふ問題になるが、私は、此の際、配給機構の合理化と併行して現地生産力の擴充を促進して欲しいと希望してゐる。公定價格制や切符制の實施によつて、商人の配給手数料が減少するといふことは已むを得ないが、それといふのも根本的には物資が不足してゐるからである。物資の不足は、現地生産力の減退によつて生ずる場合もあれば、外地から物が入つて來なくなつて不足する場合もあり得る。現在の物資不足は、云ふまでもなく後者、即ち國外から物が入つて來なくなつたからである。勿論、圓域からはまだ相當物資が入つて

は來ようが、中南支や第三國からの物資の輸移入が半減若しくは全然杜絶してしまへば、圓域からの輸入物資のみでは、現地で必要とする物資の需給は到底バランスを維持出來ない。そこで、當然、現地生産力の擴充といふことが問題となつて來るのである。

三、現地生産力擴充の急務

現地生産力の擴充といふことは、端的に云へば東亞自給圈確立の基礎工作である。大陸には、石炭や鐵や棉花、羊毛、鹽等の工業資源が相當潤澤にあるし、南洋には米や石油やゴム、砂糖等がある。日本は工業國で機械、金屬、雜貨品が相當豊富に生産されて居るから、之を相互に融通し合へば、東亞自給圈の確立は必らずしも至難ではない。要は、物資の交流を不圓滑ならしむるやうな障壁を除去することに在る。之がため最近は物資交流に關する種々の懇談會が各地で行はれてゐるが、物資の交流は、強ち紙の上の計畫通りに進行し得るものでは決してない。

眞の自給體制を確立するためには、何としても現地生産力の擴充を圖ることに如くはない。勿論、生産力の擴充を圖るためには、相當の資金、資材を必要とする。更に技術、勞力の配分調整にも特別の考慮を拂ふ必要があるが、内地には、現在百億圓以上の未働設備や遊休設備があつて、その活用に頭を悩ましてゐるのであるから、之をスクラップにする位なら、此の際、大いに

大陸に移駐せしめ、現地生産力の擴充を圖るやうにしたい。

勿論、全然使用に堪へぬやうな遊休設備を大陸に持つて來て見ても一向役に立たぬから、さう云つたものは、スクラップにした方が現在の如き屑鐵飢饉の下では效果的に相違ないが、多少なりとも役立ち得るやうな設備は、此の際、徒らに躊躇せず大陸に移駐せしむべきであらう。

四、民族産業の復興問題

大體、我が國の大陸に於ける經濟開發方針は、今後益々増大すべき日本の重工業資源を確保する建前から、地下資源の開發に重點をおき、現地の輕工業を育成すると云ふ點に於て、これまでは甚だ無關心といふよりは冷淡のそしりを免れなかつた。

之は一つは、大陸市場を日本の商品市場として確保せんとする意志が強烈に反映してゐた爲めで、苟くも日滿兩國産業と將來フリクションを惹起する虞あるものや、二重投資の嫌ひあるものは成るべく新設を許可せぬこととして來たのである。そのため、折角現地で興り得べき産業もその萌芽をつまれた貌で、一般産業界は事變前の水準から殆ど一步も出てゐない。紡績業の如きは、謂はゞその典型的一例と稱すべきであらう。

事變前に於ける中國の紡績設備は、精紡機五、〇五一千錘、撚糸機五三一千錘、織機五八千臺

で、之を國別に見ると、精紡機に於ては華人紡が五三%三、織機に於ても四二%八を占め、邦人紡は精紡機に於て四二%三と半數にも達しなかつたが、織機、撚糸機に於ては既に五〇%二、六五%九と既にその半數以上を占めてゐたのである。而も事變後此の比率は更に一段と増大し、現在では精紡機に於て七二%六、撚糸機八五%五、織機八一%〇と殆ど全設備の八〇%は日本人の支配下におかれてゐる。之に反して華人紡は、精紡機二二%六、撚糸機一二%七、織機一〇%九といふことになつてゐる。とは云へ邦人紡績業も、第一次復興以後は設備の新設擴張を抑制され、一應その發展を阻止された形である。

例へば、青島に於ける邦人紡績工場は事變前合計九社で、その据付機械臺數は精紡機六一四千錘、撚糸機五三千錘、織機一千臺であつたものが、第一次復興機械臺數は精紡機三九〇千錘、撚糸機三〇千錘、織機七千臺で、事變前の六割しか復興してゐないのである。之に對して、天津では事變勃發によつても殆どさしたる被害を蒙つてゐない(註)ので、此の方はさして問題はなかつたが、第二次復興が容認されなかつたことは、在華紡にとつては非常な痛手であつた。

(註) 在華紡績同業會の發表によると、邦人紡績工場的事變による被害高は、直接的損害高のみでも上海二、九一一萬圓、青島一〇、八四五萬圓、天津五萬圓、漢口四三九萬圓、合計一四、二〇〇萬圓の互額に上り、之を機械設備の上から見ると、事變前の据付臺數(精紡機二、二八二千錘、撚糸機四二三千錘、織

機三四千臺)の中、精紡機は八六七千鍾(三七%九)、捻糸機は九四千鍾(二二%二)、織機は一六千臺(四八%三)喪失したと云はれてゐる。

次に華人紡について見ると、正確な被害状況は不明であるが、中支に於ては、全滅若しくは之に近きもの十工場、損失莫大なるもの十二工場、損害輕微なるもの十一工場と全然被害を蒙らなかつたものは、僅か十六、七工場に過ぎなかつた。北支に於ては、華人紡の被害は殆ど皆無に近かつたが、青島に於ては、華新紡が國光紡に買収されて華人紡工場は事變後一社もなくなつた。又天津、濟南、上海、漢口等の華人紡工場は、軍管理下に(北支)或は又日支合辦、經營委託形式乃至軍の命令下に(以上中支)、邦人紡績業者の手によつて委託經營さるゝこととなり(租界内を除く)、民族産業としての自主性を全く喪失するに至つたのである。

紡績業の第二次復興が許可されないのは、内地紡績と摩擦を惹起し、或は二重投資の虞れがあると云ふ理由が主であるが、更に北支に於ける自由企業の統制方針としては、次の諸點が擧げられてゐた。

- (一) 日滿、北支の産業的フリクシオンを極力防止する
- (二) 日本及北支の二重投資になるが如き事業は之を抑制する
- (三) 北支に於ける同種企業の濫立を防止する
- (四) 北支に於ける自由企業は、原則として中國法人形態による合辦事業とすること

(五) 日本企業の北支進出は、原則として單獨を許さず、カルテル組織を以て之をなさしめること

(六) 北支に於ける既存企業に對しても右の方針を以て臨むと云ふに在る。斯くて、紡績、毛織物等の新增設は全然認められぬことになつたが、炭礦、製鐵、電氣、セメント、製粉業等は、軍管理工場の委任經營の形式で内地の有力業者が續々進出し、相當目覺しい發展ぶりを示すに至つた。然し乍ら、當局は、十五年十一月南京で調印された日支基本條約に基いて、漸次軍管理工場を中國側に返還することとなり、十六年七月七日北支軍から軍管理工場の第一次解除に關する發表があり、紡績工場八、打包線綿工場六、麵粉工場一五、電氣一〇、セメント一、合計四〇工場が、北支地域内に居住する正當權利者に返還されることになつた。

軍管理、委任經營といふ形式は、元來非常時緊急措置であり、決して永久的なものではない。従つて、早晚之を正當な權利者に返還すべきことは云ふまでもない。然し乍ら、此等の返還工場が將來單獨で經營を行つても、果して何の程度まで事業成績を向上せしめ得るか甚だ疑問である。仍つて、此の際、日華經濟合作の基本方式として、中國法人による日支合辦事業に改組し、經營に當らしむるのが、最善の方法ではないかと云はれてゐる。

五、日支經濟合作に對する中國側の見解

然し乍ら、之に對しては、中國側に多少の意見が存在してゐることを看過してはならない。日支合辦に反對せる者に云はせると、彼等は民族的立場から次の如き意見を發表してゐる。即ち「我々は、日支合辦を全面的に拒否せんとするものでは決してない。然し乍ら、合辦は飽迄任意的、合意的なものであるべきであつて、一方的な強制的なものであつてはならない。從來の取引關係や特殊のコネクションから手を結ぶのはよいが、高壓的に何々すべしとやられては甚だ困る」と云ふのである。

國民政府の梅思平氏が、十五年三月講演した中日經濟提携論の中にも、さうした思想が根強く反映してゐる。即ち、同氏の意見によれば、「所謂經濟提携は、平等基地上にある所の獨立經濟單位が、相互に手を携へて互惠的利益を圖るに在る。一方が他方を包懷して其の附屬物となし、その獨立的個性を失はしむるものであつてはならぬ」と鋭い伏線を張り、然る後、「現在日本が中國に要求するものは、明らかに經濟提携であつて、經濟包懷ではない。故に、我等中國國民は、必らず中國經濟の自主獨立に邁進せねばならぬ」と結んでゐる。

此の思想を更に具體的に表現せるものは、汪精衛氏が十四年十一月產業界に呼びかけた講演で

ある。原題は「產業界諸君への所望」となつてゐるが、その中で、同氏は次の如く言つてゐる。

「事變が始つて以來、數十年此の方日に積み、月に累ねた經濟建設は盡く灰燼に歸してしまつた。諸君が經濟建設のために絞り出せる一點一滴の血、一點一滴の汗は皆泡影となつてしまつた。これは諸君の損失たるに止まらず、中國全體、民族全體の損失である。

現在の和平運動の最大の目的、最大の作用は、如何にして産業を復興し、中國を安定と繁榮に致すか、如何にして平等互惠の原則に基いて日支兩國の經濟提携を謀るかといふことである。(中略) 現在一般人、殊に産業人は、一樣に其の心中に、「日支經濟合作なるものは、合作の名に藉りて獨占の實を行はうとするものではないか」と疑問をもつてゐる。

此の種の疑問は、中國人すべてがもつべきものであり、中國人すべてが此の疑問に對して回答を與ふべきものである。言葉を換へて言へば、若し答へて、「その通りである。合作は名のみで、その實獨占である」と言へば、和平運動は、全然その意義を喪ふことになる。若し答へて「然らず、日支双方が合作によつて享くる利益は遙かに獨占到過ぎる」と言へば、和平運動は、最も價值ある運動となり、吾に國を救ふ關鍵であるのみならず、中國復興、東亞復興の關鍵となるのである。私の回答は後者に屬する。(中略)

勿論、日本のいはゆる經濟合作も、今日に至るまで僅かに近衛聲明に表明せられたるところ

の『平等互惠の原則を以て根據と爲すべし』といふのみに過ぎず、また何等の具體條件と事實の證明はないのである。然し乍ら、少く共日本方面に於ては、既に經濟合作の理論を提唱し、經濟合作の方法を尋求する表示があつたとも云へる。(中略)然らば、理論の提唱及び方法の尋求に對して切實なる工夫を下し、具體條件を以て成立し、事實を以て推進することを得るやうに心がけねばならぬ。

中には、『經濟上より見れば、日本は中國に對して獨占を除いて他に方法はない。如何なる名目を以てしても、結局、實際上は獨占である』と考へ、そのため、いはゆる經濟合作に對して毫も興味を抱き得ないものがあるが、(中略)經濟の事は利益を以て主眼となすもので、獨占では利益が得られず、合作してはじめて利益が得られるのである。

故に用ふべきものは、たゞ合作の方法のみである。兩國家が、若しよく經濟上より共同の基礎を覚め、有無相通じ、長短相補ふことが出来れば、兩國々民の幸福は合作によつて繁榮に達し、兩國の國家關係は合作によつて親密なるを得るものであることを知らねばならぬ。これを獨占を謀るの故に相争ひ、相奪つて共倒れとなつてしまふことに較べれば、その利害の相距ることは何うして萬里に止まるであらうか。日支の永久和平は、たゞ經濟合作によつて始めてその基礎を定め得るのである」

と喝破してゐる。

六、日支經濟合作促進の具體的要領

日支經濟合作の要諦は、汪精衛氏の言を借りるまでもなく、日支兩國が共存共榮の實を擧げ得るといふ事實に立脚して行はれたものでなければ、一顧の價值もない。例へば、東亞自給圏の確立にしても、それが東亞共榮圏内に於ける諸民族の福利増進を齎らし得るといふ確信の下に、建設工作が進められねば、其等諸民族の協力を得ることは甚だ困難であらう。

今日の時局は、最早、理念の時代ではない。求むべきものは、たゞ其の實踐あるのみである。之は東亞新秩序の建設乃至東亞共榮圏の確立といふことが、帝國主義的侵略の變形であるかの如く誤解されてゐる間は、東亞諸民族の統合融和は期し得られぬであらう。それには、大地から足の離れた空疎的なイデオロギ―を全面的に拂拭し、(之は必ずしも日本中心主義的などいふ意味では決してない)共榮圏内に於ける諸民族の協和を基調とせる強力な自給體制の確立に邁進せねばならぬのである。

また、東亞共榮圏の建設は、何をさて措いても、食料及び原料の自給的基礎を確立せしめねばならぬが、それは、必らずしも偏狹的なアウトタルキー經濟の確立を意味するものでは決してな

い。例へば、これまで、大東亞共榮圈確立の地理的、經濟的條件として、日滿支、佛印、泰國、蘭印等の政治經濟的結合が各方面から要望されてきたが、そのみでは、完全な自給自足體制の確立は甚だ至難である。

棉花、小麥等の纖維資源や食糧資源の完全な自給自足を圖るためには、更に印度、濠洲、マレー、ビルマ、ヒリツピン等の参加が望ましい。少く共、此等西南太平洋沿岸の諸國が總括的に共榮圈に参加すれば、重工業資源は固より、凡ゆる工業原料の自給自足が可能となり、米英人の壓迫から解放された理想的な共存共榮圈が完成することになるのである。

日本の南進政策の基調がそこに在ることは云ふまでもないが、南方諸國は、今なほ米英制覇の世界現狀維持體制の一環として、身動きならぬほど頑丈な鐵鎖によつて、二重にも三重にも縛りつけられてゐるのである。その桎梏を斷ち切つて南方諸民族が、自發的に立上る日を期待するのは、百年河清を待つに等しい。茲に、日本の最後の決意を必要とする時期が刻々に迫りつゝあるのであるが、日華經濟合作は、現在、既に實踐の領域に一步大きく踏出してゐる。それにも拘らず、依然として其の基底に何かしら割切り難い感情がうづまいてゐるのは何故であらう。

之は、強ち中國側が日本人の有する崇高な理念を理解し難い、といふ理由に依るばかりでは決してない。その重要な素因を形成してゐるものは、云ふまでもなく支那事變の歸趨である。既

に、南京には、汪精衛政權が樹立され、日支基本條約も締結され、日本の國策も一定してゐる。即ち、我が方としては、新政權を絶対に信頼し、新政權の順調なる發展に積極的協力を惜しまないといふのが不動の建前である。

而も、新政權の使命が、互惠平等の原則に立つて日支の國交を調整せんとするにある以上、政治的にも、經濟的にも、中國民族資本の強力な支持を必要とすることは云ふまでもない。既に、廣東の華僑資本は、新政權の支持を力強く聲明してゐると云はれてゐるが、上海の民族資本は、未だそこまで積極的に力強いポーズを示してゐない。彼等は、戰禍の擴大と國際情勢の激變によつて恰好な投資物を失ひ、明らかに去就に迷つてゐるにも拘らず、依然として其の日和見の態度を放棄しようとするのである。

恐らく彼等は、内心「日支兩國は共存し得ず」と信じ、又「日本は中國の點と線とを占領しても面まで占領は出來まい」と高をくゝつてゐるかも知れぬ。然し乍ら、點と線とを結ぶ中國占領地域内に於ける新秩序建設工作が著々進展しつゝあるといふ事實を黙殺することは甚だ困難であらう。茲に、中國民族資本家の深刻な悩みがあるのであつて、彼等は、文字通り、右にせんか左にせんかと、ひたすら去就に迷ひつゞけてゐるのである。

されば、今こそ、民族資本を占領地域の經濟建設に協力せしむべく、凡ゆる犠牲的努力が拂は

れねばならぬのであつて、軍管理工場の返還の如きも、其の努力の一つの現はれとすら看做し得るのである。

また、日滿支經濟建設要綱に於ても、過去の對支投資政策を全面的に修正し、支那に於ける産業開發資金は、現地に蓄積された民族資本を動員し、日支經濟合作の促進を圖らんとしてゐるのである。然し乍ら、日支經濟合作の基調は、これまでも再三繰返して説明して來たやうに、民族産業の自主性を或る程度まで容認するに在る。

少く共、中國の民族資本家に利潤の分前は頷つが、實際上の經營には參畫させないといふのであつては、中國側の民族資本を生産部に吸収するといふが如きことは、甚だ至難のやうに思ふ。蓋し、中國側では、軍管理工場の返還に當つても、戦前の状態に復活せしむることが先決條件であつて、企業の編成替や日支經濟の調整方法等は、然る後、考慮されて然るべきであると強調して譲らぬからである。

如何なる理由があらうとも、皇軍占據地内の經濟建設は、日支協力の下に行はるゝと云ふことが、絶對的に必要條件である。但し、皇軍の占領地域が點と線とを結ぶ地域に限られてゐても、日本と經濟的に直接關係を有する部面と然らざる部面とが必らず存在してゐる筈であるから、日本の對支投資々金は、出来るだけ日本と直接關係ある分野に集中し、然らざる分野に於ては中國

の民族資本を自由に活動せしむることも一法であらう。

然し乍ら、更に一步進んで、凡ゆる産業經濟の活動を一定の統制方式を以て規制せんとする場合には、さうしたことは甚だ困難であるから、その場合は、或る程度まで民族産業の自主性を容認しつゝ、利潤の分配其他に適度の抑制を加へることが肝要である。

七、民族資本の基本的動向

之に對して、我が國識者の中には、民族資本の本來的性格が高利貸的、商業資本的乃至買辦的性格を多分に有してゐる事實に鑑み、相當超利潤を認めてやらねば民族資本の動員は不可能であらうと見てゐる向も少くない。一面に於て確かにさういふ意見も成立し得るには相違ないが、高度の統制經濟を実施せんとする場合、斯くの如き冒險的行爲が東亞新秩序建設の理念と背馳せざるやを、此の際十分に検討してみる必要がある。

勿論、日本と中國とでは、産業經濟事情を著しく異にしてゐる關係上、極端な利潤統制は排撃せねばならぬが、現在の如き超非常時局の下に於て、民族資本の健全なる發展を圖らんがためには、金融機構の整備統合を敢行し、貸出資金の運用に一定の制限を加へ、出来るだけ之を重要産業の開發部に重點的に配分すべきである。斯くしてこそ、中國の民族資本は、過去の畸型的繁

榮から正常なる繁榮へと、逐次轉換し得るのである。

要するに、中國の民族資本が過去に於て、公債、地産投資等に重點をおき、商工資金の貸出に殊更制限を加へて來たのは、軍閥、官僚等と結託して政府への貸付金や地産取引等によつて巨利を博し、徒らに私腹を肥さんとしたといふより——勿論、それは非常に有力な原因には相違ないが——民族産業が、米英資本の目覺しい進出によつて、著しく發展を阻害され、投資的安全性と利潤性を缺いてゐた爲めと見らるゝ節が甚だ少くないのである。

斯くて、中國の民族産業は、資金難や經營者の非經營的性格等によつて漸次衰退の一途を辿り、事變前既に、紡績、製絲、製粉、ゴム、燐寸、炭礦、セメント、煙草等の各重要産業部門に於てすら、民族産業の全般的危機が叫ばれてゐたのである。

而も、事變後は、農村の荒廢や工業生産機構の全面的破壊によつて、民族産業の發展は完全にうちひしがれ、資本と經營は全く遊離し、有力工場は、大部分のものが日本の産業資本家に軍管理工場として委任經營され、民族資本は、租界の安全性を求めて上海へ上海へと集つて來たのである。皇軍の占領地域によつて圍繞され、完全に孤立化した上海經濟界が、事變後、一時的にもせよ畸形的繁榮ぶりを示現するに至つた一端の原因も、そこに在る。

然るに、今や、此の遊離せる資本と經營を結びつけ、更に去就に迷ふ危大な過剩遊資を積極的

に生産部に吸収し、日支合辦によつて、積極的に民族産業の發展を助成せんとする機運が昂りつゝあると云ふことは、中國資本家から感謝されこそすれ、怨嗟さるべき性質のものでは決してない。此の點、我々は、過去の謬れる民族資本觀を全面的に修正し、之が有效適切なる誘導方法を、可及的速に樹立する必要があるのではなからうかと思ふ。

第六章 北支重要産業の動向

一、中國産業の後進性

私は、前章に於て、日支經濟合作の基調をなす民族資本の動員問題について、若干所見を述べたが、此の問題の性格は寔に複雑であり、新政權の育成問題と二重にも三重にも絡み合つてゐるところに、解決の困難性が指摘され得るのである。

日支經濟提携の原則が平等互惠的でなければならぬと云ふことは、強ち汪精衛氏及び其のブレイン・トラストたちの主張を俟つまでもない。これがためには、日支合辦事業が、日本資本による經濟的獨占のカムフラージュであつて、中國の民族資本家はその御先棒をかついで、單に利潤の一部の分前に預つてゐる程度に過ぎないといふ偏見が、彼等の頭を支配しないやうな方策を以て臨まなければならぬであらう。

従つて、民族資本の動員を行はんとするならば、企業の經營に當つて株式の過半数を中國側に所有せしめ、一方的な獨占傾向を馴致せしめざるやう、十分努力せねばならぬ。少く共、さうし

た經營上の完全な機構がつくりあげられ、企業利潤が兩國資本家に公平に分配されるといふことになれば、配當政策そのものに餘り手心を加へなくとも、民族資本を生産部門に吸収することは、さして難事ではないやうに思ふ。

然るに、從來の傾向を見ると、首腦部には、成程若干の中國側資本家や政界、財界の名士たちが名前をつらねてゐるが、經營の主體は、日本側資本家が之を掌握し、中國側株主の發言權が封殺されてゐるといふやうな例がないでもなかつた。さうした惡弊が、今日中國民族資本の動員を困難ならしむるに至つてゐるのではなからうかと思ふ。

殊に、紡績とか製粉、燐寸其の他一般輕工業部門に於ては、事變前から相當の設備があり、重工業や機械工業等の如く巨大な資本を投下しなくとも、手取り早く復興出来るので、彼等は、企業の自主性を束縛されるやうな方式は御免蒙り度い、といふのが偽らざる心境のやうである。

然し乍ら、中國の民族産業を過去の如く無統制に發達せしむることは、嘗に日滿兩國産業とのフリクションを惹起せしむるのみならず、現地に於ける日支兩國資本の對立や摩擦を激化せしめ、日支經濟提携といふが如きことも、一片の空念佛に終らざるを得ぬであらう。茲に於て、中國民族産業の復興は、飽迄日支合辦事業を基調とせねばならぬといふ結論が生じて來るのであるが、それも重要産業部門に限り、一般輕工業部門に於ては、そこまで深刻な問題は提起されてゐ

ない。之は、中國の輕工業が極く少數の資本制工業を除けば、今なほ、依然としてマニユファクチュアリーの段階に停滞してゐるために他ならない。

二、農村に於ける家内工業の發展狀況

例へば、支那の工業生産中、最も代表的な部門は紡織業であるが、手工業に於ても、紡織業は最も重要な部門を構成してゐるのである。嘗て中央農業實驗所が農村の副業調査を行つたところ、中國農家總戸數の二四％は、零細な耕作を営む傍ら紡織労働に従事してゐたと云はれてゐる。試みに、之を北支について云へば、河南省の四八％が首位で、陝西省及び山東省が三七％、河北省が三一％といふ割合になつてゐる。

所謂周村の絹織業や芝罘のレース業、高陽の土布業等は、地方農村に於ける手工業の代表的なものであるが、織工は大部分近隣の農民であり、レース業の如きは、問屋制度の下に農家の婦女子の手によつて専ら行はれてゐる。生絲の如きも、輸出用は機械製品であるが、國內用絲は、主として舊式の坐繰製絲によつて農民が製出し、商人に賣渡してゐるのである。

此の外、ヘアネット、リボン、タオル等の製造も、農村婦女子の副業として行はれてゐるが、更に大豆、高粱、小麥等を原料とするヴァーミセリの製造や精米、製粉、製糖、搾油、酒の醸造、

製茶、果實野菜の加工等の食料品工業も、農民の副業として相當旺んに行はれてゐる。特に、搾油業の如きは強ち食料油のみに限らず、大豆油、菜種油、落花生油、胡麻油、亞麻仁油、棉實油、桐油等頗る多種類に亘つてゐる。

此の外、麥稈眞田の加工や製紙、窯業等も、農村家内工業の代表的なものとされてゐるが、家内工業の經營者は、大部分が商人や富農、地主等であつて、農民は一介の賃銀者に過ぎない。而も、農閑期を利用して農民の副業として行はれてゐる關係上、營業は屢々季節的性質を帯び、恒常的なものでないと云はれてゐる。

都市に於ても、大部分の製造工業は、資力が薄弱で設備も小規模であり、家内工業的範疇を一步も出てゐないのである。例へば、十五年七月青島の膠澳電氣が市中動力需要家の一覽表を作成せるところによると、特別供給契約三〇件に對し普通契約は九二八件といふ割合であり、更に普通契約中、鐵工機械が二二二件で首位を占め、以下製粉、食料品、搾油、染織、綿業、製材、燐寸、ゴム、化學工業、窯業、煙草等の順位になつてゐる。然し乍ら、電動機の据付臺數は一契約當り一臺半足らずで、如何に群小工場が多數を占めてゐるかを端的に物語つてゐる。

青島は元來、北支に於ても最も工業の發達せる都市で、邦人の直接事業投資額のみでも二億圓近くに上つてゐる。工場數は、邦人側の三〇〇前後に對し、華人側は七〇〇乃至九〇〇前後に上

つてゐると云はれてゐるが、群小工場が多いため其の實態は殆ど知られてゐない。而も、これは獨り青島のみならず大陸各地共通の現象であり、中國側は紡績、製粉、燐寸、化學工業、ゴム、セメント、煙草、その他二、三の有力事業を除けば、殆ど見るべきものはないと稱しても強ち過言ではないのである。

而も、それ等の有力産業すら、民族資本の高利貸的、買辦的、乃至はまた國家に對する寄生蟲的性質に基いて著しく發達を阻まれ、外國資本の重壓の前に潜伏を餘儀なくされてゐるのである。

三、外資進出の民族産業に及ぼせる影響

大體、中國に對する列國の經濟的壓力は、當初は商品進出の形をとり、後には投資の形による經濟的進出を開始するに至つたのである。

一般に投資には、直接投資と間接投資がある。列國の對支投資も、事業投資と政治借款とに大別することが出来る。此の中、政治借款は一九三八年末現在三十八億一千八百萬元と稱されてゐるが、その内、中國側が實際に受取つた金額は精々二十八、九億元に過ぎなかつたやうである。之に對して列國の事業投資は、日清戰爭後、在支利權獲得競争の激化するに従つて漸次旺盛となり、一九三八年末には總計六十三億四千萬圓と推定されてゐる。

而して、列國の對支事業投資に對する利益金の處分方法には、或は投資者の本國に送金するもの、或はまた再投資として中國に殘留するものと様々あるが、外國資本の工業投資が激増するにつれて、中國の民族産業が深刻的打撃を蒙るに至つたことは、敢て多言を要せざるところであらう。その一例として、こゝでは、中國紡績業の發展過程を通じて外資進出の影響を若干考察してみよう。

紡績業が中國に於ける代表的民族産業の一つとして仰がるゝに至つたのは、中國が棉花の生産國であり、而も低廉な勞働力を豊富に獲得し得る點にある。而も中國の紡績業は、斯くの如き生産條件に恵まれて居るのみならず、背後に四億の老大人口を擁し、世界有數の綿製品需要國たるべき重要な要素を多分に具備してゐるといふ點に於て、顯著な發展性を包藏してゐたのである。

然し乍ら、ランカシアの紡績専門家たるバンククロフトの支那紡績工場視察報告によると、「中國側の紡績工場は、建築が貧弱で、思切つた改造を加へなければ近代機械の重みに耐へない」と云はれてゐるし、中國側の民族資本家も、「支那人工場の機械は二十年前のものが五〇%を占め、十年前のものが四〇%を占めてゐる。而して上海に在る日本人紡績工場は二五〇萬圓中五〇%までは最新機で、自動織機は日本人織工の場合一人で五八臺受持つことが出来るが、支那人織工は二四臺しか受持つことが出来ぬ」と嘆息してゐたことがある位で、古い工場は修理してみ

も、徒らに金を食ふだけで一向役に立たぬ場合が多い。
 自然優秀な外國紡績事業が進出すれば、その壓迫を蒙つて衰退を餘儀なくされるのは、當然の趨勢と云はねばならぬ。それにも拘らず、中國の民族紡績業が事變前、在支外國紡績業に對抗して、よく其の地位を保持し得たのは、外國製綿糸布に對して極めて高率な輸入關稅を課し、之によつて、第三國品の輸入に禁止的制限を加へると同時に、自國産業の發展に非常な保護を與へて來たからである。

本邦の紡績業が事變前續々對支進出を企てたのも、右の關稅引上げによつて、綿糸布の對支輸出が杜絶を餘儀なくされたからである。

斯くて、事變前に於ける全支紡績業の構成状態は、次表の如き結果を示してゐる。

事變前に於ける全支紡績工場据付機械臺數

國籍別	精紡機	捻糸機	織機
華 人	二、六九四 千 五三・三%	一、七二二 千 三三・四%	二、五〇〇 千 四一・八%
英 人	二、二三五	九	二八
邦 人	五、〇五一	三三〇	四
合 計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

(備考) 中國華商紗廠聯合會調査。

即ち、之を國別に見ると、中國側紡績業は、精紡機の据付錘數に於ては全支紡績業の五三%以上を占めてゐるが、捻糸機は三二%、織機は四二—三%見當に過ぎず、漸次邦人紡績工場の進出に壓倒されんとするに至つたのである。

殊に、北支に於ては、青島を中心に邦人紡績業が異常な進出ぶりを示すに至つた爲め、華人紡の地位は、相對的に著しく低下を餘儀なくせらるゝに至つたのである。

即ち、事變前に於ける華人紡の全支分布状態を見ると、工場數は上海三一、江蘇省二三、浙江省三、安徽省一、山東省四、河北省七、河南省及山西省各五、湖北省七、湖南、陝西省各二、江西、四川、廣東、新疆省各一、合計九四工場に上り、その内、北支所在工場數は山東、河北、山西省を合せ、僅か一六工場に過ぎぬのである。また、その總設備も、精紡機三四三千錘、捻糸機一四千錘、織機二千臺と換算錘數は四〇九千錘程度であるのに比し、邦人紡は上海に三二工場、青島九工場、天津六工場、漢口一工場合計四八工場で、その内、北支に於ける邦人紡績の据付錘數は、青島が精紡機六一四千錘(二七%三)、捻糸機五三千錘(一三%)、織機一二千臺(三六%三)、天津は精紡機二五五千錘(一一%三)、捻糸機一四千錘(三%四)、織機三千臺(七%九)といふ割合になつてゐる。

(註) 括弧内は、在支邦人紡績工場總設備に對する割合を示す。新設擴張中のものを除く。

之に對して、上海邦人紡績の地位は、精紡機が一、三五八千錠（六〇%三）、撚糸機三四二千錠（八三%六）、織機一七千臺（五四%六）で在華紡中一頭地を抜いてゐるが、青島に於ける邦人紡績業は、九社の中、六社までが内地紡績會社の分工場で、その設備、技術の優秀な點に於ても、工業立地條件に恵まれてゐるといふ點に於ても、前途に多大の期待を持たれてゐたのである。そこへゆくと、天津は、青島と著しく事情を異にし、元來が華人紡の北支に於ける中心地であるから、邦人紡の進出にも多大の困難性がつき纏つてゐた。

然し乍ら、天津の華人紡績業は、滿洲事變後、滿洲市場の喪失や内亂その他による奥地購買力の減退に搦て、加へて青島及上海邦人紡績工場の壓迫が漸次加はつて來た爲め、資金難や經營難で休業工場すら出現し、前途は尠なからず悲觀視せらるゝに至つたのである。その機に乗じ、邦人紡績業者は華人紡の買収又は改組等によつて漸次勢力を扶植し、前記の如き地歩を固むるに至つたのである。

而も、今次事變の勃發によつて、青島紡績工場が全壊の悲運に遭遇せるに反して、天津紡績工場の被害は殆ど問題にならず、天津紡、公大紗廠、裕豐紡、裕大紡等は、十三年度中から既に逸早く操業を開始して居り、多大の利益を齎らすに至つたのである。

また、北支の華人系紡績工場は、一六工場中一二工場が邦人紡績工場に、軍管理工場として委

任經營された。軍管理工場の現有設備能力は精紡機四四五千錠、撚糸機二六千錠、織機五千臺で、北支全華人紡所有設備に對する比率は精紡機が五〇%四、撚糸機二〇%四、織機四六%九となり、華人紡績工場は、大半邦人紡績工場の支配下におかるゝことゝなつたのである。

青島に於ては、事變前、華人系紡績工場は一社（華新紡）存在してゐたが、之は事變後國光紡に買収され、完全に邦人紡績業者の獨占時代を現出するに至つた。また、事變中に全壊した邦人紡績工場設備も、六割復興が認可され、十四年上期末に大體復舊し、積極的經營に乗出したが、原棉手當難の爲め、事變の進展と共に漸次高率操短を餘儀なくされ、最近では、操業率も辛うじて四―五割臺を維持してゐる程度に過ぎない。

然し乍ら、青島邦人紡績業の強味は、背後に一億の消費人口を擁し、而も低廉なる勞働力と原棉自給といふ、紡績業としては無比の工業立地條件に恵まれてゐること、華北に於ける棉花増産政策の進展と共に、將來の飛躍は期して俟つべきものがあるであらう。

四、青島に於ける邦人企業の進出状況

更に、青島に於ては、事變後、邦人企業の進出が頗る旺盛を極め、中國側の諸工業は、文字通り、重大な岐路に直面せんとしてゐる。

右表によつても明らかなる如く、事變後特に目覺しき激増ぶりを示してゐるのは、織維工業部門であつて、織布工場の如きは、一五工場、打綿落綿工場も一三工場の新増設を見た。而も、此

(備考) 青島日本商工會議所調。

業種別	年度別	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年七月
麥酒		三	一	一
日酒		三	二	一
洋酒		三	二	一
清涼飲料		一	三	二
醬油		三	二	一
調味料		二	三	一
罐詰		四	一	一
窯業		一	五	一
石灰		一	二	一
紅石		一	一	一
磁器		三	一	一
石陶		三	一	一
洋製蠟		一	二	一
鐵工機		二	四	一
針釘		四	二	一
造船類		五	二	一
芒硝		九	一	一
麥稈		八	一	一
雜菓		三	一	一
菓子		七	二	一
製粉		二	二	一
燐		三	一	一
軸		二	一	一
計		三	二	一
合		三	二	一

在青島邦人工場業種別一覽表

業種別	年度別	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年七月
紡績		九	一	一
染織		六	一	一
織布		五	一	一
製糸		一	一	一
落綿		三	一	一
絨毯		二	一	一
豚毛		一	一	一
鶏卵		一	一	一
膠骨		一	一	一
皮革		一	一	一
葉煙草		一	一	一
卷煙		一	一	一
硫磺		一	一	一
染料		一	一	一
塗料		一	一	一
屠落花生		一	一	一
木		三	一	一
板		一	一	一
靴		三	一	一
池		二	一	一
瓦		一	一	一
鍍金		一	一	一
錯		一	一	一
酸		一	一	一
乾電		一	一	一
素瓦		一	一	一
製瓦		一	一	一
鑄		一	一	一
石		一	一	一
油		一	一	一
油脂		一	一	一
殺油		一	一	一
計		一	一	一
合		一	一	一

等の諸工場は、大部分、華人工場を買収若しくは日支合辦事業に改組せるもので、内地から直接進出せるものは極く少數に限られてゐる。鐵工機械部門の如きも、昭和十三年度末の一四工場から十五年度末には二二工場に増加を示してゐるが、此の内、資本金百萬圓以上のものは、東亞重工業、青島工廠、豊田式鐵廠の三社に限られ、他は概ね資本金三十萬圓以下の中小工場のみである。勿論此のことは、他の部門についても略々同様のことが言へるやうである。即ち、事變後新設された工場中、資本金百萬圓以上の近代式工場名を列挙してみると、次表の如くである。

事變後青島に進出せる近代式工場一覽表

工場名	資本金	設立年月日	使用人数	工場名	資本金	設立年月日	使用人数
五福織布工廠	二、五〇〇千圓	一三・七	五〇〇人	内外食品工業	一、〇〇〇千圓	一四・二	一
華北火柴工廠	一、〇〇〇	一三・八	四〇〇	東洋木廠	三、〇〇〇	一三・三	一
青島ゴム	一、〇〇〇	一五・七	八九〇	東亞重工業	二、〇〇〇	一四・三	一
共和ゴム	一、〇〇〇	一三・三	一八〇	青島工廠	二、〇〇〇	一三・四	一
華北東亞煙草	(五、〇〇〇)	一四・三	九五〇	豊田式鐵廠	(一五、〇〇〇)	一三・二	一
東亞蛋業	二、五〇〇	一四・三	六三	博山窯業	一、〇〇〇	一四・三	一
東亞製粉	七、〇〇〇	一四・三	一〇六				

(備考) 資本金中、括弧内は本社資本金なり。

即ち、事變後、華人工場を買収、合同若しくは改組して近代工場組織となし、第一線に進出せるものは、五福織布工廠、華北火柴工廠、共和ゴム、東亞蛋業、東亞製粉、東亞重工業、其の他十指近くに上り、邦人資本による純然たる新設工場は、内外食品、其の他二、三に過ぎない。勿論、この外に、既存工場を擴張して資本金を増資せるものは、相當あるが、邦人企業中、資本金百萬圓以上のものは、新舊合せて四十前後に過ぎず、その他は、依然中小工場の域を脱し得ざる有様である。

然し乍ら、此等邦人企業の目覺しき進出と共に、土着資本が全面的に後退せることは否定すべくもない。大體、青島に於ても、土着産業は、往年の銀安、輸入減、外貨ポイコット、關稅引上げ等の好條件に恵まれて、比較的小規模乍らも新設工場が簇出し、紡績、染織、織布、燐寸、製粉、ゴム、煙草、製鹽、搾油、石鹼工業等は、尠なからず勃興機運にあつたが、事變後、南方金融勢力の没落によつて、その金融的支柱を失ひ、經營不振の弱小工場は、漸次整理淘汰されんとしてゐるのである。而も、之は、啻に青島のみといふ譯では決してない。

試みに、事變前に於ける北支在留邦人の企業投資額を地域別に一瞥して見ると、青島一億五千萬圓、膠濟沿線五千萬圓、天津、北京四千萬圓、合計二億四千萬圓乃至二億五千萬圓を出でざる模様であつた。然るに、事變後、北支蒙疆に於ける資源開發の進展と共に、北支開發の總投資額

のみでも七億圓餘りに上り、之に一般民間投資額を加算すれば、優に十億圓を突破せんとしてゐるのである。殊に、紡績、製粉、セメント、煙草、金屬機械工業部門等に於ける邦人企業の進出ぶりは頗る旺盛を極め、中國民族産業の堡壘は完全に崩壊せざるを得なかつたのである。

五、北支民族産業の動向

此の間の消息を明らかならしむるために、北支民族産業の事變後に於ける動向を主要産業別に若干検討して見るとしよう。

事變後に於ける北支産業開發の基本的方針は、先にも屢々指摘せる如く、原則的には、統制事業と非統制自由企業との兩部門に區別され、交通、電信、電業、製鐵、炭業、曹達工業、石炭液化、重要鑛業、水産業等の重要産業は北支那開發株式會社の統制下におき、爾餘の産業を一應自由企業と看做すことにしたのであるが、自由企業に對しても、日、滿、北支の産業的フリクシヨンを防止すると同時に、日支間の二重投資を抑制するため、一定の統制方針が確立されたのである。(第五章參照)

紡績

特に、紡績業や毛織物業等は、日本の國內産業と摩擦を惹起する虞れがあるといふので、新増設を禁止された。

日本の紡績業が戰時統制の進展によつて再整理過程にある今日、北支邦人紡績業の今後の任務は、甚だ重且つ大なるものと云はざるを得ぬであらう。

華人紡績工場は、事變の勃發と共に經營者が逃亡せるため、十六工場の中十二工場までが軍管理工場として邦人業者に委任經營されたが、十六年七月軍管理工場の第一次解除聲明によつて、濟南の魯豐、仁豐、成通、石門の大興その他合計八工場が近く華人側に返還されることになった。然し乍ら、最近の最新態、即ち外棉の杜絶や北支棉の減産傾向等によつて、邦人紡績工場すら、操業率が五―六割臺を下廻り、前途多難を豫想されてゐる際であるから、綿糸布の奥地向搬出制限強化と相俟つて、華人紡の前途も、逆睹すべからざるものがあるのではなからうかと思ふ。参考までに、華人紡の最近の委任經營先を示してみると、次表の如くである。

在北支華人紡績委任經營工場一覽表

社名	所在地	資本金	委任經營先	精紡機据付繰數
鉅興延	河南省 武陟縣	一〇〇大	康	六、五九二
成通	山東省 濟南	一、五〇〇豐	田	一九、六〇〇

衛輝華新	河南省 汲縣	二、〇〇〇	裕	三、四〇〇
成大(魯豐)×	山西省 濟南	—	—	二八、〇二六
晉華	山西省 祁縣	三〇〇	—	四一、七四四
大益	山西省 新絳縣	二、二四〇	上海	一八、四八〇
雍裕	山西省 新絳縣	一、四七〇	—	八、四〇〇
晉華染廠	山西省 榆次	四、〇〇〇	—	三〇、一四四
大興×	河北省 石門	三、〇〇〇	公	二七、八四
廣益×	河南省 安陽縣	一、三六〇	—	一五、三六四
仁豐×	山東省 濟南	二、〇〇〇	—	六、〇〇〇
晉生	山西省 太原	一、〇〇〇	—	三四、五八四
合計		一八、九五〇		

(備考) ×印は第一次返還の軍管理工場を示す。單位千元。

即ち、現在軍管理工場として邦人業者に委任經營されてゐるものは、河南省に三、河北省一、山東省三、山西省五、合計一二で、その投下資本總額は一八、九五〇千元に上つてゐる。此の内、鉅興、成通、成大、大興、廣益、仁豐等の諸工場が、近く正當權利者に返還されることになつてゐる譯である。

民族資本を新政權下に吸収するために、その手段の對象として委任經營工場を中國側資本家に

返還することは、確かに賢明な方策に相違ないが、返還といふ言葉の本質に於て之を實踐するとすれば、事變前の資本的摩擦を再び繰返す虞れなしとせぬであらう。

さりとて、日支經濟合作を實踐に移すためには、日支兩國の經濟的實力が餘りにかけ離れすぎてゐる。

少く共、日支經濟合作が眞實の姿を以て成立するためには、畸形的な中國の民族資本を、日本の著しく高度化する資本主義と同一水準にまで引上げ、資金、資材、技術、勞力等の理解ある交流と利潤の公平なる分配を期さねばならぬのであるが、現在の如く日支兩國の經濟力に非常な隔りがある場合には、形式的には合辦事業の設立を圖つても、實質的には本邦資本の獨占的傾向を馴致するのは當然で、いく度繰返して論じて見ても、依然として中國民族資本家の要望を十分満足せしむるが如き結果は、齎らし得ぬのではなからうかと思ふ。

かくの如き事實は、啻に紡績部門のみならず、製粉業その他についても、齊しく言ひ得るところである。

製粉

製粉業は、或る意味で中國に於ける民族産業の最も恃みとする堡壘であつた。紡績部門に於て

都市に於ける製粉工場数は、天津五、北京一、青島三、濟南六、太原二、徐州一、開封三、新疆一となつてゐるが、地場製粉工場は、依然原麥手當難で相當高率の操短を餘儀なくされてゐる。

即ち、之を生産能力の上から見ると、天津が六、三七五バレル、青島一一、〇〇〇バレル、濟南七、三〇〇バレル、北京三、八二五バレル、太原一、〇五〇バレルと、此の五大都市で約三〇、〇〇〇バレル近くの生産設備を有してゐる。一バレル當りの日産能力は四袋であるから、年三百日操業としても大體三、六〇〇萬袋の麵粉供給は可能な譯である。少く共これだけあれば、北支の麵粉需給は十分賄ひ得る筈であるが、原麥の出廻り不活潑で、十五年度の如きも北支機械製粉工場の實際生産高は一、〇〇〇萬袋足らずで、二、〇〇〇萬袋以上の外粉が日本、上海、濠洲、加奈陀、アメリカ等から貴重な外貨を使用して輸入されてゐたのである。

而も十六年度は七月以降、濠洲、加奈陀、米國粉等の輸入は完全に杜絶し、北支の麵粉需給は尠なからず逼迫が豫想さるゝに至つたのである。之がため華北當局は、北支小麥協會を改組強化し、小麥の收買、配給の合理化に最善の努力を拂ふことになつた。北支の小麥生産高は、平年作で八〇〇萬噸と稱され、事變後も五〇〇萬噸以上に上つてゐるが、奥地農村の流通機構が戰禍によつて破壊され、加ふるに、小麥の買付價格抑制によつてその出廻りが著しく減退してゐるため、十五年度の如き地場製粉業者の買付數量は三〇萬噸と、收穫高の六%足らずであつた。

少く共、北支小麥の出廻り促進によつて現地の麵粉自給を圖つてゆくためには、年一〇〇萬噸の原麥を確保する必要があると云はれてゐるから、今後の原麥確保策については、相當慎重な對策を必要とすべく、糧棧の利用方法等についても、各種の研究が進められてゐる。又、民族資本動員の見地から、軍管理下の十五工場が近く委任經營を解除されることになつてゐる。

燐 寸

次に、民族産業中、紡績、製粉等と並んで比較的重要視されてゐる燐寸工業の動向を一瞥して見ると、此の方は天津、青島、濟南等の諸都市に於て集中的發展ぶりを示してゐる。

大體、燐寸工業は製造工程が簡單で、小規模經營が可能なため、一時非常な濫立状態を示した。そこで、民國二十四年九月、國民政府の命令で中華民國火柴產銷聯營社が新設され、日支兩國の在華火柴製造業者を社員工場として燐寸の生産販賣統制を実施すると同時に、工場の新設擴張は全面的に禁止された。

斯くて、業界の混亂状態も著しく是正されたが、支那事變の勃發で聯營社が業務停止の已むなきに至つたので、軍官民の協力によつて聯營社の復興計畫が進められ、昭和十四年、總社を天津、分社を天津、青島、上海におき、再び生産、配給、販賣統制が實施されることになつた。

而して現在の所屬工場數は、青島分社三三三、天津分社八、上海分社二三三、合計六四社に上り、その内、青島分社が四六%を占めてゐる。而して青島分社の三三三所屬工場の生産割當額は一九四千噸で、總割當額の四五%に當つてゐる。之に對して、天津分社の所屬八工場に對する割當額は九〇千噸で、總額の二二%足らずに過ぎない。

此の生産割當額の決定は、民國二十一年より二十三年に至る三ヶ年間の燐寸統稅記録によつたもので、邦人と華人の割當比率は二五%對七五%で、此の分野に於ては華人工場が比較的優位を保つてゐるが、青島に於ては邦人工場の方が資力も大きく、歴史も古いので完全に華人側を抑へてゐる。即ち、之を具體的に言ふと、青島市内の燐寸工場數は日支合計一二工場で、その内、邦人系工場は六、生産割當額は八萬七千噸に上つてゐるが、中國側は四萬二千噸で、その比率は大體七對三となつてゐる。

然し乍ら、投下資本總額は紡績のそれに遙かに及ばない。即ち、北支燐寸工場の總投資額は河北省三八四萬圓、山東省三、〇三三萬圓、山西省一六萬圓合計三、四三三萬圓で、青島紡績工場の七千萬圓と比較してすら、その半ばにも達してゐないのである。

殊に、十五年秋以降、皇軍占據地内に於ける治安強化運動と關聯して、燐寸の奥地向搬出制限が著しく強化され、各社共、生産割當は漸減傾向を示してゐる。加ふるに、今後は、燐寸の軸木

や藥品の手當等にも相當複雑な問題が纏綿してゐるので、前途は一概に樂觀出來ぬのではなからうかと思ふ。

セメント

之に反して、セメント工業の如きは、地下資源の開発と共に、需要が激増傾向を示さんとしてゐる。而も、日本からの輸入が物動計畫の改編によつて著しく制約を蒙つてゐるので、現地自給方針の確立が要望されてゐたが、今や現地生産力の擴充強化によつて完全に自給自足の段階に到達した。

即ち、現在、北支のセメント需要は年三〇萬噸と稱されてゐるが、之に對して地場工場の生産高は、唐山の啓新セメントが二五萬噸、太原の西北セメントが七萬噸、濟南の致啓セメントが五千噸で合計三三萬噸に上つてゐる。而も、目下京漢線琉璃河附近に建設中の華北セメント工場の第一期工事が近く完成し、一〇萬噸の生産が可能といふから、机上計畫では完全に需給のバランスがとれることになつてゐるのである。

而も、此の中、唐山の啓新セメントは資本金一、四〇〇萬元で、中國側民族産業として最後の孤壘を守らんとしてゐる。之に對し、濟南の致啓セメント(資本金三〇萬元)及山西の西北セメ

ント(資本金五〇萬元)は軍管理工場として、磐城、浅野兩セメント會社に委任經營されてゐたが、致啓セメントは近く華人側に返還される豫定である。

以上によつても明らかなる如く、セメント業はこれまで中國民族資本の獨占到歸し、邦人工場の進出は全然阻止されてゐたが、内地及滿洲のセメント業者を一九とせる華北セメントが資本金一千萬圓を以て十五年七月設立され、前述の如く、第一期一〇萬噸生産を目標に着々工場の新設を急いでゐるから、將來、日支セメント工場の間、競争が展開されるに至るのではなからうかと思ふ。

煙草

また、煙草製造部門に於ける邦人系企業の進出ぶりも、相當刮目に値すべきものがある。北支に於ける卷煙草の消費量は、年三五〇億本と稱されてゐる。之に對して、地場生産高は二五〇億本で、差引一〇〇億本が上海その他から輸入されてゐる。地場生産工場としては英米トラストの勢力が壓倒的で、一頃は地場生産額の九〇%近くまで之を一社で獨占してゐたが、事變後、日系資本の進出で、その牙城を著しく脅かされ、特に最近、國際情勢の激變と共に全面的に後退を餘儀なくされんとしてゐる。

英米トラストの強靱性はその資力と生産、販賣網の充實せる點に在る。陳翰笙の「支那農村經濟と産業資本」は、英米トラストの勢力が農村經濟に浸潤せる過程を相當鋭く描寫してゐる。ウイットフォードは之に對し「此處に提出された材料に基づいて考ふる限り、半植民地的、半封建的支那に於ける産業化並にその必然的結果としての商品作物の發達は、遺憾乍ら一般農民、特に中農、貧農の生活水準を低下せしむる傾向を有してゐるやうに見受けらる」と述べてゐるが、英米トラストが山東葉煙草の中心地たる濰縣、二十里堡、鳳陽、襄城等を中心に如何に勢力を扶植して來たかは、その巧妙なる葉煙草の收買網を見れば、容易に首肯され得るのである。

本來より云へば、條約による外國人の土地所有及工場設立の權利は開港場、商埠地に限られてゐるのであるが、英米トラストは葉煙草の收買處、再乾工場を膠濟沿線に設立するに當つて支那人の名義によつて之を買收し、又地方に於ける軍閥、官僚、地主、縉紳等に巧に取入り、その保護下に、農民大衆から飽くことなき搾取をつゞけて來たのである。

斯くて、英米トラストの葉煙草收買機構の整備強化と、生産販賣網の擴大は中國土着産業の敗退を促し、漸次中國全土に互つて強靱な獨占的販賣網を確立するに至つたのである。此の事は一九三二年より一九三五年まで四ケ年間に、中國市場に於ける總消費量二、五七七億本の中、中國製のものが一、〇〇五億本、率にして三九%見當に過ぎなかつたといふ事實によつても明らかで

あらう。

更に、一九三四年度より一九三五年度にかけ、民族資本工場の總賣上高が二七九億本より二三一億本に減退せるに反し、英米トラストのそれは二四九億本より三四一億本に上昇した。殊に、英米トラストの製品は比較的高級品であつた關係上、その賣行が良好で、民族資本工場は、僅かに下級巻煙草の製造によつて其の命脈を保持して來たのである。

然るに、事變後の情勢は正に一變した。邦人資本の異常なる進出によつて、英米トラストの獨占機構は脆くも崩壊したからである。即ち、今事變後、華北當局は英米トラストの獨占による各種の弊害を除去するため、「北支煙草事業統制要綱」並に「東亞煙草及滿洲煙草指導要綱」を決定し、夫によつて邦人煙草事業の北支進出譜が高らかに演ぜられることになつたのである。

之をより具體的に言ふと、日滿合辦の滿洲煙草は昭和十三年新京から進出し、天津のカラザス工場を買収して北支煙草を創立し、北京と開封に工場を設立した。また、事變前から天津を中心に着々地盤の獲得を狙つてゐた東亞煙草も、既設工場を擴充すると同時に青島、濟南の華人工場を買収、更に太原の軍管理工場の委任經營を受け、北支に於て確固たる地歩を確立するに至つたのである。

斯くて、現在北支に於ける煙草事業の色分けは英米系一、邦人系四、華人系一となり、又工場

別では英米系二、邦人系一〇、華人系一といふ割合になつてゐる。また、公稱能力の上でも、英米トラストの二三二億本に對し邦人系は、華北東亞煙草八七億本、北支煙草及華北煙草各三〇億本、東映烟廠三億本、合計一五〇億本、華人系は青島の嶗山煙草一社で三億本と、斷然邦人企業の制覇時代を現出するに至つたのである。

殊に、邦人系煙草事業にとつて非常な強味は、山東省の葉煙草買付及配給の一元統制機關として、資本金一、五〇〇萬圓の華北葉煙草株式會社が設立され、膠濟沿線に於ける英米トラストの葉煙草買付が著しく制約さるゝに至つたことである。之がため山東省の葉煙草生産高は、事變前の一、二〇〇萬貫から、最近は四〇〇萬貫臺に減産を餘儀なくされてゐるにも拘らず、邦人業者に對する原葉の配給は比較的圓滑に行はれてゐるのである。

たゞ邦人側にとつて最も深刻な悩みの一つは、錫紙やライスペーパー等の補助材料が十二分に得られぬといふことと、品質の上でまだトラストの製品と互角の太刀討が出来ぬといふことで、此等の諸問題が解決すれば、邦人煙草の制覇は極めて簡単に實現しよう。之に對し、華人系煙草は、軍管理若しくは被買収等によつて大部分市場から姿を消し、現在は嶗山煙草一社のみであるから、今後の發展は望み難いと見るのが至當であらう。

護 謨 工 業

次に、ゴム工業を一瞥して見ると、此の分野に於ても邦人企業が頗る旺盛を極め、民族産業としては殆ど見るべきものがない。尤も事變前には、邦人系工場八に對し華人系工場が五と合計一三工場に上り、之を地域別に見ると、邦人工場は天津五、青島三と殆ど天津及青島の兩地區に集中せるに對し、華人系工場は青島二、天津、芝罘、威海衛各一と地域的に分散形態をとつてゐる。また、之を投資額の上から見ると、邦人系は天津が三一五千圓、青島が二一三萬圓で、青島の日本ゴム以外には殆ど見るべきものがなかつたが、華人側に至つては更に小規模で、天津一五千元、青島二〇千元、芝罘二千元、威海衛四〇千元と、その總投資額は七七千元前後にしか上つてゐない。さうした事情にあつた爲め、事變後は邦人企業に完全に壓倒され、今日では芝罘、威海衛以外には純粹の華人系工場といふものは一つも存在してゐない。即ち、最近の各工場の業態を示して見ると、次表の如くである。

北支護謨工場一覽表

工場名	所在地	資本金	國籍別	經營形態
怡豐橡皮工廠	天津	五千元	日本	個人

中村公司	天津	二〇〇	日本	株式
西長橡皮工廠	天津	〇〇	日本	個人
泰山橡皮工廠	天津	一〇〇	日本	個人
瀨口膠皮工廠	天津	一〇〇	日本	個人
天津化學工廠	天津	一〇〇	日本	個人
福助ゴム工業	天津	一,〇〇〇	日本	株式
日本ゴム	青島	一〇,〇〇〇	日本	株式
青島ゴム	青島	一,〇〇〇	日本	株式
大裕膠皮工廠	青島	一〇〇	日本	資合
共和ゴム工業	青島	一,〇〇〇	日本	株式
鑫和護謨	青島	一,〇〇〇	支那	株式
同泰膠皮工廠	青島	七〇〇	支那	合辦
同泰橡皮工廠	芝罘	二〇〇	支那	個人
中感膠皮工廠	威海衛	四〇〇	支那	個人

(備考) 北支蒙疆年鑑昭和十七年版に據る。

即ち、右表によつても明らかなる如く、事變後に於けるゴム工場数は、邦人系一二、日支合辦一、華人系二といふ割合であり、更に、之を投資額の上から見ると、邦資七二二萬圓に對し華資

四二千元で、量、質共に華人側は殆ど問題とならぬのである。然し乍ら、同じ邦人系でも天津と青島では著しく色彩を異にしてゐる。天津は七工場（中株式組織は二工場）その総投資額も二一〇萬圓見當に過ぎぬが、青島は六工場の中株式四、合資一、合辦一といふ割合で、その総投資額も五八〇萬圓以上に上つてゐる。（日本ゴムの投資額は推定なり）

斯くの如く、経営組織に格段の相違がある以上、生産能力に著しく懸隔のあるのは當然であらう。例へば、ゴム靴の如き、天津側の年産能力は怡豊橡皮一、五〇〇千足、泰山橡皮二、一〇〇千足、瀨口膠皮六〇〇千足、天津化學六〇〇千足、福助ゴム二、〇〇〇千足、合計六、八〇〇千足に對し、青島側は日本ゴムが地下足袋三、六〇〇千足、ゴム靴六〇〇千足、布靴六、六〇〇千足、共和ゴムがゴム靴一、〇八〇千足、大裕膠皮がゴム靴一二〇千足と三社でゴム靴一、八〇〇千足、地下足袋三、六〇〇千足、布靴六、六〇〇千足の生産能力を有してゐるのである。

更に、タイヤ及びチューヴの年産能力は、天津側は怡豊橡皮自轉車タイヤ六〇〇千對、同チューヴ九〇〇千對、中村公司自轉車及人力車タイヤ一五〇千對、同チューヴ九六〇千對、泰山橡皮自轉車タイヤ一二〇千對、瀨口膠皮チューヴ六〇〇千對と四工場でタイヤ八七〇千對、チューヴ二、四六〇千對に對し、青島側はブリツヂストーンタイヤの後身たる青島ゴムが自動車タイヤ及チューヴ各六〇〇千對、自轉車タイヤ九〇〇千對、自轉車チューヴ一、三五〇千對、人力車タイヤ

及チューヴ各一五〇千對、鑫和護謨は自轉車タイヤ五七六千對、人力車タイヤ一〇八千對、運搬タイヤ七二千對、各種チューヴ一、〇八〇千對と兩社でタイヤ類は二、四〇六千對、チューヴ類は三、一八〇千對の年産能力を有してゐるのである。

斯くの如く、青島ゴム工業界の事變後に於ける飛躍ぶりは、寔に刮目に價すべきものがあるが、問題は、今後の生ゴム手當を如何にして處理してゆくかにある。ゴム靴は、殆ど現地で自給自足の段階に到達して居り、又原料も若干の生ゴムがあれば、後は再生ゴムで事足りるが、タイヤ及チューヴ類は生ゴムの相當消費する關係上、今後の原料ゴムの確保策には當業者も相當頭を悩まして居り、前途は一概に樂觀を許さざるものがあるのではなからうかと思ふ。

製 紙 業

北支の製紙業は、事變前既に天津二、北京一、濟南二、太原二、晋執（山西省）一と合計八工場あり、而もそれ等の總てが民族資本を以て成立して居るといふ點に、多大の特異性が認められたのであるが、現地で製紙用パルプの製造が困難であつた關係上、印刷紙等の生産は殆ど不可能であつた。斯くて、僅かに板紙、綿絹包裝紙等の製造が行はれてゐた程度に過ぎなかつたが、野村財関係の東洋製紙（資本金一、〇〇〇千圓）が北支に進出し、葦パルプの製造に成功するに及ん

で、北支製紙界にも多大の曙光が齎らさるゝに至つた。

葦は北支至るところの河川、沼澤に繁茂してゐるから、葦パルプの増産が進捗すれば、現地の紙類の自給計畫も強ち夢ではない譯である。現に東洋製紙は北支に進出して以來、天津に製紙工場を新設する一方、濟南の華興製紙廠(資本金五〇萬元)を買収して日支合辦で濟南造紙廠を設立。更に山西省の西北製紙廠(資本金四五萬元)及晋恆製紙廠(資本金二一萬元)の兩管理工場を軍から委任經營され、北支製紙界に確固たる地盤を築上げんとしてゐる。

而も、同社の生産能力は本格的操業の曉は、葦パルプ五、〇〇〇噸、有光紙四、〇〇〇噸、毛邊紙三、〇〇〇噸、兩更クラフト及筋入ハトロン紙二、〇〇〇噸、印刷紙二、〇〇〇噸、模造紙二、〇〇〇噸、その他二、〇〇〇噸、合計二〇、〇〇〇噸に達する見込であると云はれてゐるか、ライスペーパーの抄造計畫と相俟つて、北支製紙界を風靡する日もほど近いであらう。

染料工業

染料工業は、邦人企業の獨占下におかれ、土着産業の進出の餘地は殆ど認められない。尤も現地の染料工場は、未だ高級染料製造の段階には到達してゐない。大部分は華人染織工業用の硫化ブラックで、高級染料類は獨逸、アメリカ、日本等から輸入されてゐた。就中、北支に於ては、

獨逸染料が半ば市場を獨占してゐたが、シベリア鐵道の杜絶で獨逸染料は著しく品拂底に陥り、最近是非常な高値を唱へてゐる。従つて、邦品進出には正に絶好のチャンスと云ふべきであるが、邦品の輸入にも多きを望み得ざる今日、現地生産力の擴充は焦眉の急と云ふべきであらう。翻つて北支染料界の現勢を見ると、事變前には天津六、濟南四、青島三、濰縣二と合計一五の工場が亂立し、相當無謀の競争を行つてゐた。而してその内譯を國籍別及品種別に見ると、國籍別では中國系一〇、日本系四、獨逸系一の割合となり、又品種別で硫化ブラックの製造工場が一四、輸入藥品を配合する高級染料工場が一といふ結果になつてゐた。然るに、現在は、華人側の群小工場は全く姿をひそめ、邦人工場の黄金時代を現出するに至つた。

北支邦人系染料工場一覽表

工場名	所在地	資本金	年産能力
福美津染料廠	天津	一〇千圓	硫化黑 五〇,〇〇〇斤
大清化學工廠	天津	二五	硫化黑 二〇,〇〇〇
大和化學染料廠	天津	四〇	硫化黑 七五,〇〇〇
維新化學天津工場	天津	一〇,〇〇〇	硫化曹達 五〇,〇〇〇

維新化學	青島	1,000	硫化黑	九,100,000
中國顔料工廠	青島	500	メチールバイオレット バットオリーブ及カキ	三六〇,〇〇〇 六〇,〇〇〇
鳳凰化學工廠	青島	500	硫化曹達	六,九〇,〇〇〇
			硫化黑	三,六〇〇,〇〇〇
			メチールバイオレット	一八〇,〇〇〇
			ダイレクト・プリュー	一〇九,〇〇〇
			人造藍	一八〇,〇〇〇

(備考) 天津は北支蒙疆年鑑、青島は青島日本商工會議所の調査に據る。

即ち、邦人系染料工場は、現在天津四、青島三合計七工場で、その總投資額は一、七七五千圓程度に過ぎぬが、硫化黒の年産能力は一四、五九〇千斤に上り、此の外にメチールバイオレット五四〇千斤、バットオリーブ及カキ一六〇千斤、ダイレクト・プリュー一〇九千斤、人造藍一八〇千斤、硫化曹達七、〇〇〇千斤と相當多彩を示してゐる。然し乍ら、之を質的に見れば、天津工場は小規模工場の域を脱せず、青島工場も亦維新化學以外は資本金も百萬圓以下で、今後の發展に俟つべき點が甚だ少くないやうに見受ける。

曹達工業

曹達工業は、現在こそ上海が中心地と目されてゐるが、當初天津を中心に特異の發展を遂げた代表的民族産業の一つである。即ち、今から二十餘年前、即ち民國四年に北京政府財政部が、長蘆鹽の餘剩鹽田利用策として久大製鹽公司に製鹽特許條令に基いて、「工廠周圍百里以内に同一性質の工場を設立せざることを」といふ特許を與へて、曹達工業に進出せしめた。

そこで、久大精鹽公司の董事長たりし苑旭東その他が發起人となつて、永利製鹹有限公司といふ仔會社をつくつた。此の會社は、政府の保護と低廉なる原料鹽を豊富に獲得し得るといふ地理的條件に恵まれて一路發展過程を辿り、民國二十三年には遂に資本金を五五〇萬元に増資し、社名を永利化學工業公司と改稱し、曹達灰の日産能力を一二〇噸に擴張した。

加之、同社は、石灰石、アンモニア等諸原料の自給自足化を目指し、同年南京對岸の浦口に硫酸工場を新設し、燃料用の石炭、コークスは開灤鑛務局と特殊契約を結ぶなど、凡ゆる發展策を講じた爲め、その經營多角化と相俟つて遂に曹達工業界に於て確固不拔の地位を築上げたのである。斯くて、民國二十五年には本社を上海に移し、新興化學工業コンツェルンとして中國産業史上稀に見る發展ぶりを示すに至つた。

また、永利化學工業公司の傍系會社たる渤海化學工業も、塘沽附近の鹽、苦汁を利用し、それに唐山産の石灰石、永利化學工業公司の曹達灰乃至漢陽兵工廠産の硫酸等を利用することによつて、硅酸曹達一、二〇〇桶、硫化曹達八、〇〇〇桶、硫酸ナトリウム一、二〇〇袋、鹽酸一、八〇〇噸、炭酸石灰六〇〇袋、炭酸マグネシウム六〇〇袋の年産能力を發揮し、前途に多大の期待をかけられてゐた。然し、此の會社は、永利化學工業公司と異り放漫經營が禍して資金が枯渴した爲め、英商ブランナム社製品の壓迫と群小企業の簇出によつて、營業停止の已むなきに至つた。

然し乍ら、北支の曹達工業は、此の永利化學工業公司と渤海化學工業公司の擡頭に刺戟され、事變前既に相當目覺しい發展ぶりを示すに至つたのである。然るに、今次事變の勃發と共に長蘆鹽は軍管理となり、興中公司に委任經營された。また永利化學工業公司の塘沽工場も華北鹽業に委任經營され、北支民族資本による曹達工業の經營は、茲に一頓挫を來たすに至つたのである。

斯くて、現在は、北支の曹達工業の指導權は漸次邦人側に移らんとしてゐる。即ち、事變前に於ける華北の曹達工場は合計一二で、その内譯は天津六、唐山一、濟南一、即墨(山東省)一、太原三といふ割合で、何れも中國側の經營に屬してゐたが、永利化學工業公司は前述の如く華北鹽業の委任經營となり、又渤海化學工業公司も日支合辦事業に改組され、中山鋼業によつて經營さ

れてゐる。爾餘の硫化曹達工業は、資本金四〇萬元以下の弱小工場のみで、消息不明のものが少くないから、最早、北支曹達工業界を支配する力はなきものと思はねばならぬのである。

たゞ從來、曹達工業が天津中心に發達してゐた關係上、山東鹽の中心地たる青島に於ては、永裕精鹽公司が久大精鹽公司の仔會社として相當目覺しい發展ぶりを示してゐたにも拘らず、此地には遂に曹達工業が起らなかつた。僅かに即墨に魯豐化工製鹹廠と稱する資本金一〇萬元の曹達工場が存在してゐたが、それすら現在は消息不明である。之に對し、最近、青島に於ても、山東鹽業が曹達工業に進出計畫を樹て、着々案をねつてゐるやうであるから、山東省に於ける電力事業の發展と共に、之が現實化するのも案外近いのではなからうかと思ふ。

硝子工業

北支に於ける硝子工業は、石灰石、ソーダ灰、芒硝、苦灰石、石炭等の諸原料が比較的容易に入手出来るにも拘らず、近代的大規模經營工場としては、秦皇島の耀華玻璃工廠(資本金三〇〇萬元)を除いた外は殆ど存在してゐない。

同工廠は、中國唯一の獨占的特殊企業として、官僚的支持と開採鑛務局の全面的援助の下に顯著な發展を遂げたもので、國內板硝子需要の過半数は、同社の製品を以て賄はれてゐた。また、

滿洲市場にも一時相當目ざましい進出ぶりを示してゐたものであるが、大連昌光硝子の擡頭によつて勢なからず經營不振に陥つた。そこで、一九三六年、我が國の旭硝子がベルギーの持株（二二五萬元）を肩替りし、大連昌光硝子に經營を委任した。その結果、業績も近年は著しく立直り、現在は板硝子の年産能力も六五萬箱に達してゐる。

以上の如く、近代式硝子工場としては、前記の耀華玻璃工廠が唯一のものであるが、河北省や山東省等は硝子の原料に頗る恵まれてゐる關係上、天津、濟南等には、相當多數の硝子マニユファクチュアールが存在し、洋灯のホヤやサイダー瓶などを盛んに生産してゐる。また、北京及び山東省博山の一部の工場に於ては、輸出向専門の色彩の精巧な花瓶が生産されてゐる。此の外、北京と青島に邦人經營の近代的硝子工場設立計畫が目下着々進みつゝあるが、その具體的内容は詳かでないので説明を省略する。

石 鹼 工 業

石鹼工業は、現地に牛脂類が豊富に存在してゐることゝ、小資本で出来る關係上、天津、北京、青島、濟南等には相當多數のマニユファクチュアールが存在してゐるが、大部分は洗濯石鹼程度のものである。青島の信昌洋行は、大正四年七月の創立で歴史も古く、設備も優秀であり、化粧石

鹼は日産一、五〇〇打、洗濯石鹼は一〇噸の能力を有してゐるが、最近では、香料の入手難の爲め、化粧石鹼の製造は困難だと稱してゐる。之は、恐らく北支共通の現象であらう。その意味より云つて、高級石鹼の製造は當分期待が持てぬのではなからうかと思ふ。

翻つて華北に於ける主要石鹼工場数を一瞥してみると、天津一七、北京六、青島四、濟南五、合計三二工場あるが、その投資總額は七三〇千元前後に過ぎず、而も資本金五〇千元以上のものが五工場しかないと云ふことは、此の企業の零細性を物語つて餘りあるものと云へよう。

榨 油 工 業

落花生、棉實、桐油等の所謂榨油工業は、純然たる輸出工業として相當重きをなしてゐるが、之を地域的に見ると、落花生油工場は青島に集中し、棉實油工場は天津に集中してゐる。

即ち、之を工場数から見ると、天津には棉實油工場が一〇工場あるが、その内、邦人系は三、華人系五、佛人系二といふ割合になつてゐる。その中、代表的なものは、邦人系の正華油廠（資本金一〇萬圓）、天津油廠（資本金一〇萬圓）、興元化學工廠（資本金三〇〇萬圓）の三工場で、その生産能力は一〇、四二〇千斤に上つてゐる。之に對し、華人側は資本金四〇千元及び三〇千元、二〇千元のものが各一、一〇千元のものが二つといふ割合で、その年産能力は二、一〇〇千斤足

らずである。殊に、その内一つは休業中であり、全般的に経営不振に喘ぎつゝあることが豫想され得るのである。

之に對して、青島に於ける落花生油工場も最近は微々として振はない。即ち、事變前には、市内に六〇軒餘の油房が存在してゐたものであるが、事變後は五四軒に減じ、その中二軒は休業中である。邦人工場は僅か二軒しかないが、成績は頗る良好である。即ち、之を具體的に云ふと、三菱系の新興油房は落花生油貯藏タンク五〇〇噸二基、精製油二〇噸タンク二基を有し、その搾油能力は日産二〇噸に上つてゐる。また、青島に於て最も古き歴史を有する東和公司はボイラー二基、モーター八臺、米國式水壓搾油機一二臺、及び其の他精油機械一式を据付け、その年産能力は油六、〇〇〇噸、粕九、〇〇〇噸に達してゐる。

之に對し、華人側油房で水壓機を有してゐるものは義利油房（休業中）以下七工場のみで、他の四四工場は舊式の螺旋搾油器を使用してゐる。そのため、邦人工場の製油歩留三九%に對し華人側は三八%以下で、搾油能率は著しく劣つてゐる。

然し乍ら、青島落花生油工場の生産高は、十五年度の如き油にして三一、五〇〇噸、粕も五二、〇〇〇噸見當に上り、外貨獲得に尠なからず貢獻してゐる。落花生油の輸出先は、英、米、獨、加奈陀、和蘭、日本、上海、廣東向等が主であるが、國際情勢の悪化で第三國向輸出が全面的杜

絶の已むなきに至つたので、今後は對日輸出に轉換の他はあるまい。

次に、近年中國最大の輸出商品たる桐油の如きも、粗油の搾出は地方の零細マニユファクチュアの手で行はれ、漢口その他の大工場で精油されてゐるが、北支に於ては、桐油の搾油工場はその例に乏しいやうに見受ける。

製 蛋 業

鶏卵加工業乃至中國語で俗に製蛋業と稱せらるゝものは、鶏卵、家鴨卵等を生のまゝ冷凍し、或はまた乾燥させて粉となし、海外に輸出するもので、青島、天津は上海、漢口と共に中國の四大輸出港の一つに數へられてゐる。現に青島の如きは、十五年中に大約二、〇〇〇萬元前後の鮮卵、冷凍卵を英、獨向輸出してゐるが、十六年春以降は船腹不足で漸減傾向を辿り、七月以降は文字通り全面的に輸出杜絶の已むなきに至つた。そこで、目下、圓域向輸出に轉換すべく着々準備を進めてゐるが、外人工場の敗退は必至と云ふべく、青島に於ては東亞蛋業の將來性に多大の期待がかけられてゐる。

東亞蛋業は、華人系の茂昌股份有限公司を日支合辦事業に改組し、十五年三月資本金二五〇萬元を以て創立せるもので、三井物産が經營の衝に當つてゐる。一日の鮮卵處理能力は四〇〇箱、